

〈以下は広告スペースです〉

各種相談窓口

遺言・相続ならおまかせ下さい！

- * 遺言書作成・アドバイス
 - * 不動産の相続登記
 - * 預貯金・証券の相続手続き
 - * 遺産分割協議書の作成 など、
- 誠実・ていねいにお話をうかがいます。



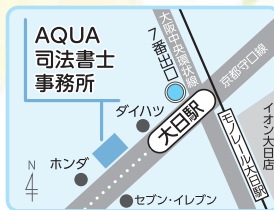
司法書士
高橋 望

アクア
AQUA司法書士事務所

守口市大日町1丁目2番11号 2F

TEL 06-6995-4550

(9:00~17:30)



地下鉄大日駅 7番出口徒歩1分

地下鉄「守口」駅 ③番 徒歩1分
京阪「守口市」駅 東口 徒歩5分

くすのき司法書士事務所

お困りのこと、お力になれる
かもしれません!!

相続・遺言 成年後見

登記全般 帰化 債務整理

会社法務 各種訴訟

夜間 土日祝 予約可能

守口市京阪本通2丁目3番5号
リパディービル守口2F

☎06-4250-5722

<http://www.kusunoki-office.com>



労災保険・
雇用保険

すぐ民商

商売で困ったら
なんでも相談

税金・
税務調査

記帳・決算

開業

法律・許認可

融資・返済

国保・社会保険



民商 全国20万人、府下3万人の会員で商売の
相談・交流、助け合いのネットワーク

守口市八雲東町2丁目49番2号

守口民主商工会

ひとりで悩まず、しっかり対策!

☎06-6906-0180

あなたのお困り事
サポートします!
お気軽にご相談
ください。



相続・遺言

遺産承継

相続放棄

不動産名義変更

早朝・夜間
対応

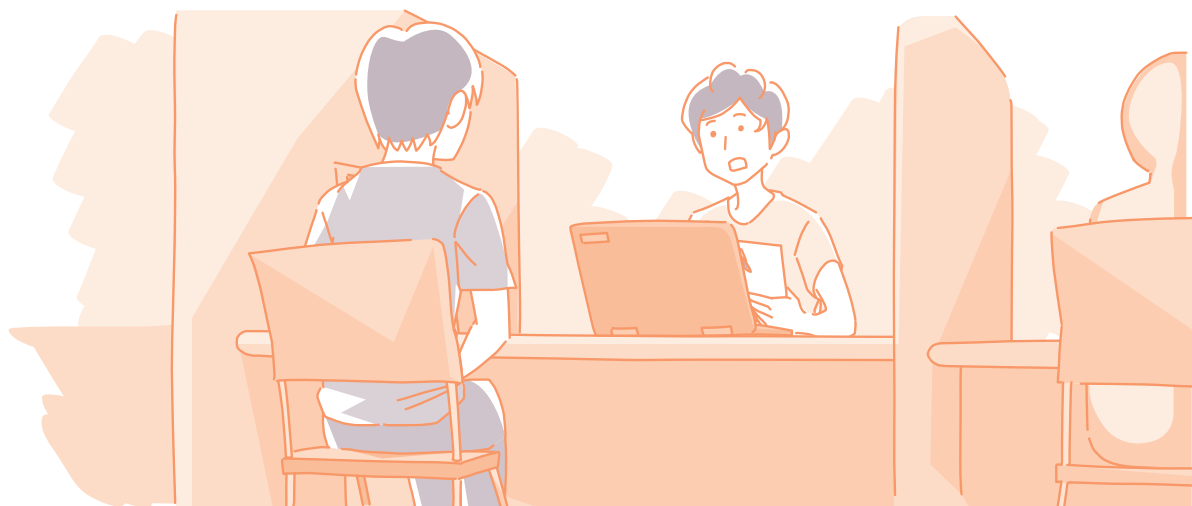
土日・祝
対応

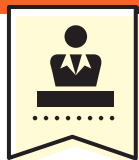
登記・相続
相談無料

司法書士守口法務事務所

守口市大枝東町2番3号2階

☎06-6995-5088





各種相談窓口

各種相談窓口

相談	内容	場所	日時	備考	お問い合わせ先
いきいきネット 相談支援 センター	福祉に関する総合相談 日常生活における悩みや困りごと、福祉制度等に関する相談にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が対応します。	①守口市社会福祉協議会 守口市京阪本通2-5-5 守口市役所7階 TEL 06-6992-2715 ②藤田いきいきネット 相談支援センター 守口市藤田町4-20-1 TEL 06-6900-0809 ③市内各コミュニティセンター	①毎週月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分 ②毎週月～金曜日 午前10時～ 午後4時 ※下記③の開設時間を除く ③第1火曜日 西部コミュニティセンター 第1木曜日 庭窪コミュニティセンター 第2火曜日 北部コミュニティセンター 第2木曜日 南部エリアコミュニティセンター 第3火曜日 錦コミュニティセンター 第3木曜日 東部エリアコミュニティセンター 第4火曜日 八雲東コミュニティセンター 午前10時～ 午前12時	予約不要	守口市 社会福祉協議会 TEL 06-6992-2715
法律相談 (弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の貸借や介護サービス問題など	市役所1階北エリア 市民相談室	弁護士 毎週木曜日 午後1時～4時30分	弁護士要予約 ○オンライン申請予約(前週の木曜日午前0時から) ○電話予約(前週の木曜日午前9時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着14人、1人30分	市民生活部 人権市民相談課 TEL 06-6992-1512
法律相談 (司法書士)	相続・離婚・金銭	市役所1階北エリア 市民相談室	司法書士 毎月第2～4火曜日 午後1時～3時 (祝日、年末年始を除く)	司法書士要予約 ○オンライン申請予約(前週の火曜日午前0時から) ○電話予約(前週の火曜日午前9時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着8人、1人30分	オンライン申請 

(以下は広告スペースです)



やすらぎメモリアル 大真会館

「家族葬」のこととご相談下さい
「手続き」や「費用」のことなど、お応えします

事前のご相談で
安心のご葬儀を

入会金だけで
安心サポート

葬祭大真 やすらぎメモリアルクラブ

大阪メトロ 太子橋今市駅①②号出口 徒歩 約2分 / 京阪電車 土居駅 徒歩 約4分

大真会館 〒570-0078 守口市平代町5番18号
https://www.daisinkaikan.com

24時間 受付

お問い合わせは 0120-42-0788

葬祭サービス安心度調査
2012 評価
AAA
経済産業大臣認可
全葬連 実施

葬祭業安心度調査において
最高の評価をされました

葬祭ディレクターが
承っております



相談	内容	場所	日時	備考	お問い合わせ先
登記相談	相続、売買、贈与等の登記などについて司法書士が相談に応じます。	市役所1階北エリア 市民相談室	毎月第2水曜日 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)	要予約 ◎オンライン申請予約(前週の水曜日午前0時から) ◎電話予約(前週の水曜日午前9時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着6人、1人30分	市民生活部 人権市民相談課 TEL 06-6992-1512  オンライン申請
税務相談	相続税、所得税、贈与税など、各種税務上の問題について税理士が相談に応じます。	市役所1階北エリア 市民相談室	毎月第2金曜日 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)	要予約 ◎オンライン申請予約(前週の水曜日午前0時から) ◎電話予約(前週の水曜日午前9時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着6人、1人30分	
行政書士相談	成年後見・各種契約書の作成などについて行政書士が相談に応じます。	市役所1階北エリア 市民相談室	毎月第1火曜日 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)	要予約 ◎オンライン申請予約(前週の水曜日午前0時から) ◎電話予約(前週の水曜日午前9時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着6人、1人30分	
不動産一般相談	賃貸借契約・不動産の活用などについて宅地建物取引士が相談に応じます。	市役所1階北エリア 市民相談室	毎月第1火曜日 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)	要予約 ◎オンライン申請予約(前週の水曜日午前0時から) ◎電話予約(前週の水曜日午前9時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着6人、1人30分	
行政相談	国等に対する要望・苦情などについて、行政相談委員がお聞きします。	市役所1階北エリア 市民相談室	毎月第4火曜日 午前10時～12時 (祝日、年末年始を除く)	要予約(前日までに) ◎オンライン申請予約(前週の水曜日午前0時から) ◎電話予約(前週の水曜日午前0時から※受付が休日の時は、翌開庁日の午前9時から)先着4人、1人30分	
人権相談	様々な人権問題の悩みについて、人権相談員や人権擁護委員が相談に応じます。	市役所5階南エリア 人権市民相談課	毎週月・水・金曜日 午前9時～12時 毎週木曜日 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)	予約不要	市民生活部 人権市民相談課 TEL 06-6992-1512 
		電話相談 TEL 06-6992-1512	毎月第2・4金曜日 午後5時～8時 (祝日、年末年始を除く)	予約不要 1人50分	
女性のための悩み相談	様々な問題、悩みについて、専門の女性心理カウンセラーがあなたの問題解決をサポートします。	市役所5階南エリア 人権市民相談課	毎月第1～4火曜日 午後1時～4時 (祝日、年末年始を除く)	要予約 電話予約(平日午前9時～午後5時30分) オンライン申請予約 1人50分	女性のための悩み相談 オンライン申請 
LGBTQ+人権相談	性的マイノリティの方やその家族の相談にトランスジェンダーの相談員が応じます。	市役所5階南エリア 人権市民相談課	毎月第2木曜日 午後5時～8時	オンライン申請予約 1人50分	LGBTQ+人権相談 オンライン申請 
暮らし・仕事の相談	生活全般にわたる悩みや困りごとの相談を受けて、自立した生活を送ることができるようさまざまな支援を行います。	市役所6階南エリア くらしサポートセンター守口	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 第2・第4日曜日 午前9時～午後1時 (祝日、年末年始を除く)	予約不要	くらしサポートセンター守口 フリーダイヤル 0800-200-8011 TEL 06-6998-4510

相談	内容	場所	日時	備考	お問い合わせ先
家庭児童相談	0歳から18歳までの子どもについての悩みや困りごとの相談に応じます。必要に応じて地域の関係機関と連携して問題の解決につとめます。	市民保健センター3階 こども家庭センター 家庭児童相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～ 午後5時30分 (祝日、年末年始を除く)	相談は無料です。 予約不要 電話相談可	
児童虐待に関する相談・ 通告先	○虐待と思われる子どもがいたら。 ○子育てに悩む親がいたら。 ○ご自身が出産や子育てに悩んだら。 (匿名でも可能です。秘密は守られます。)	市民保健センター3階 こども家庭センター 家庭児童相談	月～金曜日 午前9時～ 午後5時30分 (祝日、年末年始を除く)	相談無料、予約不要。 (すべて共通です。) TEL 06-6992-1655	こども部 こども家庭センター「あえる」 家庭児童相談 TEL 06-6992-1655
		寝屋川市八坂町28-5 大阪府中央子ども家庭センター	月～金曜日 午前9時～ 午後5時45分 (祝日、年末年始を除く)	TEL 072-828-0161	
		児童相談所虐待対応ダイヤル	夜間・休日 午後5時45分～ 午前9時及び土・日曜日、祝日、年末年始	TEL 072-295-8737	
教育相談	いじめや不登校など、教育に関するさまざまな悩みの相談に応じます。	市役所6階南エリア 教育センター	毎週月曜日～金曜日 午前9時～ 午後5時30分 (祝日、年末年始を除く)	相談は無料です。 面接相談は要予約 電話教育相談[保護者] TEL 06-6992-6346 いじめホットライン[子ども] TEL 06-6992-0177 メール教育相談 [子ども・保護者] soudan@moriguchi-osk.ed.jp LINE教育相談[子ども] ID:@065jpnwi	教育センター TEL 06-6997-0703
消費生活に関する相談窓口 (守口市消費生活センター)	消費者からの消費生活に関する商品やサービスの相談を受けています。	市役所5階南エリア 消費生活センター	月曜日～金曜日 午前9時～ 午後4時30分 (祝日、年末年始を除く)	相談できる方 守口市内に在住・在職・在学の方 予約不要・電話相談可	守口市消費生活センター相談専用電話 TEL 06-6998-3600
空き家不動産無料相談(空き家の所有者向け)	空き家に関する問題について宅地建物取引士が相談に応じます。	市役所1階北エリア 市民相談室	毎月第4月曜日 午前10時～12時 (祝日、年末年始を除く)	要予約 (予約先)公益社団法人 全日本不動産協会 大阪東支部 TEL 06-4250-9191	都市整備部住宅まちづくり課 TEL 06-6992-1696

(以下は広告スペースです)

売却物件募集中
不動産・空き家 買取ります
オカホームの
無料相談・無料査定



CENTURY 21
センチュリー21 オカホーム
まずはお電話ください!

守口市寺内町2丁目7-27

京阪電気鉄道京阪本線「守口市駅」徒歩1分

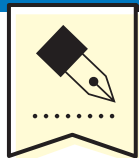
営業時間: 9:30～19:00

定休日: 火曜日、水曜日



0120-925-512





戸籍・住民登録など

総合窓口課(戸籍・住民登録・各種証明など) 9:00~17:30

休日開庁(原則第2・第4日曜) 9:00~13:00

住民異動届・各種証明発行・マイナンバーカード関連業務(第3土曜日の翌日曜日を除く)

※休日開庁では、戸籍・年金に係る業務は取り扱っていません

おくやみ窓口

ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるように、市役所での手続きの支援をおこないます。

対象者

亡くなられた方が守口市に住民登録していたご遺族

必要なもの

申請される方の本人確認証(マイナンバーカード・運転免許証など)

※本人確認証を読み取ることで申請者の基本情報(名前・住所・生年月日など)を必要書類に印字して作成します。

※予約システムを利用し設問に回答することで事前絞り込みが可能となり、手続きの一覧、申請に必要な持ち物のリストをお知らせします。

※「おくやみガイドブック」のチェックリストでも必要な持ち物を確認することができます。

おくやみ窓口 本庁2階 総合窓口課

利用手順

①オンライン(「かんたん窓口」)・電話にて予約、当日受付も可(1時間1枠とし、予約を優先します)

②窓口でヒアリング(システム)により必要部署の絞り込み

③申請者の基本情報を印字した各部署の必要書類を一括で印刷、手続き

※予約なしでのご来場の場合、ヒアリングの後、各部署へご案内することがあります。

問 市民生活部 総合窓口課 おくやみ窓口 **TEL** 06-6992-1523

窓口での本人確認にご協力をお願いします

不正な届け出を防止するため、窓口で届出人の本人確認が義務付けられています。これは平成20年5月1日の住民基本台帳法・戸籍法の一部改正の施行に伴うもので、なりすましなどの不正を未然に防止することを目的としています。

住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更など)の届出者および各種証明書交付申請者に右記の書類を提示していただき、本人であることを確認させていただきます。

なお、窓口にて本人確認のため職員が質問させていただくこともありますので、ご了承ください。

本人確認書類		提示数
A	官公庁発行のもの (顔写真あり)	☒ 運転免許証 ☒ パスポート ☒ マイナンバーカード ☒ 住民基本台帳カード ☒ 在留カード など いずれか1点の提示をお願いします。
B	官公庁発行のもの (顔写真なし)	☒ 健康保険被保険者証 ☒ 介護保険被保険者証 ☒ 年金手帳 ☒ 住民基本台帳カード ☒ 生活保護受給者証 など いずれか2点の提示をお願いします。 (組み合わせについては欄外のとおりです)
C	その他氏名が 記載された書類	☒ 社員証 ☒ 学生証 ☒ 預金通帳 ☒ キャッシュカード ☒ クレジットカード など いずれか2点の提示をお願いします。 (組み合わせについては欄外のとおりです)

本人確認をより確実にさせていただくため、Aに掲げる書類の提示をお願いします。

▶ Aによる本人確認ができない場合

◎住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更など)についてはBまたはCに掲げる本人確認書類から1点の提示をお願いします。

◎戸籍関係の証明書(附票を除く)の交付申請をされる方については、Bに掲げる本人確認書類あるいは社員証、学生証を含めて2点提示をお願いします。

◎税関係の証明書を交付申請される方については、BおよびCに掲げる本人確認書類から2点の提示をお願いします。(守口市民カードをお持ちの方は1点で可)

◎戸籍関係を除く各種証明書(附票を含む)の交付申請およびその他の申請をされる方については、BまたはCに掲げる本人確認書類から1点の提示をお願いします。

▶ 『住民異動の届け出などを正しく行っていますか』

住民基本台帳の記録は、国民健康保険、国民年金、児童手当など、いろいろな行政事務・行政サービスの基礎になっています。

行政サービスを確実に受けられるように、引っ越しなどで住所が変わった人で在留カードなどの切替えをしていない人は、速やかに届け出(申請)をしてください。

住所変更の届出は

転入・転出などの引越しをされたときは、下表の届出が必要です。総合窓口課までお越しください。

なお、届出が出来る人は、本人または世帯主、同一世帯のご家族の人です。それ以外の人が届出する場合は委任状が必要です。

また、総合窓口課では住所変更に伴う各種手続きを行っておりますので該当するものがある場合はお申し出ください。

種類	届出期間	届出人	必要な物	総合窓口課で行える手続き
転入届 (他の市区町村から 守口市へ引越し)	転入した日から 14日以内 ※引越し前に届 出することは できません。	☐ 本人または世帯主 ☐ 代理人(委任状が 必要です)	☐ 前住所地の市区町村の転出証明書 ☐ 本人確認書類 ☐ 国民年金手帳(国民年金加入者のみ) ☐ マイナンバーカード(所持している人 のみ) ☐ 住民基本台帳カード(所持している人 のみ) ☐ 在留カードなど(外国人住民のみ) ☐ 代理人の場合、委任状	☐ 国民健康保険の加入 ☐ 介護保険の認定申請 ☐ こども医療証の申請 ☐ 児童手当の受給申請 ☐ 市立小・中・義務教育学校の就学 通知書発行 ☐ 飼い犬の鑑札の交換
転出届 (守口市から他の 市区町村への引越し)	転出する日までに	☐ 本人または世帯主 ☐ 代理人(委任状が 必要です)	☐ 本人確認書類 ☐ 国民健康保険証(国保加入者のみ) ☐ 市民カード(所持している人のみ) ☐ 代理人の場合、委任状	☐ 国民健康保険証の有効期限変更 ☐ 児童手当受給事由消滅の申請 ☐ 市立小中学校の転退学通知書発行
転居届 (守口市内での 引越し)	転居した日から 14日以内 ※引越し前に届 出することは できません。	☐ 本人または世帯主 ☐ 代理人(委任状が 必要です)	☐ 本人確認書類 ☐ 国民年金手帳(国民年金加入者のみ) ☐ マイナンバーカード(所持している人 のみ) ☐ 住民基本台帳カード(所持している人 のみ) ☐ 在留カードなど(外国人住民のみ) ☐ 代理人の場合、委任状	☐ 犬の所在地変更届 ☐ 市立小中学校の就学・転退学通知 書の発行
世帯主変更届	変更した日から 14日以内	☐ 本人または世帯主 ☐ 代理人(委任状が 必要です)	☐ 本人確認書類 ☐ 国民健康保険証(国保加入者のみ) ☐ 代理人の場合、委任状	☐ 世帯主変更後の国民健康保険証 の発行
世帯分離届 世帯合併届	分離または 合併した日から 14日以内	☐ 本人または世帯主 ☐ 代理人(委任状が 必要です)	☐ 本人確認書類 ☐ 代理人の場合、委任状	

※各届出とも窓口に来られた人の本人確認を行いますので、免許証、保険証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、年金手帳などをお持ちください。

※他課の手続きも総合窓口課で行っていますが、内容によっては担当課にご案内させていただく場合もあります。

問 市民生活部 総合窓口課 住基担当 TEL 06-6992-1530



各種証明書の発行

各種証明書の交付申請の際、本人確認ができる書類が必要です。また、本人以外の方が申請される場合は委任状や必要とする方との関係が明らかになる資料(疎明資料)が必要となる場合がありますので、くわしくは総合窓口課へお問い合わせください。

➡ 総合窓口課が取り扱う各種証明書

証明書の種類	内容	申請時に必要なもの	1通あたりの手数料	適用
住民票の写し	住民の住居関係を証明するものです。通常「世帯主氏名・続柄」、「本籍地・筆頭者氏名」、「個人番号(マイナンバー)」および「国籍・在留資格等」(外国籍の方のみ)欄は省略していますが、必要に応じて記載することができます。	☐ 本人確認書類	300円	世帯全員の写し 世帯一部の者の写し
住民票(除票)の写し	転出、死亡、住民票の改製などにより消除された住民票の写しで、保存期間(5年)内であれば発行できます。	☐ 本人確認書類	300円	
住民票記載事項証明書	住民票のうち標準的な証明事項(氏名、生年月日、性別、住所など)を記載したもの	☐ 本人確認書類	300円	自ら証明用紙を持参することにより、その用紙に市長印で認証する場合(公的年金以外の現況証明など) 市役所所定の証明書を作成する場合
戸籍全部・個人事項証明(謄本・抄本)	戸籍の内容を証明したもの	☐ 本人確認書類	450円	謄本とは、その戸籍の全ての者を証明したもの 抄本とは、その戸籍の一部の者を証明したもの
除籍・改製原戸籍(謄本・抄本)	除籍(一つの戸籍内の全員が除かれた戸籍) 改製原戸籍(法令等の改正によって除かれた戸籍)	☐ 本人確認書類	750円	謄本とは、その戸籍の全ての者を証明したもの 抄本とは、その戸籍の一部の者を証明したもの
戸籍の附票(全部・一部)	戸籍単位に本籍、筆頭者氏名、在籍者氏名、住所、住所を定めた日などを記載したもの	☐ 本人確認書類	300円	全部とは、その戸籍の全ての者を証明したもの 一部とは、その戸籍の一部の者を証明したもの
戸籍届出受理証明書	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの	☐ 本人確認書類 ☐ 代理人の場合、本人直筆の委任状	350円 (上質紙1,400円)	
諸証明(破産・後見に関する証明)	破産宣告・後見登録の通知を受けていないことを証明するもの	☐ 本人確認書類	300円	
印鑑登録証明書	印鑑登録印影、住所、氏名、生年月日を証明するもの	☐ 印鑑登録証 ☐ 本人確認書類	300円	
自動車臨時運行許可	自動車の臨時運行のための許可証とナンバープレートの貸与	☐ 本人確認書類 ☐ 原本(自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書)	750円 (1車両)	許可期間は最大5日間
転出証明書	転出届時に発行し、転入届時に提出するもの	☐ 本人確認書類	無料	
マイナンバーカードの再交付	マイナンバーカードは本人確認書類およびマイナンバー確認書類として利用できます。	☐ 本人確認書類 ☐ 写真	800円	
公的個人認証サービスの電子証明書の再交付	インターネットを通じて行政手続を行う際に必要になる証明書です。	☐ マイナンバーカード ☐ 本人確認書類	200円	
広域交付住民票	守口市以外に住居登録されている方が、本人申請するもので、住基ネットを利用した住民票の写しの交付	☐ 官公署が発行した写真付証明書	300円	
広域交付戸籍全部事項証明(謄本)	戸籍の内容を証明したもの(本籍地が守口市以外)	☐ 官公署が発行した写真付証明書	450円	謄本とは、その戸籍の全ての者を証明したもの(委任状による代理人が申請することは出来ません)
広域交付除籍・改製原戸籍(謄本)	除籍・改製原戸籍の内容を証明したもの(本籍地が守口市以外)	☐ 官公署が発行した写真付証明書	750円	謄本とは、その戸籍の全ての者を証明したもの(委任状による代理人が申請することは出来ません)
課税(所得)証明書	個人市・府民税の課税額、所得金額などを証明したもの	☐ 本人確認書類	300円	
納税証明書	課税額、納付済額などを証明したもの。(個人市・府民税、固定資産税、軽自動車税等)	☐ 本人確認書類	300円	
継続検査用軽自動車税納税証明書	軽自動車の滞納がない旨を証明します。	☐ 本人確認書類	無料	
評価(公課)証明書	固定資産課税台帳に記載されている事項を証明します。	☐ 本人確認書類	300円	

➡ 各種支払いの方法について

- 1.現金による支払い
- 2.クレジット、二次元コード等のキャッシュレス決済による支払い

問 市民生活部 総合窓口課 証明担当 **TEL 06-6992-1569**

戸籍関係

種類	届出期間	届出人	届出先	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	◎父または母	◎生まれたところ ◎本籍地 ◎届出人の住所地	☑ 出生証明書 ☑ 母子健康手帳
死亡届	死亡を知った日から7日以内	◎親族 ◎同居者 ◎家主、地主、家屋管理人、土地管理人 など	◎死亡したところ ◎本籍地 ◎届出人の住所地	☑ 死亡診断書
死産届	死産した日から7日以内	◎父または母 ◎同居人 ◎出産に立ち会った医師など	◎死産したところ ◎届出人の住所地	☑ 死産証書
婚姻届		夫及び妻	◎本籍地 ◎届出人の住所地	
離婚届	裁判離婚等の場合、成立・確定日から10日以内	▶協議離婚の場合 夫及び妻 ▶調停・審判・裁判離婚の場合 申立人	◎本籍地 ◎届出人の住所地	☑ 調書または判決書の謄本および確定証明書 (調停・審判・裁判離婚の場合)
転籍届		戸籍の筆頭者及び配偶者	◎新本籍地 ◎旧本籍地 ◎届出人の住所地	
養子縁組届		養親及び養子 (15歳未満は法定代理人)	◎本籍地 ◎届出人の住所地	

※婚姻・離婚・認知・養子縁組・養子離縁の届出の際には、運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いしています。

問 市民生活部 総合窓口課 戸籍担当 **TEL 06-6992-1526**

マイナンバーカードを利用して住民票の写しなどの証明書がコンビニで取得できます。

➡ コンビニで取得可能な証明書の種別と証明書手数料

①住民票の写し(世帯全員、世帯一部)	200円
②印鑑登録証明書(本人分のみ)	200円
③戸籍全部(一部)事項証明書	350円
④戸籍の附票(全部、一部)	200円
⑤課税証明書(本人分のみ)	200円

➡ 利用できる店舗

多機能端末機(マルチコピー機)設置のコンビニ、スーパーマーケット、ドラッグストアなど

➡ 利用できる日時

12月29日から翌1月3日までを除く全日
午前6時30分から午後11時まで

※メンテナンスによりご利用いただけない場合もあります。
※戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の取得は午前9時から午後9時までです。

➡ 利用方法

多機能端末機(マルチコピー機)のタッチパネルを操作します。

店舗により機種は異なりますが、初期画面で「行政サービス」ボタンをタッチして、パネルの指示どおりに操作してください。

※マイナンバーカードを持参しないと、ご利用できません。

問 市民生活部 総合窓口課 住基担当

TEL 06-6992-1530

オンライン申請システムでの住民票等取得

マイナンバーカードを利用した行政サービスを広げております。

対象者

- ①個人の方
- ②守口市に住民登録もしくは戸籍がある(あった)ご本人、または同一世帯の方
- ③有効な電子証明書(署名用電子証明書)が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方
※署名用電子証明書を利用する際は、マイナンバーカード交付時にご自身で設定いただいた6桁から16桁の暗証番号が必要です。
- ④クレジットカードをお持ちの方(領収書は発行されません)

必要なもの

マイナンバーカードを読み取るスマートフォンもしくは、パソコン
インターネットに接続できる環境

窓口

守口市のオンライン申請システム(24時間365日受付※システムメンテナンス時除く)
(未登録の人は初回登録が必要です)



利用手順

- ①ログイン後、「住民票の写し」または「戸籍全部(個人)事項証明書」の交付請求を選択する。
- ②申請者の情報は自動入力されますので、必要な証明書、枚数や郵送方法を入力してください。

- ③TKC TASK ポータルのアプリをインストール後、マイナンバーカードを読み取り、電子署名を行ってください。
- ④総合窓口課にて内容の審査後にメールを送付します。
- ⑤ログイン後に、クレジットカード情報を入力して支払いしてください。※期限内に支払いがなかった場合、申請を取り下げますので、お早めにお手続きをお願いします。
- ⑥支払いが完了し、確認が取れたら、総合窓口課から証明書を郵送します。

問 市民生活部 総合窓口課 郵送担当 TEL 06-6992-1569

証明書の郵送請求について

戸籍全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄本)や住民票の写し、転出証明書などは郵送により請求することができます。

- ◎戸籍全部事項証明書(謄本)・戸籍個人事項証明書(抄本)の請求ができる方…その戸籍に記載されている方(同籍者)、直系尊属または直系卑属。
- ◎住民票の写し、転出証明書の請求ができる方…本人または世帯主、同一世帯のご家族の方。
- 上記以外の方が申請する場合は、本人からの委任状やご関係のわかる資料など(提出していただいた資料の返却はいたしません。)が必要です。

また、申請が人権侵害につながるおそれがあると判断した場合は交付をお断りしております。

問 市民生活部 総合窓口課 郵送担当 TEL 06-6992-1569

外国人住民(特別永住者・中長期在留者)

特別永住許可ならびに特別永住者証明書の交付申請については市役所で行います。
中長期在留者の在留期間更新等については出入国在留管理庁での手続きになります。

▶ 特別永住者

種類	届出期間	届出人	必要な物
生まれたとき	生まれた日から60日以内	生まれた子の親権をおこなう人	☒ 出生したことを証する書類 ☒ 父及び母の特別永住者証明書 ☒ 生まれた子の住民票の写し
日本国籍を離脱・喪失したとき	事由が生じた日から60日以内	☒ 本人(16歳以上) ☒ 親権者または未成年後見人(本人が16歳未満の場合)	☒ 日本国籍を離脱・喪失したことを証する書類 ☒ 平和条約国籍離脱者の子孫であることを証する書類 ☒ 写真1枚(16歳以上)※1 ☒ 住民票の写し
死亡したとき (特別永住者証明書の返納)	死亡した日から14日以内	◎親族など	☒ 死亡した人の特別永住者証明書※2
氏名、生年月日、性別、 国籍・地域の変更	変更してから14日以内	☒ 本人(16歳以上) ☒ 同居の親族(本人が16歳未満の場合、また本人からの依頼によるとき) ☒ 取次者(届出弁護士など)	☒ 旅券(所持する場合) ☒ 写真1枚(16歳以上の人)※1 ☒ 特別永住者証明書※2 ☒ 変更を生じたことを証する書類
有効期間の更新	有効期間満了日の2か月前(16歳未満は6か月前)から有効期間満了日	☒ 本人(16歳以上) ☒ 同居の親族(本人が16歳未満の場合、また本人からの依頼によるとき) ☒ 取次者(届出弁護士など)	☒ 旅券(所持する場合) ☒ 写真1枚※1 ☒ 特別永住者証明書※2
紛失などによる再交付	事実を知った日から14日以内	☒ 本人(16歳以上) ☒ 同居の親族(本人が16歳未満の場合、また本人からの依頼によるとき) ☒ 取次者(届出弁護士など)	☒ 旅券(所持する場合) ☒ 写真1枚(16歳以上)※1 ☒ 特別永住者証明書を失ったことを証する資料 ☒ 本人確認書類※3
汚損などによる再交付	いつでも	☒ 本人(16歳以上) ☒ 同居の親族(本人が16歳未満の場合、また本人からの依頼によるとき) ☒ 取次者(届出弁護士など)	☒ 旅券(所持する場合) ☒ 写真1枚(16歳以上)※1 ☒ 特別永住者証明書※2 ☒ 本人確認書類※3
交換希望による再交付	いつでも	☒ 本人(16歳以上) ☒ 同居の親族(本人が16歳未満の場合、また本人からの依頼によるとき) ☒ 取次者(届出弁護士など)	☒ 旅券(所持する場合) ☒ 写真1枚(16歳以上)※1 ☒ 収入印紙(1,300円。交付時に提出) ☒ 特別永住者証明書※2

※1 3ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景で縦4cm×横3cmのもの

※2 特別永住者証明書とみなされる旧外国人登録証明書も含む

※3 運転免許証、パスポート、保険証など

▶ 特別永住者・中長期在留者

種類	届出期間	届出人	必要な物
住居地届出 (住所変更の際に在留カード 特別永住者証明書を持参し なかった場合)	転入・転居した日から14日以内	☒ 本人(16歳以上) ☒ 同居の親族(本人が16歳未満の場合、また本人からの依頼によるとき) ☒ 取次者(届出弁護士など)	☒ 在留カードもしくは、特別永住者証明書

問 市民生活部 総合窓口課 住基担当 TEL 06-6992-1530

本人通知制度について

戸籍謄本や住民票の写しの不正請求を防止するための制度で、第三者に証明書を交付したとき登録者にその事実を通知します。通知を希望する人は、事前の登録が必要です。

➡登録できる人

1. 守口市の住民基本台帳、戸籍の附票に記載されている人（除かれた人を含む）
2. 守口市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）
注）ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できません

➡登録に必要なもの

1. 本人による申し込み…本人確認書類
2. 法定代理人による申し込み…法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本など）と、本人確認書類
＊本籍地が守口市の場合は戸籍謄本に限り提出の必要はありません
3. 代理人による申し込み…委任状と本人確認書類

➡登録の申し込み

総合窓口課、大日サービスコーナーにおいて受付けています。

問 市民生活部 総合窓口課 戸籍担当

TEL 06-6992-1526

住居表示について

➡住居表示証明書

住居表示前と後が確認できる証明書が必要なとき

➡住居番号表示板が必要なとき

新築や改築、出入口の変更、通路変更などに伴う住居表示が必要なとき

➡同じ住所（住居番号）が複数ありお困りのとき

以下に該当する場合は申請により住所に補助番号を付番することができます。

1. 同じ住所の建物が10棟以上あるとき
2. その他建物の特定が困難であるとき

問 市民生活部 総合窓口課 住基担当

TEL 06-6992-1530

自動車の臨時運行許可の申請について

自動車の臨時運行許可の申請を総合窓口課で受け付けます。番号の許可期間は最大5日間で、申請には自動車検査証の原本（抹消登録証明書等）、自動車損害賠償責任保険証明書の原本、本人確認書類の原本（免許証等）が必要です。

問 市民生活部 総合窓口課 証明担当

TEL 06-6992-1569

印鑑登録証の交付について

印鑑登録は、守口市の住民基本台帳に記録されている人のうち、15歳以上の人が申請できます。

＊成年被後見人は、成年後見人同伴の場合に限り印鑑登録の申請を行うことができます。

印鑑登録証の交付が当日できる場合

➡本人が登録申請する場合

①または②により印鑑登録証の交付が当日できます。

- ①官公署発行の顔写真が付いた有効期限内の免許証・許可証・証明書などの本人確認書類と登録印鑑を持参してください。
- ②免許証などの本人確認書類をお持ちでない人は、保証人となる人と共に来庁していただくことで、交付が可能になります。保証人とは、すでに守口市で印鑑登録証の交付を受けている方（未成年者を除く）です。その際、保証人となる人は、印鑑登録証と登録印を持参していただき、登録される方が本人に相違ないと保証した書面（保証書）を作成していただきます。登録される人は、本人確認書類（健康保険証等）と登録印鑑を持参してください。

印鑑登録証の交付が当日できない場合

➡本人が登録申請する場合

上記①または②を持参できない場合は、印鑑登録証の交付が当日できません。

登録印鑑を持参し、印鑑登録届を行っていただきます。

本人確認と登録意思確認のため、本人あてに照会書（回答書付）を郵送しますので、本人が回答書欄に記入押印の上、回答書、本人確認書類、登録印鑑を持参し、登録手続きを行ってください。

また、代理人が、回答書を持参する場合は、委任状欄に本人が記入押印の上、本人確認書類と代理人の本人確認書類と登録印鑑、代理人の認印を持参し、登録手続きを行ってください。

➡代理人に登録申請を依頼する場合

本人が作成した委任状、登録印鑑、代理人の認印を代理人が持参し、印鑑登録届を行ってください。

本人確認と登録意思確認のため、本人あてに照会書（回答書付）を郵送しますので、本人が回答書欄に記入押印の上、回答書、本人確認書類、登録印鑑を持参し、登録手続きを行ってください。

また、代理人が、回答書を持参する場合は、委任状欄に本人が記入押印の上、本人確認書類と代理人の本人確認書類と登録印鑑、代理人の認印を持参し、登録手続きを行ってください。

問 市民生活部 総合窓口課 住基担当

TEL 06-6992-1530

パスポート申請

➡申請できる人

日本国籍を有し、守口市に住民登録をしている人、または守口市に住民登録はないが、守口市に居所（生活の拠点）がある人。

＊本市に住民登録のない人は、住民票と居所を証明する書類（居所に届いた郵便物、マンションの賃貸契約書など）が必要です。

➡ 取扱業務

申請受付(新規、切替新規、訂正新規、残存期間同一旅券申請)、一般旅券交付および紛失などの届出

*本市で申請した人は、本市での受け取りになります(大阪府パスポートセンターで受け取ることはできません)。

➡ 申請に必要な書類など

①一般旅券発給申請書 ②戸籍謄本

③写真 ④本人確認書類 ⑤前回取得したパスポート

*②③については、いずれも発行から6ヶ月以内のもの

*状況に応じて、その他の書類が必要となる場合があります。

*申請は月曜日から金曜日 午前9時から午後4時半(祝日及び12月29日から翌1月3日を除く)

問 市民生活部 総合窓口課 パスポート担当

TEL 06-6992-1527

パスポート(切替新規)申請が、オンライン受付できるようになりました。

➡ 必要なもの

- ①有効な電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- ②有効なパスポート(旅券の残りの有効期間が1年未満の方)
- ③マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンでインターネットに接続できる環境

➡ 窓口

マイナポータル

※(15歳以上は、ご本人が申請します。15歳未満または成年被後見人は、法定代理人が申請します。)



➡ 利用手順

- ①マイナポータルアプリで、ログインする。
- ②顔写真・申請者の署名(サイン)を撮影し、申請者情報(氏名、本籍など)の入力をする。
- ③データ提出前にマイナンバーカードやパスポートを読み取る。
- ④申請データを提出する。
- ⑤守口市役所で、パスポートを受け取る。

問 市民生活部 総合窓口課 パスポート担当

TEL 06-6992-1527

マイナンバーカードについて

➡ マイナンバーカードとは

マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのICチップ搭載のプラスチック製カードです。

マイナンバーカード1枚で、個人番号確認書類及び本人確認書類として使用できます。

➡ マイナンバーカードの券面記載事項

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間などが記載されています。

マイナンバーカードの券面およびICチップ内に、所得・課税状況などの個人情報は記録されません。

➡ マイナンバーカードの有効期間

カード発行日から10回目の誕生日まで(発行時、未成年の人は5回目の誕生日まで)

➡ マイナンバーカードの発行手数料

初回交付手数料は無料です(電子証明書分含む)。

マイナンバーカードの申請から交付まで

1. 申請方法

各世帯に簡易書留で郵送された「個人番号通知書」に同封されている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」にご自身の顔写真を添えて、地方公共団体情報システム機構へ返送することにより、マイナンバーカードの交付申請ができます。

2. 交付通知書を郵送します。

地方公共団体情報システム機構でマイナンバーカードが作成されると市役所に発送されます。

市役所での交付の準備が整いましたら、交付通知書(はがき)を発送しますので、ご自宅に届きましたら必要書類をご持参のうえ、申請者ご本人が総合窓口課までお越しください。

3. 交付について

総合窓口課にお越しいただき暗証番号を設定していただきマイナンバーカードを交付します。

マイナンバーカードの受け取りは原則申請者ご本人がお越しいただくことになっております。

代理人が受領できるのは、申請者ご本人が病気や重度の障害により市役所への来庁が困難であることを診断書等で確認できる場合に限られます。受け取りに必要なものなど詳しくは総合窓口課までお問い合わせください。

転出・転入の手続きがスムーズになります

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方、ご自宅のパソコンやスマートフォンを使用し、マイナポータルアプリからオンライン申請ができます。

(注)利用者用電子証明書(数字4桁の暗証番号)・署名用電子証明書(英数字6桁から16桁以内の暗証番号)が必要。

転出日までにオンライン申請されるか、郵送または窓口で転出届を行えば、通常の手続きで発行される転出証明書なしで、転入地の市区町村窓口で転入の手続きができます。

必ず、マイナンバー(個人番号)カードを持っていく必要があります。

ただし、異動(引っ越し)日から14日を過ぎた場合は、通常の転出と同様に転出証明書を利用した手続きとなります。

マイナンバーカードの健康保険証利用

特定検診情報や薬剤情報・医療費の確認、確定申告の医療費控除もできます。

利用にはお手続きが必要です。

公金受取口座登録制度

給付金などを受け取るため、預貯金口座(公金受取口座)を予め登録しておくことで、年金、児童手当などの給付金を申請するときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

※公金受取口座の登録だけで給付金の申請が完了するものではありません。給付金の受け取りには別途申請が必要になります。

問 市民生活部 総合窓口課 住基担当

TEL 06-6992-1530



年金・国保・後期高齢者医療

国民年金のしくみと手続きは

国民年金は国の社会保障制度の一つで、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は職業などによって3種類に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納める方法が違います。また、結婚や就職、転職などで加入する種類が変わったときは種別変更などの手続きが必要です。手続きを忘れると将来、年金が受けられなくなる場合がありますので注意してください。

20歳になったら

20歳になると、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」とともに国民年金制度のリーフレット、納付書や年金手帳等が送付されます。(20歳現在で、厚生年金または共済年金に加入中の場合は、送付されません。)

➡ 免除・納付猶予制度・学生納付特例制度

申請は年度(7月～翌年6月・学生は4月～翌年3月)ごとに、承認された期間の保険料は免除または猶予されます。

国民年金からは3つの基礎年金が支給されます

➡ 老齢基礎年金

原則として納付や免除等の期間が10年以上ある人が65歳になったときから受けられる年金です。

➡ 障害基礎年金

国民年金に加入中または、20歳未満および65歳未満に初診日がある、病気やけがで障害者になったときに受けられる年金です。(納付要件有)

➡ 遺族基礎年金

国民年金加入中の被保険者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子(18歳に達する日以後の最初の3月31日になるまでの子、障害等級の1級・2級の障害のある20歳未満の子)のある配偶者または子が受けられます。(納付要件有)

国民年金の種類

	厚生年金	共済年金	
第1号被保険者	第2号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
国民年金(基礎年金)			
自営業者や学生など	会社員や公務員など		会社員や公務員などの被扶養配偶者

第1号被保険者の保険料	○自営業者 ○学生など	国に納めてください。 定額保険料(年度ごとに変 わります)月額16,980円 (令和6年度) ※前納(割引)制度があります。 付加保険料 月額400円 (別途申込が必要)
第2号被保険者の保険料	○厚生年金加入者 ○共済年金加入者	保険料は、加入している制 度から支払われます。
第3号被保険者の保険料	厚生年金・共済年 金加入者に扶養さ れている配偶者	配偶者の加入している制度 全体で負担されます。

もし保険料が払えなかったら… 年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人に、申請によって保険料を免除、猶予する制度があります。本人確認証(マイナンバーカード・運転免許証など)及び年金手帳、離職票などを持って市役所2階北エリアの総合窓口課年金担当へ。

産前産後期間の保険料免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合には、出産予定月の前3カ月目)から出産予定月の翌々月までの各月分の保険料の納付が全額免除されます。

この産前産後免除の出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産を含みます。

全額免除された月は、保険料納付済期間に算入されます。産前産後免除の届出は、出産予定日の6カ月前から可能です。

「マイナポータル」を使うと便利です

マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、「マイナポータル」というアプリをダウンロードして頂くと、

- ①国民年金(第1号被保険者)加入の届出
 - ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
 - ③国民年金保険料 学生納付特例の申請
 - ④国民年金 付加保険料納付申出(辞退)の申出
 - ⑤国民年金 付加保険料該当(非該当)の届出
 - ⑥国民年金保険料 産前産後免除の届出
- の手続きの電子申請ができます。

また、「マイナポータル」から「年金ネット」につなげると、年金記録の確認や、将来の年金受取見込額の試算等もできて大変便利です。是非ご利用ください。

なお、詳しい操作手順につきましては、日本年金機構のホームページをご覧ください。



問 市民生活部 総合窓口課 年金担当

TEL 06-6992-1524

国民健康保険(国保)の概要

我が国では、「国民皆保険制度」のもと、他の医療保険の加入者や生活保護の受給者以外の人、全て国民健康保険(国保)の被保険者となります。

例えば、自営業の人、農業や漁業を営んでいる人、パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人、退職して職場の健康保険を脱退した人などが加入することとなります。

国保は、被保険者から納付していただく保険料などをもとに、病気やけが、出産、死亡に対して必要な保険給付を行う医療保険です。

国保の届出

▶ 国民健康保険の資格取得・喪失の届出は、14日以内に行ってください！

国保の資格取得・喪失は届出をする必要があります。取得・喪失の届出は、14日以内に行わなければなりません。

取得の場合、届出が遅れると、保険料は職場の健康保険を脱退した日からさかのぼって賦課されますが、医療費については、取得の届出をする前日までの分は全額自己負担となる場合があります。

喪失の場合、届出がなければ保険料が請求され続けます。また、職場の健康保険に加入した後に国保の保険証を使用すると、その分の給付費を守口市に返還していただくこととなります。

国保の資格を取得する場合	届出に必要なもの	届出場所
ほかの市区町村から転入してきた場合	P33を参照	
子どもが生まれた場合	P35を参照	
職場の健康保険を脱退した場合	職場の健康保険の資格を喪失した証明書(資格喪失証明書など)	保険課
職場の健康保険の被扶養者でなくなった場合		
生活保護の受給者でなくなった場合		
	保護廃止各課連絡票	
国保の資格を喪失する場合	届出に必要なもの	届出場所
ほかの市区町村に転出する場合(※1)	P33を参照	
加入者が死亡した場合(※1)	P35を参照	
職場の健康保険に加入した場合(※1)	職場の健康保険の資格を取得したことを証明するもの	保険課
職場の健康保険の被扶養者になった場合(※1)		
生活保護の受給者になった場合(※1)	生活保護開始決定通知書	

◎届出に必要なものと一緒に、マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類と写真入りの本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)をお持ちください。写真入りの本人確認書類がない場合は、公的機関が発行する書類(介護保険証、公費負担医療証など)が2点必要です。

◎守口市内での住所の変更や世帯主の変更など、住民票に関する届出は、総合窓口課で行ってください。

※1 お手元に資格確認書があれば返還してください。

国保の給付

▶ 医療機関などで支払う自己負担額の割合

医療機関などで診察を受けたときなどに支払う自己負担額の割合は次のとおりです。

- ①義務教育就学前…2割
- ②義務教育就学から70歳未満…3割
- ③70歳以上75歳未満…2割(現役並み所得者は3割)

▶ 高額療養費

毎月1日から月末までの1か月にかかる医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。ただし、入院時の食事代やベッド代は支給の対象になりません。

なお、1つの医療機関で1か月の自己負担額が自己負担限度額を超えるおそれがあるときは、「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関に事前に提示することにより、医療機関での支払額を自己負担限度額までにすることができます。

マイナ保険証を利用すれば、「限度額適用認定証」を申請いただくことなく、医療機関での支払額を自己負担限度額までにすることができます(70歳未満の人で保険料を滞納している場合を除く)。

各世帯の自己負担限度額は、表1と表2のとおりです。

制度改正がありましたら、市ホームページでお知らせします。

【表1】70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

	所得区分	3回目まで	4回目以降(※2)
	所得(※1)		
住民税課税世帯	901万円超(区分ア)	252,600円+A A=(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超 901万円以下(区分イ)	167,400円+B B=(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	210万円超 600万円以下(区分ウ)	80,100円+C C=(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下(区分エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(区分オ)		35,400円	24,600円

◎A、B、Cはそれぞれ医療費の総額が842,000円、558,000円、267,000円を超えた場合に加算します。

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分アと判定します。

※2 過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が3回あったときの4回目以降の自己負担限度額です。

※3 70歳未満の人の場合は、それぞれの病院・診療所において、医療費の自己負担額が21,000円以上となったときに自己負担額を合算し、合算額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が高額療養費の支給対象となります。

【表2】70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分		外来 (個人単位) ④	外来+入院 (世帯単位) ⑤
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+A A=(医療費の総額-842,000円)×1% 【140,100円(※4)】	
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+B B=(医療費の総額-558,000円)×1% 【93,000円(※4)】	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+C C=(医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円(※4)】	
一般 (課税所得145万円未満等)		18,000円 (※5)	57,600円 【44,400円(※6)】
低所得者Ⅱ		8,000円 (※5)	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円 (※5)	15,000円

- ◎A、B、Cはそれぞれ医療費の総額が842,000円、558,000円、267,000円を超えた場合に加算します。
- ◎75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の自己負担限度額がそれぞれ2分の1になります。
- ※4 過去12か月以内に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。
- ※5 年間(8月～翌年7月)の自己負担限度額は144,000円です。一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の自己負担限度額です。
- ※6 過去12か月以内に⑤の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。

▶入院時食事療養費

入院したときの食事代は、診察にかかる費用とは別に、1食分として標準負担額を自己負担していただきます。

各世帯の標準負担額は下表のとおりです。

【表】入院したときの食事代の標準負担額(1食あたり)

			令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から
住民税課税世帯(下記以外の人)			460円	490円
	指定難病患者など ※1 ※2		260円	280円
70歳未満の 住民税非課 税世帯	70歳以上の低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円	230円
		過去12か月で90日を超える入院	160円	180円
70歳以上の低所得者Ⅰ			100円	110円

- ※1 小児慢性特定疾病児童等または指定特定医療を受ける指定難病患者
- ※2 平成28年3月31日現在において1年以上精神病棟に入院している患者で、平成28年4月1日以降も引き続き入院し、退院するまでの間にある人は、令和6年6月1日以降も260円に据え置かれます。
- ※3 住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの人で、90日までの入院の場合、マイナ保険証を利用すれば、申請いただくことなく医療機関での支払額を標準負担額までとすることができます。

- ※4 90日を超える入院の場合は、申請が必要です。マイナ保険証を利用した場合でも申請が必要です。
- ※5 65歳以上の人が療養病床に入院したときは、表の基準と異なる標準負担額となります。

▶療養費

事故や急病で、やむを得ずマイナ保険証や資格確認書を持たずに医療機関などにかかり、医療費を全額支払った場合や、コルセットなどの補装具の費用を支払った場合などは、保険課への申請により、支払った額から自己負担額を差し引いた額が支給されます。

▶出産育児一時金

出産にかかった費用について、医療機関などで「直接支払制度」に合意いただくと、国保から医療機関などに支払額を限度として、出産育児一時金を支払うことができます。また、出産にかかった費用が支給額に満たない場合や、直接支払制度を利用しない場合は、申請により支給されます。

なお、妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

支給額

- ◎産科医療補償制度に登録した医療機関などで
妊娠22週以上の出産の場合 500,000円
- ◎上記以外の場合 488,000円

▶葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給されます。

支給額

50,000円

▶第三者行為に関する届出

交通事故など第三者の行為により傷病を負った場合でも、国保で医療機関にかかることができますが、保険課に「第三者行為による傷病届」を提出してください。第三者の行為により受けた治療にかかった医療費(一部負担金を除く)は、国保が一時的に立て替え、後日第三者に対し立て替えた医療費を請求します。交通事故の加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。

▶特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、40歳以上75歳未満の国保の加入者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した健診です。

守口市では、市民保健センターで実施している集団健診と守口市内協力医療機関で実施している個別健診を行っています。(P51を参照) 健康状態をチェックするためにも、毎年必ず受けるようにしましょう!

特定健康診査の結果、検査項目が一定の基準値を超える場合、特定保健指導を行い、生活習慣の改善を支援します。

▶ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が切れた後に、同一の有効成分で作られる薬です。効き目は新薬と同等で、新薬より安価に購入することができます。

ジェネリック医薬品への切替えを希望する場合は、かかりつけのお医者さん、薬剤師さんにご相談ください。

問 健康福祉部 保険課

TEL 06-6992-1545

国民健康保険料及び納付回数について

国民健康保険料の算定期間は毎年4月から翌年3月までの1年間です。保険料は医療分、後期分、介護分（40歳以上65歳未満の人のみ）に区分され、医療分と後期分については、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分については、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となります。

年間の保険料を前年中の所得に基づいて計算し、6月に世帯主宛に保険料の通知書を10回納期でお送りします。ただし、特別徴収（年金天引き）の人は年金支給月（偶数月）に保険料が年金から天引きされますので、納付回数が変わります。

年度途中で国保への加入の届出をされた人は、加入事由が生じた月から3月までの保険料を計算し、加入の届出をした月の翌月中旬に通知します。保険料は、加入の届出をした月の翌月から3月までの月割回数で納めることとなります。また、年度の途中で国保からの脱退の届出をされた人は、脱退の届出をした月の翌月に、脱退事由が生じた月の前月までの保険料を通知します。

問 健康福祉部 保険課

TEL 06-6992-1545

国民健康保険料の納付方法

納付方法には下記の4つの方法がありますが、原則「口座振替」となっております。特別徴収（年金天引き）ではなく、特別の事情がない場合は、口座振替で納付いただくようお願いいたします。

▶ 納付方法について

1. 金融機関およびコンビニでの納付

所定の納付書により、金融機関の窓口およびコンビニエンスストアで納める方法です。

2. スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードを市が取扱う専用アプリで読取り、アプリ内に現金をチャージして即時に納付できます。

3. 口座振替による納付

金融機関（ゆうちょ銀行を含む守口市委託契約先金融機関）の指定口座から引き落としで納める方法です。金融機関または保険課および保険収納課窓口でお手続きができます。

なお、手続き方法は下記の表をご参照下さい。

手続きする場所	振替を希望する金融機関	手続きに必要なもの	申し込み書類
金融機関の窓口	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合	金融機関へお問い合わせください。	預金口座振替依頼書（銀行などの窓口または保険収納課に備付け）
	ゆうちょ銀行および郵便局		自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行および郵便局または保険収納課に備付け）

手続きする場所	振替を希望する金融機関	手続きに必要なもの	申し込み書類
保険課および保険収納課の窓口	①みずほ銀行 ②ゆうちょ銀行 ③三菱UFJ銀行 ④三井住友銀行 ⑤りそな銀行 ⑥関西みらい銀行 ⑦北おおさか信用金庫 ⑧大阪信用金庫 ⑨北河内農業協同組合	☑ キャッシュカード（暗証番号が必要）	なし

自主納付・口座振替に関する問い合わせ

問 健康福祉部 保険収納課

TEL 06-6992-1537・1538

4. 特別徴収（年金からの天引き）による納付

世帯主を含む国保加入者がすべて65歳以上75歳未満の世帯の保険料は原則として世帯主の年金から徴収します。ただし、次の要件のいずれかにあてはまる世帯は特別徴収にはなりません。

- ◎世帯主が擬制世帯主
- ◎受給している年金が年額18万円未満
- ◎世帯主の介護保険料が特別徴収されていない
- ◎介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える

特別徴収に関する問い合わせ

問 健康福祉部 保険課

TEL 06-6992-1545

後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人が加入する医療保険です。また、65歳以上75歳未満の人で、一定の障害（※）がある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。対象となった人は、それまで加入していた国保や職場の健康保険などを脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

大阪府内の全市町村により設置された「大阪府後期高齢者医療広域連合」が資格認定や保険料の賦課、医療給付などを行い、守口市が保険料の徴収や各種申請の受付、資格確認書等の引渡しなどを行います。

（※）①国民年金法等における障害年金1、2級

②身体障害者手帳1、2、3級および4級の一部

③精神障害者保健福祉手帳1、2級

④療育手帳A

職場の健康保険の被扶養者であった場合

職場の健康保険に加入していた人が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、被扶養者であった75歳未満の人は、国保に加入することになりますので、国保の届出を行ってください（届出の方法については、P40を参照）。

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。被保険者1人ひとりに対して賦課されます。

保険料を決める基準（保険料率）は、大阪府内では、お住まいの市町村を問わず均一です。

年度の途中で被保険者の資格を取得または喪失したときは、月割りで保険料を計算します。

後期高齢者医療保険料の納付方法

納付方法には下記の4つの方法がありますが、原則「特別徴収(年金天引き)」となっております。

▶ 納付方法について

1. 金融機関およびコンビニでの納付

所定の納付書により、金融機関の窓口およびコンビニエンスストアで納める方法です。

2. スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードを市が取扱う専用アプリで読み取り、アプリ内に現金をチャージして即時に納付できます。

3. 口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む守口市委託契約先金融機関)の指定口座から引き落としで納める方法です。金融機関または保険課および保険収納課窓口でお手続きができます。

なお、手続き方法は下記の表をご参照ください。

手続きする場所	振替を希望する金融機関	手続きに必要なもの	申し込み書類
金融機関の窓口	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合	金融機関へお問い合わせください。	預金口座振替依頼書(銀行などの窓口または保険収納課に備付け)
	ゆうちょ銀行および郵便局		自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行および郵便局または保険収納課に備付け)
保険課および保険収納課の窓口	①みずほ銀行 ②ゆうちょ銀行 ③三菱UFJ銀行 ④三井住友銀行 ⑤りそな銀行 ⑥関西みらい銀行 ⑦北おおさか信用金庫 ⑧大阪信用金庫 ⑨北河内農業協同組合	☑ キャッシュカード(暗証番号が必要)	なし

自主納付・口座振替に関する問い合わせ

問 健康福祉部 保険収納課

TEL 06-6992-1537・1538

4. 特別徴収(年金からの天引き)による納付

保険料は原則として被保険者の年金から徴収します。ただし、次の要件のいずれかにあてはまる人は、特別徴収にはなりません。

- ◎ 受給している年金が年額18万円未満
- ◎ 介護保険料が特別徴収されていない
- ◎ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える

特別徴収に関する問い合わせ

問 健康福祉部 保険課

TEL 06-6992-1545

医療機関などで支払う自己負担額の割合

医療機関などで診療を受けたときなどに支払う自己負担額の割合は、次のとおりです。

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等(※1)	1割

▶ 窓口負担2割の対象となる人

現役並み所得者(※2)に該当せず、世帯内の被保険者のうち課税所得(※3)が28万円以上の人がいる場合で以下に該当する場合。

同一世帯内に被保険者が1人の場合

「年金収入(※4) + その他の合計所得金額(※5)」が200万円以上の場合

同一世帯内に被保険者が複数いる場合

「年金収入(※4) + その他の合計所得金額(※5)」の合計が320万円以上の場合

(※1) 住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

(※2) 課税所得145万円以上で、窓口負担割合が3割の方。

(※3) 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

(※4) 遺族年金や障害年金を含みません。

(※5) 事業収入や給与所得等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

問 健康福祉部 保険課

TEL 06-6992-1545

平日夜間・休日の窓口開庁

保険課・保険収納課では、平日夜間・休日に窓口を開庁している日があります。国保の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。

開庁日・開庁時間につきましては、各月の広報誌またはホームページをご確認ください。

※平日夜間・休日窓口開庁の時間は、一部対応できない業務があります。

問 健康福祉部 保険課

TEL 06-6992-1545

健康福祉部 保険収納課 TEL 06-6992-1537・1538



税金

市民税・府民税

個人市民税・府民税とは

個人市民税・府民税とは1月1日現在に住まれている市町村に対して納める税金で、前年の所得に対して課税されます。個人市民税・府民税は、一定の額を均等に負担していただく均等割額と所得の額に応じて負担していただく所得割額を算出し、納めていただく仕組みになっています。

個人市民税・府民税の申告

毎年1月1日現在で守口市に住所があり、前年中に一定以上の所得のある人は、毎年3月15日までに申告する必要があります。給与所得者で勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がされている方や公的年金の一定額以下の所得のみの方は、申告の必要はありませんが、給与所得または公的年金の所得のほかに地代、家賃、配当などの所得のある人、雑損、医療費控除を受けようとする人は申告する必要があります。ただし、所得税の確定申告をした人は、重ねて個人の市民税・府民税の申告をする必要はありません。

個人市民税・府民税の減免

天災等の被害を受けた人、生活保護法の規定による扶助を受けている人、その他特別の事情がある人で、市条例の定める基準に該当する場合に限り減免される場合がありますので、ご相談ください。

問 総務部 課税課 市民税担当 TEL 06-6992-1456

法人市民税

守口市内に事業所や社員寮などがある法人などに課税されます。すべての法人が収益の有無にかかわらず負担する均等割（資本等金額、従業員数によって異なります。）と、国に納付する法人税額に応じて負担する法人税割の合計額が年間の課税額となります。

問 総務部 課税課 税政担当 TEL 06-6992-1458

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税とは、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める方（「納税義務者」といいます。）とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者をいいます。

従って、年の途中で売買等によって所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者となります。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で、固定資産を現に所有している方（相続人など）が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めていただくものです。

税額の計算

(1) 課税標準額

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額となります。ただし、特例措置や負担調整措置が適用される場合には、課税標準額は登録された価格よりも低く算定されます。

(2) 免税点

守口市内で同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合は課税されません。

- ◎土地…30万円未満
- ◎家屋…20万円未満
- ◎償却資産…150万円未満

(3) 税額の計算方法

- ◎固定資産税額＝課税標準額×税率（1.4％）
- ◎都市計画税額＝課税標準額×税率（0.3％）

固定資産税・都市計画税の減免

次のいずれかに該当する固定資産については、固定資産税及び都市計画税が減額または免除される場合があります。

- ◎生活保護法の規定による生活扶助を受けている方が所有する固定資産
- ◎不慮の災害で納税ができなくなった方が所有する固定資産
- ◎災害などで使用することができなくなった固定資産

これらの事由に該当する方は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課（資産税担当）へ提出してください。

問 総務部 課税課 資産税担当 TEL 06-6992-1474

その他の税

軽自動車税（種別割）

▶ 軽自動車税（種別割）とは？

4月1日現在、守口市内において原動機付自転車、二輪車、二輪小型自動車、軽三輪・軽四輪、小型特殊自動車を所有する方に課税されます。

➡ 申告場所

車種(排気量)により、登録・廃車等の申告を受け付ける場所が異なります。

車種(排気量)	申告先
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用・その他) 特定小型原付	守口市 総務部 課税課 税政担当 守口市京阪本通2丁目5番5号 TEL 06-6992-1458(直通) (月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時30分 ※ただし祝日・12月29日～1月3日 を除く
軽自動車三輪 (660cc以下) 軽自動車四輪 (660cc以下)	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841
軽二輪 (125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	近畿運輸局大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058

➡ 申告が必要なとき

- 登録する
- スクラップ廃車する
- 守口市外に住む人に譲渡する
- 守口市内に住む人どうしで名義を変更をする
- 標識(ナンバープレート)の破損、紛失、盗難
- 守口市外に転出する
- 守口市内で転居する
- 車体が盗難にあった

➡ 原動機付自転車の申告に必要なもの

原動機付自転車の申告先が守口市役所以外の場合は、申告先の各役所・役場へお問い合わせください。

申告事項	標識	申告済 または 販売証明書	その他
登録する		○	住民登録地が守口市外で、 守口市内に居住の場合 □ 住民登録地がわかるもの (免許証等) □ 現在の居住地のわかるもの (公共料金の領収書等)
スクラップ 廃車する	○	△	
守口市外に住む 人に譲渡する	○	○	
守口市内に住む 人どうしで名義 を変更する	○	○	新しい所有者の住民登録地 が守口市外で、守口市内に 居住の場合 □ 住民登録地のわかるもの (免許証等) □ 現在の居住地のわかるもの (公共料金の領収書等)
標識(ナンバー プレート)の破 損、紛失、盗難	△	○	紛失の場合 弁償金 100円
守口市外に 転出する	○	○	転出先の市区町村で申告で きる場合がありますので、 各役所・役場へお問い合わせ ください。
守口市内で 転居する		○	
車体が盗難に あった		△	

△:所持している場合お持ちください

○守口市役所で発行した申告済証を紛失した方は、再発行
することができます。車台番号の石ずり(拓本)をお持ち
ください。

○窓口に来られる方は、本人確認となる証明書等(運転免
許証・健康保険証等)を提示ください。

○代理人による申告等の場合は委任状が必要です。

➡ 軽自動車税(種別割)の身体障がい者減免について

障がいのある人または生計を同じくする家族が所有す
る場合に軽自動車税が減免されます。(生計を同じくする
家族が運転する場合には、障がいのある人の日常の生活手
段として使用している場合に適用されます。)

ただし、等級により該当しない場合があります。

なお、減免は障がい者1人につき普通自動車、軽自動車を
含め1台のみです。

➡ 軽自動車税(種別割)の身体障がい者減免の申請に必要なもの

□ 身体障害者手帳または療育手帳

□ 運転免許証 □ 車検証

□ 納税通知書 □ 減免申請書

その他書類等が必要な場合がありますので、詳しくはお
問い合わせください。

○納期限までに、課税課税政担当へ減免申請書を提出して
ください。

市たばこ税

守口市内でたばこを買うと、1箱(20本入り)につき約
131円市に納税されます。

問 総務部 課税課 税政担当

TEL 06-6992-1458

事業所税

守口市内の事業所において、法人または個人の行う事業
に対して課税されます。ただし、守口市内の床面積合計が
1,000平方メートル以下または従業者合計が100人以下
の場合は、課税されません。事業所税は、教育文化施設や社
会福祉施設の整備など、都市環境の整備・改善に役立てら
れています。

問 総務部 課税課 市民税担当

TEL 06-6992-1456

納税の方法は

税目	納税の方法・納期
個人の市民税・ 府民税	普通徴収…市から送付する納税通知書により納 税義務者に通知されます。 6・8・10・翌年1月4日の4回に分けて納めてくだ さい。
	給与からの特別徴収…特別徴収税額の決定通知 書により事業所を通じて通知されます。 給与支払者が、毎月その人の給与から差し引き、 翌月10日までに納めることになっています。
	公的年金からの特別徴収…市から送付する納税 通知書により納税義務者に通知されます。 年金支払者が、4・6・8・10・12・2月の年金支払 月にその人の年金から差し引き、翌月10日まで に納めることになっています。(ただし、徴収開 始年度の6・8月は普通徴収で納めていただくこ とになります。)
法人の市民税	事業年度終了の日(決算日)の翌日から2か月以 内に申告・納付。

税目	納税の方法・納期
固定資産税・都市計画税	納税義務者には市から送付する固定資産税・都市計画税納税通知書により通知されます。5・7・9・11月の4回に分けて納めてください。
軽自動車税(種別割)	市から送付する納税通知書に基づき、5月31日までに納めてください。
事業所税	事業年度終了の日(決算日)から2か月以内に申告・納付。 ただし、個人については3月15日までに申告・納付。

➡ 口座振替の推奨

守口市では市税の口座振替を推奨しています。

現在、納付書で納付されている方は、安全で納め忘れない口座振替の切替えにご協力をお願いします。

➡ 納付方法について

① 口座振替

市が取扱う金融機関(守口市指定金融機関および収納代理金融機関)の預貯金口座から自動的に引き落としとして納付できます。一度申し込みすると、翌年度以降も継続されます。

金融機関に預金口座振替依頼書(守口市内の金融機関または納税課に備付け、市の納税課ホームページよりダウンロード可)を提出する、もしくは、ゆうちょ銀行・郵便局に自動払込利用申込書(守口市内のゆうちょ銀行・郵便局または納税課に備付け)を提出することでお手続きできます。また、納税課窓口にて、金融機関のキャッシュカードをご持参いただき暗証番号を入力することで、即日お手続きができます(一部、対応できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

② 金融機関およびコンビニでの納付

市から送付する納付書により、守口市税を取扱う金融機関・郵便局の窓口およびコンビニエンスストアで納付できます。

③ スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードをスマートフォン決済アプリ(一部未対応のアプリあり)で読取り、アプリ内に現金をチャージして即時に納付できます。

④ eL-QR

スマートフォンやパソコンなどで、「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書に印字されたeL-QR(地方税統一QRコード)を読み込むか、eL番号(納付書番号)を使い、サイトの案内に従い操作して納付できます。

➡ 取扱税目(上記の①～④)

個人の市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

⑤ 地方税共通納税システム(法人様向け)

金融機関の窓口などへ出向くことなく、複数の地方公共団体へ職場などのパソコンから一括して電子納税できます。

➡ 取扱税目

個人の市民税・府民税(給与からの特別徴収・退職所得)、法人の市民税、事業所税

税の減免・分割納付

個人の市民税・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、事情により減免を受けられることや分割納付の制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

課税(所得)証明書・納税証明書の発行について

発行受付場所 総合窓口課・課税課・納税課

受付日時 月曜日～金曜日・日曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

月曜日～金曜日:午前9時～午後5時30分

(日曜日:午前9時～午後1時
※原則第2・第4日曜日。詳しくは市HPをご確認ください。)

※課税(所得)証明書については、次のとおりコンビニでも発行できます。

◎守口市に住民票を登録され、個人番号カードを取得している人で個人市民税・府民税の申告がある人

利用日時 コンビニの開店日(12月29日～1月3日及び5月31日を除く。)

午前6時30分～午後11時

(一部取扱いできない日があります。)
詳しくは市HPをご確認ください。)

その他の発行方法

◎郵送による請求[課税(所得)証明書、納税証明書]

◎オンライン申請による請求(納税証明書)

※各証明書が発行できるかどうかについては、ホームページをご覧ください。下記まで事前にお問い合わせください。

発行に必要なもの

☑ 窓口に来られる方の本人確認となる証明書等(運転免許証・健康保険証等)を提示してください。

☑ 代理人の場合は、委任状が必要です。(守口市内の同居の親族の場合は不要です。)

☑ 法人の場合は、窓口に来られる方の本人確認となる公的な証明書、法人の代表者印または委任状(法人の代表者印が押印されたもの)

☑ 納税後間もない場合の納税証明書の申請には、その領収証をお持ちください。

☑ 車検用納税証明書(軽自動車税(種別割))は無料です。

課税(所得)証明書について

問 総務部 課税課 市民税担当

TEL 06-6992-1456

納税証明書について

問 総務部 納税課

TEL 06-6992-1851～1854



健康・医療

医療機関などのご案内

市内の救急病院や、急病のときにご利用いただける診療所などを紹介します。電話・ファクス番号はお間違えのないようおかけください。

受診の際は、健康保険証をお忘れなく！

休日・夜間応急診療

▶ 休日応急診療所

＜内科・小児科＞

住 所 守口市大宮通1丁目
13番7号
(市民保健センター1階)

電話番号 06-6998-9970

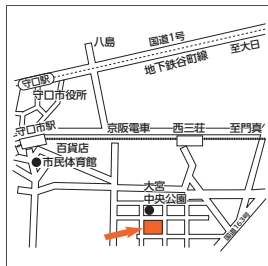
診療日時

【土曜日】午後6時～午後8時30分

【日曜日・祝日】午前10時～正午、
午後1時30分～午後4時30分、
午後6時～午後8時30分
(上記の時間は受付時間となっています。)

※なお、年末年始、お盆につきましては、広報もりぐちでご確認ください。

交通アクセス 京阪守口市駅下車南東へ徒歩約13分
京阪西三荘駅下車南へ徒歩約8分



▶ 休日応急診療所

＜歯 科＞

住 所 守口市大宮通1丁目
13番7号
(市民保健センター1階)

電話番号 06-6998-9945

診療日時

【日曜日・祝日】

午前10時～午前11時30分

午後1時～午後4時30分

(上記の時間は受付時間となっています。)

交通アクセス 京阪守口市駅下車南東へ徒歩約13分
京阪西三荘駅下車南へ徒歩約8分



▶ 北河内こども夜間救急センター

住 所 枚方市禁野本町
2-14-16
(枚方市医師会館1階)

電話番号 072-840-7555

F A X 072-840-7558

診療科目

【救 急】小児科(中学3年生まで)



受付日時 毎日 午後8時30分～
翌日午前6時30分

交通アクセス 京阪枚方市駅下車北東へ徒歩約20分

▶ 夜間緊急歯科診療所

住 所 大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27(府歯科医師会館)

電話番号 06-6774-2600

診療科目 歯科

診療日時 毎日 午後9時～翌日午前3時

交通アクセス JR大阪環状線桃谷駅北西へ徒歩約5分

▶ 中央急病診療所

住 所 大阪市西区新町4-10-13

電話番号 06-6534-0321

診療日時

【平 日】

眼科・耳鼻咽喉科:午後10時～翌日午前0時30分

内科・小児科:午後10時～翌日午前5時30分

【土曜日】

眼科・耳鼻咽喉科:午後3時～午後9時30分

内科・小児科:午後3時～翌日午前5時30分

【日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4)】

眼科・耳鼻咽喉科:午前10時～午後9時30分

内科・小児科:午後5時～翌日午前5時30分

交通アクセス 地下鉄千日前線・長堀鶴見緑地線西長堀駅西へ徒歩3分

▶ 小児救急電話相談

実施時間帯 毎日 午後7時～翌日午前8時

電話番号 06-6765-3650
プッシュ回線＝#8000

内 容 子どもの急病時に、病院へ行った方が良いかどうか判断に迷った時、小児科医、看護師による夜間電話相談をご利用ください。
※相談料は無料です。ただし、通話料は利用者負担です。

ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/syouni-qq/syouni_qq_tel.html

妊婦や乳幼児の健康に関すること

妊婦・乳幼児のためのさまざまな予防接種、講習会や相談などを行っています。

母子保健について

健診等を受診するときは、母子健康手帳を忘れずに持ってきてください。妊娠届出ならびに母子健康手帳の交付場所は、こども家庭センター「あえる」(市民保健センター3階)です。

乳幼児健康診査・赤ちゃんに関する相談・講習会

事業名	対象	日時	場所	内容	受診方法
1か月児健康診査	1歳未満の乳児 (受診適齢時期は生後1か月)	通年(委託医療機関の診療時間内)	府内の委託医療機関	問診、診察、身体計測	母子健康手帳別冊に付いている乳児一般健康診査受診票を持参して受けてください。
4か月児健康診査	生後4か月～9か月未満の乳児	毎月3回 受付＝午前9時30分～10時30分	市民保健センター4階等	問診、身体計測、内科診察、保健指導、(栄養指導)	案内状(問診票)をお送りしますので持参してください。
乳児後期健康診査	生後9か月～1歳未満の乳児 (受診適齢時期は生後10～11か月)	通年(委託医療機関の診療時間内)	府内の委託医療機関	問診、診察、身体計測	4か月児健診のときにお渡しする乳児後期健康診査受診票を持参してください。
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	毎月2回 受付＝午後1時～2時	市民保健センター4階	問診、歯科診察、身体計測、内科診察、保健指導、(栄養指導)	案内状(問診票)をお送りしますので持参してください。
2歳6か月児歯科健康診査	満2歳6か月を超え満3歳に達しない幼児	毎月2回 受付＝午後1時～2時	市民保健センター4階	問診、歯科診察、保健指導、(栄養指導)	案内状(問診票)をお送りしますので持参してください。
3歳6か月児健康診査	満3歳6か月を超え満4歳に達しない幼児	毎月2回 受付＝午後1時～2時	市民保健センター4階	問診、尿検査、屈折検査、耳鼻科診察(必要者のみ)、歯科診察、身体計測、内科診察、保健指導、(栄養指導)	案内状(問診票)をお送りしますので持参してください。
妊婦健康診査	妊娠届出をした妊婦	通年(委託医療機関の診療時間内)	府内の委託医療機関(助産院含む) 府外で受診の場合は、領収書等を持参のうえ出産後6か月までに払い戻し手続き等をお願いします。	問診、内科診察、血液検査、HBs抗原検査、尿検査、HTLV-1等	妊娠届出時に交付する妊婦健康診査受診券(14枚綴り)と妊婦健康診査補助券(10枚綴り)を健診受診時にご利用ください。
妊婦歯科健康診査	妊婦	詳しい日程は、広報もりぐちでご確認ください。	市民保健センター4階	問診、唾液検査、診察	二次元コードから予約を行ってください。 
妊産婦タクシー利用支援事業	『妊娠の届出』をした妊産婦(他市で届け出をした人を含む)	※1回の妊娠につき1度の交付。他者への譲渡・転売や紛失等での再発行はできません。 ※下記に加盟しているタクシー会社にて、大阪府下交通圏でのみの利用可能です。 大阪共通乗車券運営協議会 加盟タクシー会社一覧  ※タクシー利用券の使用期限はありません。 ※未使用分の現金と交換はありません。お釣りは出ます。		通院等で外出時のタクシー利用に際し、タクシーチケット(500円券20枚つづりの10,000円分)を配付。(妊娠の届出時に手交)	妊娠届け出日(転入された方は転入日)から6か月以内に、こども家庭センター「あえる」へ申出書を提出。
妊娠の届出	妊娠がわかった妊婦	通年	市民保健センター内 こども家庭センター「あえる」	母子健康手帳の交付 妊婦健康診査・受診券の交付	二次元コードから来所の予約を行ってください。 

問 こども部 こども家庭センター(あえる) TEL 06-6995-7833

(以下は広告スペースです)

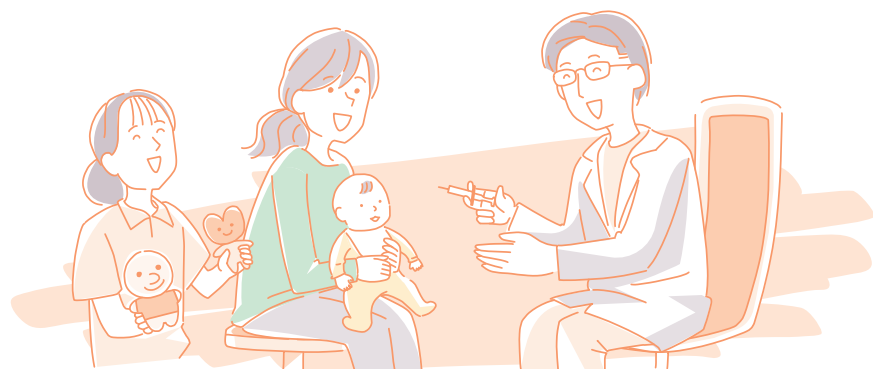
社会福祉法人
和修会

生後6ヶ月～就学前までの幼児が対象
事前登録要予約

病児保育室
カンガルーキッズケアルーム

大宮中央公園
さくら小学校
桜風中学校
Rabbit保育園
セブンイレブン

守口市大宮通4丁目4-14
TEL&FAX.06-6991-9616(月～金 9:00～17:00)
<https://www.washukai.org/カンガルーキッズケアルーム/>



事業名	対象	日時	場所	内容	受診方法
出産・子育て 応援給付金 ※令和7年4月 以降「妊婦の ための支援 給付」に変わ ります。	妊婦、出生したこ どもの養育者（申請 時点で本市に居住し ている方）	通年	出産応援給付金（妊娠届出時） 市民保健センター内 こども家庭センター 「あえる」 子育て応援給付金（出生届出後） 出産後、新生児訪問等により、こども家庭センターの 助産師、保健師等がご自宅 にお伺いします。	妊娠期から出産・子育て まで一貫した伴走型の 相談支援とともに、経済 的支援として妊娠届出 後及び出生届出後にそ れぞれ5万円を支給。	
妊娠8カ月 アンケート	妊娠7～8か月頃 の妊婦の方	通年	アンケートを郵送しま すので、ご返送ください。希 望者には電話相談や面談 を行います。	出産から産後の生活に必 要な物品の準備、体調管 理、育児についての相談	
助産制度	生活保護受給中また は市民税非課税世帯 等の妊婦	通年	市民保健センター内 こども家庭センター 「あえる」	経済的な理由により入 院して助産を受けるこ とができない妊婦に対 して分娩費を支給	医療機関は指定助産施設 のみとなります。詳細は お問い合わせください。
低所得の妊婦に 対する初回産科 受診料支援事業	生活保護受給中また は市民税非課税世帯 の妊婦	通年	市民保健センター内 こども家庭センター 「あえる」	妊娠の判定に要する初 回の産科受診料を支給 （上限1万円）。	初回受診した日から、6 か月以内に申請。詳細は お問い合わせください。
両親教室 平日版 （要予約）	妊婦および その配偶者	偶数月1回 受付＝午後1時45分 ～2時 ※日程は、予約時にご 確認ください。	市民保健センター4階	赤ちゃんのおふろの実 習、パパの妊婦体験等	二次元コード から予約を 行ってくださ い。 
両親教室 土曜版 （要予約）	妊婦および その配偶者	奇数月1回 受付＝午前9時45分 ～10時 ※日程は、予約時にご 確認ください。	市民保健センター4階	赤ちゃんのおふろの実 習、パパの妊婦体験等	二次元コード から予約を 行ってくださ い。 
こんにちは 赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳 児とその家庭	通年	助産師や保健師等が自宅 にお伺いします。	身体測定、発育状況等の 保健指導、食事・授乳に ついての指導や子育て 支援に関する情報提供	
産後ケア事業	産婦（流産・死産も含む） 訪問型：子が1歳未満 まで 宿泊型：子が生後5か 月未満まで	通年	訪問型：自宅 宿泊型：委託施設	助産師が訪問もしくは 委託施設において産婦 のケア・授乳指導・育児 の実践指導等を実施 利用回数・費用等詳細に ついてはホームページ をご覧ください。	市民保健センター内 こども家庭センター 「あえる」までご連絡く ださい。
育児相談	乳幼児とその保護者	通年	市民保健センター内 こども家庭センター 「あえる」	育児・発達等に関する相談	お電話または窓口にて直 接お越しください。
5歳児 健康診査	年度中に満5歳とな る幼児 （年中児相当）	通年	市内の幼児が在園してい る市内の認定こども園・幼 稚園・保育園全園 〈事後の相談〉 市民保健センター内 こども家庭センター 「あえる」	アンケート、問診と巡回 健診	市内の認定こども園・幼 稚園・保育園を経由して、 アンケート、問診票を保 護者へ秋頃に配布予定。 在園先が他市園の場合 は、市民保健センターで 集団健診を実施します。

問 こども部 こども家庭センター（あえる） TEL 06-6995-7833

予防接種について

子どもの予防接種は、生後2か月頃から接種開始することがほとんどです。委託医療機関に事前予約をして接種をすすめてください。母子健康手帳を忘れずに持参してください。予防接種の予診票は委託医療機関にあります。

詳細はホームページ、広報もりぐち等でご確認ください。

★予防接種を受けられない人★

熱のある人や重い急性疾患に罹っている人、また予防接種を受けることが不適当な状態にある人は、副作用などを防止するためにも、接種を受けることはできません。予防接種を受けるときは、体調を整え、注意事項を守って受けてください。

定期予防接種は北河内5市内（守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市）の委託医療機関で通年接種可能です。

※下表の文中に記載のある「～に至るまで」及び「～未満」とは、誕生日の「前日まで」を意味します。

名称	対象年齢	標準接種年齢	回数	間隔
ロタウイルス	ロタリックス	出生6週0日～24週0日後まで	2回	27日以上の間隔を置いて2回経口投与
	ロタテック	出生6週0日～32週0日後まで	3回	27日以上の間隔を置いて3回経口投与



市ホームページ
守口市での予防接種
の受け方（子ども）

名称			対象年齢	標準接種年齢	回数	間隔
B型肝炎			1歳の誕生日の前日まで	生後2～9か月未満	3回	27日以上の間隔で2回接種後、3回目は1回目から139日以上の間隔で接種
BCG(結核)			1歳の誕生日の前日まで	生後5～8か月未満	1回	
五種混合 注1) (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	1期	初回	生後2か月～7歳6か月になる前日まで	生後2～7か月	3回	20日以上(標準的には20日～56日)の間隔を置いて3回接種
		追加		1期初回終了後6～18か月後	1回	1期初回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
(四種混合) 注1) (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	1期	初回	生後2か月～7歳6か月になる前日まで 注2)	生後2～12か月	3回	20日以上(標準的には20日～56日)の間隔を置いて3回接種
		追加		1期初回終了後12～18か月後	1回	1期初回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
(ヒブ) 注1)・注3)			生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	初回接種開始は生後2～7か月に至るまで	1回～4回	接種を開始する年齢により間隔・回数が異なります。
小児用肺炎球菌 注3)			生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	初回接種開始は生後2～7か月に至るまで	1回～4回	接種を開始する年齢により間隔・回数が異なります。
麻しん・風しん 注4)		1期	1歳～2歳の誕生日の前日まで	1歳	1回	
		2期	年長相当年齢(就学前1年間)	年長	1回	
水痘		1回目	1歳～3歳の誕生日の前日まで	生後12～15か月	2回	3か月以上の間隔を置いて2回接種
		2回目		1回目接種後から6～12か月後		
日本脳炎 注5)	1期	初回	生後6か月～7歳6か月になる前日まで	3歳	2回	6日以上(標準的には6～28日まで)の間隔を置いて2回接種
		追加	生後6か月～7歳6か月になる前日まで(1期初回終了後概ね1年おく)	4歳	1回	
	2期	9歳～13歳の誕生日の前日まで	9歳	1回		
ジフテリア・破傷風		2期	11歳～13歳の誕生日の前日まで	11歳	1回	
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)		サーバリックス	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子	中学1年生	3回	1か月以上の間隔で2回接種後、3回目は1回目から5か月以上、かつ2回目から2か月半以上の間隔で接種
		ガーダシル			3回	1か月以上の間隔で2回接種後、3回目は2回目から3か月以上の間隔で接種
		シルガード ※接種開始年齢により①②のとおり異なる			①初回接種の開始が15歳未満 ※2回の接種で完了可	
					2回 (3回接種も可)	5か月以上の間隔を置いて2回接種(3回接種する場合はガーダシルと同じルールで接種)
					②初回接種の開始が15歳以上	
		3回	1か月以上の間隔を置いて2回接種し、3回目は2回目から3か月以上の間隔を置いて接種			

注1) 令和6年4月1日より「五種混合ワクチン」が定期接種で使用可能となりました。5疾患(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)の予防接種は、原則五種混合ワクチンを使用します。

なお、当面の間は、四種混合ワクチンやヒブ単体ワクチンを使用することも可能です。三種混合等を使用する場合について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

注2) 令和5年3月31日まで四種混合の定期予防接種の対象年齢は「生後3か月～7歳6か月に至るまで」となっていたが、法改正により令和5年4月1日以降は「生後2か月～7歳6か月に至るまで」に変更となりました。

注3) ヒブ単体及び小児用肺炎球菌は、接種を開始する年齢により、接種間隔・回数が異なります。詳細は市ホームページをご参照ください。

注4) 麻しん、風しんのどちらかにかかった人も、原則、麻しん・風しん混合ワクチンを受けてください。麻しん及び風しん単抗原ワクチンもあります。

注5) 平成17～21年度にかけての予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逸した人を対象に特例措置があります。詳細は下表【日本脳炎 特例措置】のとおりです。

【日本脳炎 特例措置】(対象者:平成17年2月2日～平成19年4月1日生まれ(令和7年2月1日現在)ただし、20歳未満)

過去の接種歴	接種時期	残回数	接種間隔
過去に全く接種を受けていない人	20歳未満	4回	1期初回1回目と2回目を6日以上(標準的には6～28日まで)の間隔をあけて接種後、6か月以上(おおむね1年)の間隔で1期追加を1回接種。2期は、1期追加から6日以上の間隔で1回接種。
過去に1回接種を受けた人		3回	1期初回2回目と1期追加を6か月以上(※)の間隔で接種。2期は、1期追加から6日以上の間隔で1回接種。 (※)1期初回1回目を平成22年3月31日以前に接種している場合、例外的に1期初回2回目と1期追加を6日以上の間隔で接種可。
過去に2回接種を受けた人		2回	1期初回2回目から6か月以上の間隔をあけて、1期追加を1回接種。2期は、1期追加から6日以上の間隔で1回接種。
1期完了の人	9歳以上20歳未満	1回	1期追加接種終了後、6日以上の間隔をあけて、2期を1回接種。

名称	詳細
高齢者肺炎球菌	高齢者肺炎球菌ワクチンが未接種の満65歳の方が対象。対象者には個別に郵送にてお知らせします。
高齢者インフルエンザ	詳細が決まり次第、広報もりぐち・ホームページでお知らせします。
高齢者コロナウイルス感染症	詳細が決まり次第、広報もりぐち・ホームページでお知らせします。

問 健康福祉部 健康推進課 TEL 06-6992-2217

健康相談など

健やかな生活をお送りいただくために、健康相談などを行っています。

健康相談

事業名	日時	場所	お問い合わせ先
市民一般健康相談	水曜日午後2時～3時 ※具体的な実施日等詳細は、広報もりぐち等をご確認ください	市民保健センター等	市民保健センター 06-6992-2217
歯科健康相談	日曜日午前10時～11時30分 ※具体的な実施日等詳細は、広報もりぐち等をご確認ください	市民保健センター1階 歯科休日応急診療所	
ぜんそく健康相談	※具体的な実施日等詳細は、広報もりぐち等をご確認ください	市民保健センター	
保健師による健康相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	市民保健センター3階 総合相談窓口	相談窓口専用電話 06-6993-2098

※お菓の相談については、市民保健センターに問い合わせください。

健康診査について

* 令和6年度より、40歳～74歳の守口市国民健康保険に加入している人は、守口市内協力医療機関でも特定健診および歯科健康診査が受診できるようになりました。

受診の際にはマイナ保険証(又は資格証明書)と受診券が必要です。健診当日に必ず持参してください。

市民総合(特定)健康診査(場所:市民保健センター)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した市民総合(特定)健康診査を実施します。

対象者	実施時期	受診方法	予約方法など	予約専用電話
別表を参照してください。 年齢は、満年齢ではなく翌年3月末現在です。	6月～12月頃まで(8月は除く)。 詳しい日程は、広報もりぐちで ご確認ください。	事前予約制です。必ず保健 センターにご予約ください。	詳細は、広報もりぐちで ご確認ください。	06-6992-2347 9時～17時30分受付 (土日祝を除く)

検査内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 問診 ▶ 尿検査(蛋白、糖) ▶ 血圧測定 ▶ 血液検査(肝臓、じん臓機能、貧血、コレステロール、血糖ほか) ▶ 身体計測(身長、体重) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 腹囲測定(40～74歳) ▶ 心電図検査(40～74歳及び医師の指示のある人) ▶ 胸部直接レントゲン検査(40歳以上) ▶ 診察 ▶ 眼底検査(医師の指示のある人) |
|--|---|

健診対象者	医療保険者の種類	受診券	費用
40～74歳の守口市国民健康保険に加入している人 (※75歳の誕生日以降の人は、下段の後期高齢者医療制度による健診になります)	守口市国民健康保険	守口市保険課より郵送	無料
40～74歳の社会保険に加入している被扶養者の人 (ただし、国保組合は被保険者)	協会けんぽ、組合健保、共済組合、国保組合など	加入されている各医療保険者へ請求	各保険者によって 自己負担有
後期高齢者医療保険に加入している人	大阪府後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合より郵送	無料
15歳以上39歳以下の人(学校や職場などで健康診断を受けることができる人は除く。)	—	受診券の発行はありません。	無料
40歳以上の生活保護受給者			

* 検査項目や対象者、実施時期など年度により変わりますので、必ず広報もりぐちでご確認ください。

個別特定健康診査(場所:守口市内協力医療機関)

対象者	受診方法
40歳～74歳の守口市国民健康保険に加入している人。	守口市内協力医療機関へ電話予約のうえ受診。

検査内容

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 問診 ▶ 尿検査(蛋白・糖) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 血圧測定 ▶ 血液検査(肝臓、じん臓機能、貧血、コレステロール、血糖ほか) ▶ 身体計測(身長、体重) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 腹囲測定 ▶ 診察 |
|---|---|--|

その他 詳細につきましては、広報もりぐちでご確認ください。

集団歯科健康診査及びがん検診

検診項目	対象者	実施期間	場所	内容	受診方法	費用
歯科健康診査	15歳以上の市民	市民総合(特定)健康診査期間中に同時実施	市民保健センター	問診、唾液検査、診察(歯周病進行度測定検査・その他口腔衛生状況)、パノラレントゲン検査(15〜74歳)	市民総合(特定)健康診査期間中に市民保健センターに申し込んでください。	無料
肺がん検診	40歳以上の市民			胸部レントゲン検査 ☆問診で喫煙係数の多い人や元アスベスト取り扱い従事者とその家族の人には、喀痰検査		胸部レントゲン検査=無料 喀痰検査=300円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の市民 ※ただし、肝炎ウイルス検査を過去に受けたことのある人は除く 現在、肝臓病で治療中の人は主治医にご相談ください			血液検査		1,000円
前立腺がん検診	55歳〜69歳の男性			問診、血液検査(前立腺特異抗原)		300円
胃がん検診	35歳以上の市民	7月〜翌年2月		問診、胃部直接レントゲン検査		1,000円
大腸がん検診	40歳以上の市民	6月〜翌年2月	市民保健センター又は協力医療機関	問診、便潜血反応検査	5月〜翌年1月末までに市民保健センターにお申し込みください。	300円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 2年に1回	集団検診=市民総合(特定)健康診査期間中に同時実施(土日健診日除く) 個別検診=6月〜翌年2月(委託医療機関の診療時間内)	集団検診=市民保健センター 個別検診=委託医療機関	問診、視診、内診、子宮頸部細胞診	集団検診=市民総合(特定)健康診査実施期間中に申し込んでください。 個別検診=受診を希望される人は受診票を発行しますので翌年1月末までに市民保健センターにお申し込みください。	500円
乳がん(マンモグラフィ)検診	40歳以上の女性 2年に1回	6月〜翌年2月	委託医療機関	問診、マンモグラフィ(乳房X線検査)	5月〜翌年1月末までに保健センターに予約した後、委託医療機関でマンモグラフィを使って撮影。	40歳代(2方向撮影)=1,000円 50歳以上(1方向撮影)=700円
骨密度測定	15歳以上の市民で、前年度骨密度測定を受けていない人	7月〜翌年2月	市民保健センター	問診、カルシウム量測定検査、保健指導	5月〜翌年1月末までに市民保健センターにお申し込みください。	1,000円

個別歯科健康診査(場所:守口市内協力歯科医療機関)

対象者	受診方法	検査内容
40歳〜74歳の守口市国民健康保険に加入している人	守口市内協力医療機関へ電話予約のうえ受診。	問診 診察(口腔衛生状況等)

 健康福祉部 健康推進課 TEL 06-6992-2217

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、医療保険者(市国民健康保険等)が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、40〜74歳の人を対象となります。51ページの市民総合(特定)健康診査及び個別特定健康診査が特定健康診査にあたります。

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者・予備群と判定された人に、健康状態に合わせた特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)を実施し、生活習慣病を改善しようとするものです。

未熟児養育医療給付制度

1. 未熟児養育医療給付とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、家庭保育が困難なため病院等に出生後引き続き入院することを必要とする乳児に対して、その養育に必要な医療を給付する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の市町村民税額に応じて、自己負担額が生じます。

2. 対象者

守口市に住所を有する乳児で、出生直後に次に掲げる(1)又は(2)の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者が対象となります。

- (1) 出生時の体重 2,000g以下
 (2) 1. 一般状態 ①運動不安・けいれん ②運動異常
 2. 体温 ①摂氏34度以下
 3. 呼吸器、循環器 ①強度のチアノーゼが持続
 ②チアノーゼ発作を繰り返す
 ③呼吸数が毎分50以上で増加傾向
 ④呼吸数が毎分30以下
 ⑤出血傾向が強い
 4. 消化器系 ①生後24時間以上排便がない
 ②生後48時間以上嘔吐が持続
 ③血性吐物・血性便がある
 5. 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの(重症黄疸による交換輸血を含む)

3. 給付対象

診察、医学的処置、治療等の給付が受けられます。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては対象となりません。

4. 必要書類

- ①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書
 ③世帯調書 ④誓約書
 ⑤赤ちゃんの健康保険証のコピー
 ⑥個人情報提供に関する同意書
 ⑦世帯員全員のマイナンバーがわかるもの、申請者の運転免許証など本人確認書類

5. 自己負担額のお支払い方法

自己負担額は、守口市から後日(診療月の約4ヶ月後)に送付する「納入通知書」によって、銀行等の窓口でお支払いいただきます。

問 こども部 子育て支援政策課 **TEL 06-6992-1647**

医療助成について

	内容	対象	手続
ひとり親家庭医療費助成 こども部 子育て支援政策課 TEL 06-6992-1647	健康保険が適用される医療費の自己負担額及び入院時食事代(児童のみ子ども医療で助成)を助成 ※医療機関ごとに入通院各1日最大500円(月2日まで)を自己負担	18歳までの子と母(父)、または18歳までの両親のいない子と養育者で、児童扶養手当の一部支給の所得制限未満の人	申請には、被保険者・組合員又は加入者の情報が確認できる書類と児童扶養手当証書(証書のない人は所得確認のための同意書【所得制限あり】)または公的年金証書及び母または父、養育者、児童の対象事由がわかるもの(戸籍謄(抄)本など)が必要です。 医療証をお渡しします。代理人申請の場合、委任状と代理人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。 また、郵送も可能です。
重度障がい者医療費助成 健康福祉部 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630・1635 FAX 06-6991-2494	健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成 ※医療機関ごとに入通院各1日最大500円を自己負担	①身体障がい者手帳1・2級所持者 ②重度の知的障がい者 ③中度の知的障がい者で身体障がい者手帳の所持者 ④精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ⑤「難病法」に基づく医療受給者証所持者または特定疾患医療受給者証の所持者で、その障がいの程度が障がい年金1級または特別児童扶養手当1級に相当する者 ※所得制限があります	申請には、医療保険の資格情報が分かるもの、障がい者手帳など当制度の対象であるとわかるもの、申請者等のマイナンバーがわかるものが必要です。 医療証をお渡しします。 代理人申請の場合、委任状と代理人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。 また、郵送も可能です。
子ども医療費助成 こども部 子育て支援政策課 TEL 06-6992-1647	健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成。 ※医療機関ごとに入通院各1日最大500円(月2日まで)を自己負担	0歳から18歳までの子ども	申請には、被保険者・組合員又は加入者の情報が確認できる書類と6歳未満(就学前)の子どもに限り所得確認のための同意書が必要です(不要な場合があります)。医療証をお渡しします。 代理人申請の場合、委任状と代理人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。 また、郵送も可能です。
不妊検査・治療費助成 こども部 こども家庭センター(あえる) TEL 06-6995-7833	助成対象となる不妊検査・治療に係る自己負担額の合計の1/2(100円未満切捨て・上限5万円)を助成。 ※1会計年度につき1回助成	婚姻の届出をしている夫婦 ※検査・治療を開始してから申請を完了するまでの間、守口市内に住所を有すること ※妻の年齢が満43歳となる日の属する月の検査・治療費までが対象	申請には ①守口市不妊検査・治療費助成金交付申請書 ②守口市不妊検査・治療費助成金交付に係る証明書 ③守口市不妊検査・治療費助成金交付請求書 ④上記交付請求書に記入した振込を希望する金融機関情報の分かるもの(通帳等)のコピー ⑤印鑑(認印) ※シャチハタ不可 ※夫婦が同一世帯でない場合、戸籍謄本(抄本)など、法的に婚姻していることが確認できる書類を別途添付してください

※医療保険の資格情報が分かるものとは、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの等。



福祉

民生委員・児童委員に気軽にご相談を

民生委員・児童委員は厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って支援する人です。すべての民生委員は児童委員を兼ね、子どもに関わる相談支援活動も行います。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、生活の中で気になっていることがあれば、お気軽にご相談ください。なお、地域の民生委員・児童委員がわからないときは、民生委員児童委員協議会事務局にお問い合わせください。

問 民生委員児童委員協議会事務局 TEL 06-6992-2715

生活保護のご相談

利用できる資産(財産)や働く能力、親・子などの扶養援助、年金等その他の制度・施策などあらゆるものを活用しても、なお生活できない場合は市役所3階南エリアの生活福祉課へご相談ください。

問 健康福祉部 生活福祉課 TEL 06-6992-1598

くらしサポートセンター守口について

暮らしの悩みごとを相談員と解決へ

「仕事が見つからない」「生活費に困っている」「家賃が払えない」「誰も頼る人もなく、孤立している」「家族の生活や将来のことが不安」など、不安や心配ごとに相談員が寄り添い、一緒に考え、状況に応じた支援を行い、解決のお手伝いをします。一人で悩まず、まずは一度ご相談ください。

➡ 自立相談支援事業とは

- ◎ 自立に向けた支援プランを一緒に考えます。
- ◎ 窓口に来ることができない方に対しては、出張相談も行っています。
- ◎ 関係機関などへの同行支援も行います。

➡ 就労準備支援とは

- ◎ 仕事に就く自信がないなどのために働くことから遠ざかっている方を対象に、課題に応じたプログラムを作り、実際の就労にむけた準備を目指します。

➡ 住居確保給付金とは(要件あり)

- ◎ 離職等により家賃の支払いに困り、住まいを失う可能性がある人は、期間を定めて家賃相当額の給付と就労支援等をおこなう住居確保給付金が申請できます。

➡ 家計改善支援事業とは

- ◎ 家計管理に関する支援や、滞納の解消支援などを行い、家計基盤の整理や生活の安定のお手伝いを行います。

➡ ふーどばんくとは

- ◎ 「今日食べる食糧を買うお金が全くない」などの緊急支援として、個人、団体に食料を提供いたします。

ご協力ください

- ◎ 事業所の皆様、ご協力ください。当センターを利用されている求職者への雇用、職場見学や体験を募集しております。
- ◎ ご家庭などに眠っている保存がきく食品があればご提供ください。お米、スープ、冷凍パン、缶詰、カップめんなどを、ふーどばんく OSAKA からの提供や守口市民及び団体様から寄付を受け、支援が必要な方へお渡ししています。

問 くらしサポートセンター守口

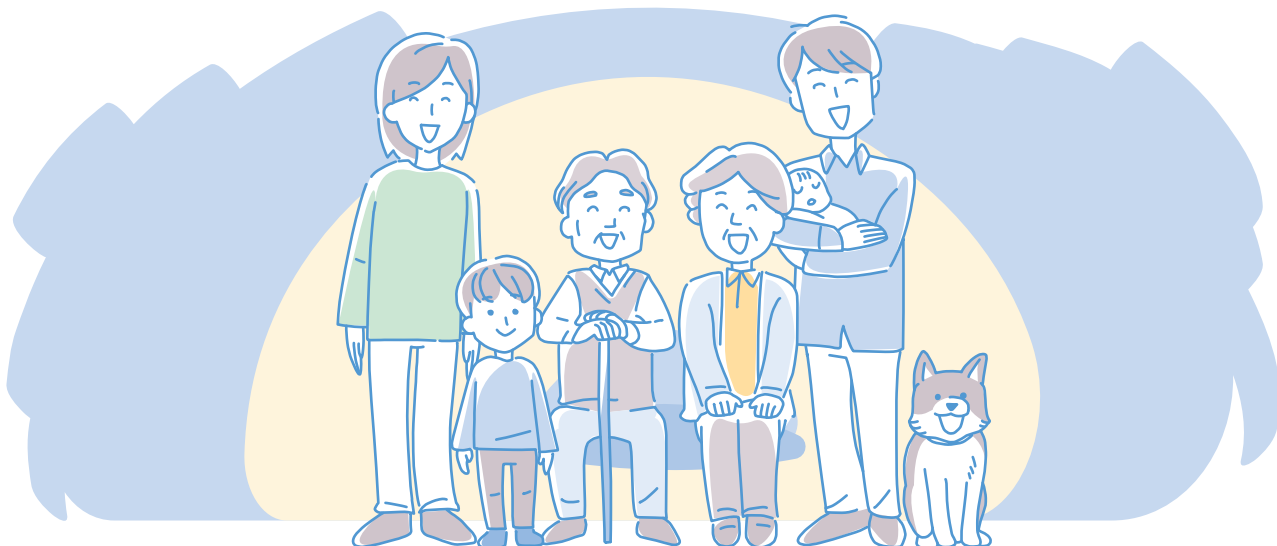
相談日時: 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(祝日、年末年始を除く)

第2・第4日曜日 午前9時～午後1時

場 所: 市役所6階

電 話: フリーダイヤル 0800-200-8011

TEL 06-6998-4510



貸付・給付制度について

生活資金等の貸付

低所得の一時的な生活困窮世帯などに対し、下表の貸付制度があります。

種類	対象者及び貸付内容	申請に必要なもの	窓口
生活福祉資金	低所得者、高齢者及び障がい者などの世帯を対象に、病気、災害、就学などに必要な資金を貸し付けます。連帯保証人が原則1人必要です。設定できない場合は年1.5%の利子がかかります(所得制限あり)	☑ 民生委員意見書 ☑ 住民票	守口市社会福祉協議会
緊急小口資金	傷病、資金の未払い・遅配などが原因で一時的に生活困窮に陥った世帯に対し、生活の改善、自立のために必要な資金を貸し付けます。連帯保証人不要。貸付限度額は10万円。	☑ 貸付事由を証する書類など。	
総合支援資金	失業や減収により生計の維持が困難となった世帯に対し、生活再建のための生活資金等を貸し付けます。貸付期間は3ヶ月以内。連帯保証人が原則1人必要です。設定できない場合は、年1.5%の利子がかかります。	☑ 住民票 ☑ 離職票 ☑ 離職前の収入証明、求職票など。	
不動産担保型生活資金	住み慣れた我が家で安定した生活を送るため、不動産を担保に生活資金を貸し付けます。対象要件は、世帯員が65歳以上で、借入申し込み者がその所有する不動産に5年以上居住していることなど。	☑ 戸籍謄本 ☑ 土地の登記簿謄本など。	

問 守口市社会福祉協議会 TEL 06-6992-2715

ひとり親家庭等への貸付・給付制度

ひとり親家庭等を対象に、進学費用等にかかる貸付制度や資格取得費用等にかかる給付制度があります。

事業名	対象者	内容	手続き	窓口
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	以下の世帯が対象です。 ○母子家庭の母とその未成年の子ども ○父子家庭の父とその未成年の子ども ○寡婦(かつて母子家庭の母であって、子どもが成人した方)と扶養されている成人した子ども ○かつて婚姻したことがある40歳以上の、現在配偶者のない女性(前年所得203万6千円以下で過去も現在も未成年の子どもを扶養していない方) ○父母のいない未成年の子ども	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために、子どもが進学する場合等に必要な資金の貸付を受けることができる制度です。	貸付を受けようとする理由・家族の状況・償還能力等を聞き取りし、貸付の要件を確認しますので、まずはご相談してください。なお、収入や他の借入状況、連帯保証人の有無等により、貸付を受けることができない場合や貸付金額が必要な金額よりも少額となる場合があります。	子育て支援政策課
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	以下の全ての要件をみたす方 ○守口市内に居住していること ○母子家庭の母又は父子家庭の父であること ○児童扶養手当の支給を受けている方と同様の所得水準にあること。 ○就業経験・技能・資格取得状況・労働市場の状況等から判断して講座を受講することが適職につくために必要であると認められること ○過去に教育訓練給付金を受給したことがないこと	主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図るための講座を受講後に、受講料等の一部を支給する制度です。	希望職種や職業経験等を聞き取りし、講座の適否や資格取得により適職につけるか等の支給の必要性を確認しますので、まずはご相談してください。事前の相談(受講前)がない場合は、支給の必要性を確認できないため、申請を受付けできません。	
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	修業開始日から修了日において、以下の全ての要件をみたす方 ○守口市内に居住していること ○母子家庭の母又は父子家庭の父であること ○児童扶養手当の支給を受けている方と同様の所得水準にあること。 ○養成機関で修業し、一定の資格を取得する見込みがあること ○就業又は育児と修業との両立が困難であること ○過去に高等職業訓練促進給付金を受給したことがないこと	生活の安定に資する就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業し、一定の資格を取得しようとする際に、修業期間の生活の負担軽減を図ることを目的に、給付金を支給する制度です。	生活状況や展望を聞き取りし、資格の適否や資格取得により自立が効率的に図れるか等の支給の必要性を確認しますので、まずはご相談してください。事前の相談がない場合は、支給の必要性を確認できないため、申請を受付けできません。 ※申請のあった月分から支給しますので、お早めに相談してください。	
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金	以下の全ての要件をみたす方 ○修了日において、守口市内に居住していること ○修業開始日及び修了日において、母子家庭の母又は父子家庭の父であること ○児童扶養手当の支給を受けている方と同様の所得水準にあること。 ○一定の資格を取得するため養成機関で修業し、その養成課程を修了したこと ○過去に高等職業訓練修了支援給付金を受給したことがないこと	一定の資格を取得するため養成機関で修業し、その養成課程を修了後に、養成機関への修業開始時における負担費用の一部を支給する制度です。	申請には戸籍謄本等が必要ですが、資格の適否等を確認するため、まずはお問い合わせください。 ※修了した日から30日以内に申請してください。修了した日から30日を超えると受付できません。	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	以下の全ての要件をみたす方 ○守口市内に居住していること ○母子家庭の母又は父子家庭の父であること ○児童扶養手当の支給を受けている方と同様の所得水準であること ○対象講座を受講しようとする者(以下「受講者」)の就学経験・就業経験・技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であること ○受講者が、高等学校卒業、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者その他の既に大学入学資格を取得している者でないこと ○過去に当該給付金を受給したことがないこと	ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定の合格を目標とする場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講した場合に受講開始給付金を、修了した場合に受講修了時給付金を支給します。また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金を支給する制度です。	給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講にあたっては、事前の相談が必要です。事前の相談がない場合は、支給の必要性を確認できないため、申請を受付けできません	

問 こども部 子育て支援政策課 TEL 06-6992-1647

高齢者支援

問 健康福祉部 高齢介護課

TEL 06-6992-1610・1612・1613

うちであんしん高齢者見守り支援事業

離れて過ごす家族等が、高齢者の冷蔵庫の開閉状況から日常生活リズムを把握し、冷蔵庫に一定時間の開閉がない場合に通知が届く端末機の購入費用を一部助成しています。

利用条件

- ◎65歳以上のひとり暮らしである
- ◎見守り人がいること
- ◎ひとり暮らし高齢者緊急通報機器の貸与を受けていないこと
- ◎介護保険料を滞納していないこと

利用者負担

- ◎端末機が1万円未満…2分の1の補助
 - ◎端末機が1万円以上…5,000円補助
- ただし、補助金の金額に100円未満の端数が生じた場合の端数は切り捨てとなります。

安否確認ホットライン

洗濯物が干しっぱなし、ご近所の方を最近見かけない等、普段と様子が違う光景を目の当たりにした際は、安否確認ホットラインへご連絡ください。

→安否確認ホットラインとは

地域の高齢者などの自宅で生命の危機が案じられるような「SOS」に気づいた時の総合窓口です。連絡を受けた場合は各課と連携し、迅速に対応します。

相談先

高齢介護課 市役所3階北エリア (平日9:00~17:30)
相談専用電話 TEL 06-6992-4010
メールアドレス Anpi4010Line@city-moriguchi-osaka.jp

高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業

公共交通機関の利用が困難な高齢者及び重度障がい者(児)に対してリフト付きタクシー利用券(1回1,200円)を年間最大24回交付し、一定の運賃を助成します。

対象者

- ◎65歳以上で要介護4以上の認定をお持ちの方
- ◎65歳以上で要介護1以上の認定をお持ちで車いすを使用している方
- ◎65歳以上で負傷等により一時的に車いすを使用している方
- ◎身体障がい者手帳の所持者であり、肢体不自由(下肢機能、体幹機能、運動機能及び移動機能障がい)について1級または2級の判定を受けている方

日常生活用具(車いす)貸与

介護認定を受けていない65歳以上の在宅の高齢者で、歩行が困難な方及び緊急的に必要な方に短期間車いすを貸し出します。

シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲を持っている60歳以上の方が、経験や能力を生かした就業を通じて、新たな生きがいを創生するサポートをしている団体です。お気軽にご相談ください。

問 公益社団法人シルバー人材センター

桃町3番30号

TEL 06-6998-3601

ひとり暮らし高齢者緊急通報機器設置事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者で、病弱のため、定期的に安否の確認が必要な方に緊急通報機器を貸与します。

緊急時にボタンを押すだけでナースコールセンターにつながり看護師等が状況を確認し、必要に応じて消防本部に連絡します。ただし、協力員2名が必要です。

利用者負担

機器の利用料…市民税課税の方 月額1,320円(税込)
非課税の方及び生活保護受給者 全額助成
※電話の基本料金、通話料金は自己負担

(以下は広告スペースです)

“ワンニャン畳・介護畳”
抗菌・防かび剤
『コーキンマスター』配合
ご存じですか?

①転倒予防効果
従来の畳表に比べ滑りにくくなっています

②掃除の負担軽減
水分を吸い込みやすく
排泄トラブルにも対応

③アンモニア消臭効果
室内環境改善に。

有限会社初田畳店
守口市東光町3-3-15
TEL 06-6991-5661
FAX 06-6996-7162
お気軽にお問い合わせ下さい。

24時間 365日対応
お困りの方は
お気軽にご相談下さい

訪問看護ステーション
トゥーハートケア

TEL 06-6901-8826
守口市佐太中町 2-22-11

スタッフ募集しています

株式会社 **ホービス**

喀痰吸引 対応可

介護保険と障がい福祉の
訪問介護を行っています

介護保険以外に
家政士でも対応できます

〒571-0038 門真市柳田町13番26号
TEL.(06)6903-1533

介護保険について

介護保険料額について(65歳以上の方)

世帯の市民税の課税状況や、本人の課税年金収入額・合計所得金額により16段階に区分されています。

市民税課税状況		段階区分	所得段階別対象者	保険料算式	保険料(年額)
世帯	本人				
非課税	非課税	第1段階	- 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人 - 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	30,680円
		第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人	基準額 ×0.485	52,210円
		第3段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額 ×0.685	73,730円
		第4段階	被保険者本人が市民税非課税で本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.9	96,880円
		第5段階	被保険者本人が市民税非課税の人	基準額	107,640円
課税	課税		以下、被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が		
		第6段階	120万円未満の人	基準額 ×1.2	129,170円
		第7段階	120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	139,930円
		第8段階	210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	161,460円
		第9段階	320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	182,990円
		第10段階	420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	204,520円
		第11段階	520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	226,040円
		第12段階	620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	247,570円
		第13段階	720万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.4	258,340円
		第14段階	820万円以上920万円未満の人	基準額 ×2.5	269,100円
		第15段階	920万円以上1020万円未満の人	基準額 ×2.6	279,860円
		第16段階	1020万円以上の人	基準額 ×2.7	290,630円

保険料の納付方法は

➡ 65歳以上の人(第1号被保険者)

年金から天引きされる「特別徴収」と納付書で銀行等の窓口やコンビニで納付する「普通徴収」の2つの方法があります。

口座振替の推奨

納付書で納付されている方は、納め忘れのない口座振替の切替えにご協力をお願いします。

➡ 40歳以上の人(第2号被保険者)

現在加入している医療保険の保険料とあわせて納付していただきます。

平日夜間・休日の窓口開庁

高齢介護課・保険収納課では、平日夜間・休日に窓口を開庁しています。

平日夜間・休日窓口開庁日及び開庁時間は、各月の広報紙やホームページをご確認ください。

内容により電話でも対応可能です。

※平日夜間・休日窓口開庁の時間は、介護保険料に関する相談のみ受け付けています。

問 健康福祉部 高齢介護課 TEL 06-6992-1610
健康福祉部 保険収納課(保険料の納付に関すること)
TEL 06-6992-1537・1538

(以下は広告スペースです)

住まいのアドバイザー
介護車両所有
松原住宅株式会社

Osakaあんしん
住まい推進協議会
あんぜん・あんしん
賃貸住宅
協力店

介護車両
利用特典付
賃貸住宅

TEL 06-6991-9971
守口市大日東町 21 番地 1 号
大阪府知事(1) 第 63708 号

家族介護者慰労金

要介護4～5の認定を受けている高齢者を在宅で介護しているご家族で、1年間介護保険サービスの利用をされなかった方に対して慰労金(要介護者ひとりにつき年額10万円)を給付します。

申請条件

- ◎要介護者及び家族介護者が属する世帯の世帯員全員が非課税であること
- ◎要介護者及び家族介護者の世帯が守口市内に居住していること
- ◎介護保険サービスを利用していないこと
- ※通算して7日以内のショートステイ利用は可能です。
- ◎90日以上入院していないこと

慰労金給付対象期間

1月1日から12月31日

※1月1日時点で要介護4以上の認定が必要

申請期間

慰労金給付対象期間の翌年の2月1日から2月末日

徘徊探知機購入補助交付事業

要介護又は要支援認定を受けており、徘徊行動が見られる認知症の高齢者を在宅で同居等により介護している家族に対して、認知症の高齢者の行方がわからなくなった場合に、早期に発見するために必要な探知機器(GPS等通話機能のないものに限る)購入時にかかる費用を助成(購入費の1/2ただし上限10,000円)する事業です。

高齢者見守りシール交付事業

衣服等に貼った二次元コードを読み取るだけで、ご家族と市へメールが送信されます。

二次元コードの読み取りと、パソコンや携帯電話からアクセスできる伝言板を利用することにより、個人情報を開示することなく、24時間やりとりが可能です。

※交付の際はご利用者の方の登録が必要です。

対象者

- ①守口市在住(施設入所等を除く)の65歳以上の高齢者であり、認知症の診断を受けている方の親族
- ②認知症高齢者等を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員

(以下は広告スペースです)

紙おむつ給付事業

市内在住の自宅で介護を必要とする要介護3～5の認定をお持ちの要介護者及び家族介護者が属する世帯の世帯員全員が市民税非課税の方に、紙おむつ等を給付します。

上限金額(税込み8,240円)の範囲内でカタログから介護用品をお選びいただくと、2か月分の介護用品を配送します。

給付対象者

- ◎65歳以上で要介護3以上の認定を受けており常時紙おむつの使用が必要な方(以下「要介護者」という)を介護する家族介護者

利用条件

- ◎要介護者が生活保護を受給していない
- ◎主たる家族介護者が同居又は守口市内に居住していること

介護サービスを利用するには

日々の生活のなかで、難しくなってきた動作の早期改善を図ることが、いつまでも元気にいきいきと生活するために必要です。生活の状況から、適切なサービス等につなぎます。P59のチェックシートのあてはまる□に✓してみましょう。

チェックした内容をもとに要介護認定申請が必要、又は事業対象者に該当した方はP59の問い合わせ先にご相談ください。

介護予防 通所型サービスC(短期集中型)

筋力低下などで日常生活が大変になった高齢者の元氣を取り戻すため、リハビリ専門職などのサポートにより、一人ひとりにあった運動プログラムが受けられるサービスです。栄養のとり方や口腔ケアも学ぶことができます。

- ◎通所型サービスCを利用できる人

- ①要支援1・2に認定された人
 - ②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により事業対象者に該当した人
- ・プログラム利用回数 12回(週1回約2時間程度)
- ※改善しない場合は最大24回まで延長する場合あり
- ・費用 300円/回 ※13回目以降 500円/回

「自宅での生活を諦めていませんか？」

ケアマネジャーによる1人1人に合わせた **介護保険サービスプラン**で安心を！
えるケアプランセンター 守口菊水通

ケアプラン作成 定期訪問 給付管理 ☎ 06-6967-8785 24時間 365日対応しています！

看護師とリハビリ専門職で介護から医療までを全面対応！
える訪問看護ステーション ☎ 06-6991-8471

お薬管理 認知症/糖尿病 各種難病 呼吸/心臓/がん 人工呼吸器

介護予防 通いの場

仲間づくりが元気への近道！70歳を超えたら、「通いの場」へ行ってみませんか？

65歳以上の方が利用できる「通いの場」が200か所以上あります。「いつまでも元気に暮らしたい！」と感じたら、お住まいの地域の活動をのぞいてみませんか？

参加・見学などのお問い合わせは、それぞれの団体がお住まいの地域包括支援センターへご連絡ください。

▶ 要介護認定申請先

相談先	担当地区
健康福祉部 高齢介護課 TEL 06-6992-1610・1612・1613	守口市内全域

▶ 介護予防・要介護認定申請・事業対象者相談先

相談先	小学校区担当地区
守口第1地域包括支援センター TEL 06-6904-8900	よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番～10番)
守口第2地域包括支援センター TEL 06-4393-8401	庭窪・金田・佐太
守口第3地域包括支援センター TEL 06-6908-2808	八雲(旧八雲・旧下島)
守口第4地域包括支援センター TEL 06-4250-7878	守口・八雲東(大日東町1番～10番を除く)・さつき(旧滝井)
守口第5地域包括支援センター TEL 06-6992-1180	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)
守口第6地域包括支援センター TEL 06-6997-3336	寺方南(旧寺方・旧南)・錦

▶ 窓口相談シート

※下記のスクリーニング基準に該当するか確認する

①

- ☒ 物につかまっても寝返り、立ち座りができない
- ☒ 歩行器や杖を使ってもひとりで歩くことができない
- ☒ 入浴や着替え、食事、排せつの後始末がひとりではできない

◎その他の基準

- ☒ 進行性の疾患がある(がん、認知症、難病など)
- ☒ 65歳未満で特定疾病に該当する

②

- ☒ 足腰が弱ってきて、よくつまずく
- ☒ 入浴(浴槽のまたぎなど)がひとりでしづらくなっている
- ☒ 掃除機を出して掃除することが億劫になってきた
- ☒ 買い物や料理することが大変になってきた
- ☒ 疲れやすく、何をしても億劫に感じる

①に1つ以上該当

②に1つ以上該当

日常生活の動作が
困難になっている

要介護認定

*フレイルかも…

基本チェックリスト

(利用者の心身の状況を把握
するための質問リストです)

支援が必要な状態です。早期に認定申請を行いましょう。

認定申請を急ぐ必要はありませんが、介護予防に取り組むことが重要です。地域包括支援センターに相談しましょう。

※フレイルとは「病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態」のこと。

福祉

障がい者の福祉について

障がい者手帳の申請

種類	対象者	申請に必要なもの	代理申請
身体障がい者手帳	身体障がいのある人	☒ 申請書 ☒ 上半身の写真(縦4cm×横3cm) ☒ 申請者等のマイナンバーカード(写真付き) ☒ (写真付きマイナンバーカードがない場合は)申請者等の運転免許証など本人確認書類 ☒ 指定医の診断書・意見書(所定の様式) ※更新・変更の手続の場合は、現在お持ちの手帳 ※世帯全員が市民税非課税の場合、上記の診断書の文書料が助成できる場合があります。 ☒ 上記の診断書の領収書 ☒ 印鑑 ☒ 振込用の通帳	○
療育手帳	知的障がいのある人	☒ 申請書 ☒ 上半身の写真(縦4cm×横3cm) ☒ 申請者等のマイナンバーがわかるもの ※更新・変更の手続の場合は、現在お持ちの手帳	○
精神障がい者 保健福祉手帳	精神障がいのある人	☒ 申請書 ☒ 上半身の写真(縦4cm×横3cm) ☒ 申請者等のマイナンバーカード(写真付き) ☒ (写真付きマイナンバーカードがない場合は)申請者等の運転免許証など本人確認書類 1. 医師の診断書(所定の様式)または、 2. 精神障がい事由とする障がい年金証書もしくはその直近の振込(支払)通知書の写し または「特別障がい給付金を受給していることを証明する書類」 ※更新・変更の手続の場合は、現在お持ちの手帳	○

問 健康福祉部 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630・1635 FAX 06-6991-2494

各手帳の申請書、指定医の意見書・診断書の用紙は、障がい福祉課にあります。郵送申請については、お問い合わせください。

障がい福祉サービスなど

事業の種類	内容	対象	手続
ホームヘルパーの派遣	障がいのある人などの居宅に、食事・入浴などの身体介護や掃除・洗濯などの家事援助などを行うホームヘルパーを派遣します。	身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等のある人	障がい者手帳と印鑑、申請者等のマイナンバーがわかるもの、申請者等の運転免許証など本人確認書類を持って申請してください。但し、その人によって必要書類は異なりますので、事前にご相談ください。
ガイドヘルパーの派遣	障がいのため外出が困難な重度の障がいのある人などが外出する際に付き添いを必要とする場合に、ガイドヘルパーを派遣します。	重度の視覚障がい・重度の全身性障がい・重度の知的障がい・重度の精神障がい・難病等のある人など	
ショートステイ(短期入所)	障がいのある人などを介護している家族が、病気その他の事情により家庭での介護が困難になった場合などに、一時的に短期間、施設を利用できます。	身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等のある人など	
日中一時支援事業	日中において介護する家族などがいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な場合に、日中一時支援事業所を利用できます。	身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等のある人	
居住サービス	施設入所支援 夜間や休日、障がいのある人などのための入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護や生活支援などを行います。 グループホーム(共同生活援助) 夜間や休日、共同生活を行う住居(グループホーム)で、相談や日常生活上の援助を行います。	身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等のある人	
通所サービス	生活介護 常時介護を必要とする人に、施設などで、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。 自立訓練[機能訓練・生活訓練] 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。 就労継続支援[A型・B型] 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。 児童発達支援 障がいのある児童に、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 放課後等デイサービス 学校教育法第1条に定める学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がいのある児童に放課後や休業日に生活技能向上のため必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。	身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等のある人	
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等に療育の専門家が訪問し、集団生活への適応のため、専門的な支援その他の必要な支援を行います。		
手話通訳者の派遣	手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。	聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がいのある人	
文字通訳者の派遣	文字通訳を必要とする場合に、文字通訳者を派遣します。		

(以下は広告スペースです)

信頼と実績の

障害年金専門事務所

へご相談ください!

私の症状で
もらえる?

等級を低く
認定された

不支給の
判定を受けた

障害年金「無料」相談受付中!

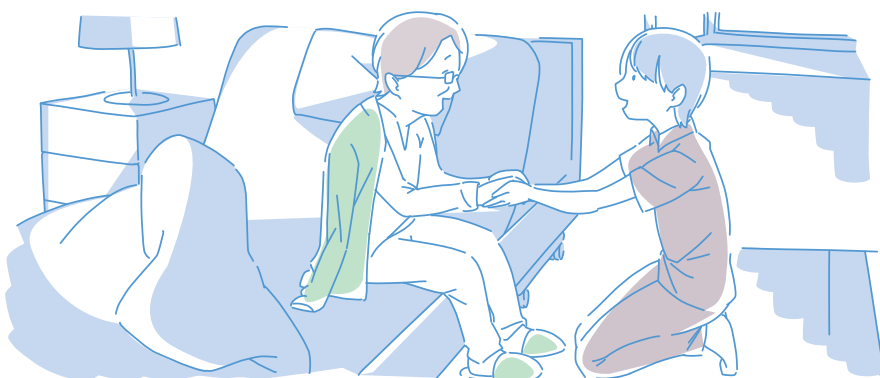
06-7162-6680

soudan@safety-shogainenkin.com

震明社会保険労務士事務所

大阪府守口市京阪本通2-14-7クレールOTY2F

安心の障害年金申請ドットコム



障がいのある人への手当、助成など

事業の種類	内容	対象	手続
特別障がい者手当・障がい児福祉手当	重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な人・児童に手当を支給します。(支給制限があります。)	政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な人・児童。詳しくは「障がい福祉のしおり」をご覧ください。	請求には、指定様式の医師診断書(手帳内容により不要な場合あり)、各種手帳、印鑑、年金受給額がわかるもの、対象者名義の通帳など口座がわかるもの、対象者等のマイナンバーがわかるものが必要です。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。
大阪府重度障がい者 在宅生活応援制度	在宅生活をする重度障がい者の介護者に対して給付金を支給します。(支給制限があります。)	療育手帳の障がい程度が「A(重度)」で、かつ身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者	申請には、身体障がい者手帳の写し、療育手帳の写し、介護者の通帳など口座がわかるものが必要です。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。
特別児童扶養手当	重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を育てている保護者に支給される手当があります。詳しくは、「障がい福祉のしおり」をご覧ください。	20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方(養育者)	事前にご相談いただき、必要な書類等を確認の上、子育て支援政策課で手続きをしてください。所得等により支給の制限があります。必要な書類等は戸籍謄本・通帳コピー・マイナンバーの確認できるもの・児童の障がいの程度が確認できるものなどですが、状況に応じて異なります。(障がいの判定は原則として所定の様式の診断書で行いますが、身体障がい者手帳や療育手帳AまたはB1をお持ちの場合、診断書の提出を省略できる場合があります。)
補装具費 (購入・借受け・修理) の支給	身体の障がいを補うための車いす・歩行器・補聴器などの補装具を購入、借受けまたは修理する費用の一部を支給します。なお、障がいの種別によって交付される用具や基準額が決められています。	身体障がいのある人	申請には、身体障がい者手帳、見積書等、申請者等のマイナンバーがわかるもの、申請者等の運転免許証など本人確認書類が必要です。また、補装具の種類によっては、意見書・処方せんが必要です。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。
補聴器 (購入・修理) の交付	軽度の難聴児に対して、補聴器の購入、修理又は部品の交換に係る費用を交付します。	両耳の聴力レベルが70デシベル未満の軽度の難聴のある児童(18歳未満)	申請には、見積書等が必要です。また、購入の場合は、聴力検査をもとに医師が作成した意見書も必要となります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。
日常生活用具の 給付・貸与	障がいの種別・程度により、必要に応じて、特殊便器・入浴補助用具・点字器・ストマ用装具などの日常生活用具を給付します。また、一人暮らしの重度身体障がい者で安否確認の必要な人に緊急通報装置を貸与します。	身体障がいのある人、難病・関節リウマチ患者、小児慢性特定疾患児、(一部用具につき)知的障がい、精神障がいのある人	障がい者手帳、申請者等のマイナンバーがわかるもの、申請者等の運転免許証など本人確認書類を持って申請してください。難病などの方は、医師の診断書(所定の用紙)もしくは小児特定疾患受診券の写しが必要です。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。
住宅改造費の助成	重度障がい者の世帯で、障がいの状況に応じて住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。(所得制限があります。)	重度障がいのある人(身体障がい者手帳1・2級、下肢または体幹機能障がいにおいては3級を含む、または特に必要な場合、療育手帳A)がいる世帯	障がい者手帳と工事の見積書などを持って申請してください。工事着工前に申請する必要があります。(事後申請は不可)詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人路交館

活動の目標

- ◎地域でひとりの市民として生活できるよう支援します。
- ◎1人ひとりの自立をめざして、日々の生活や活動を支援します。
- ◎「できた」よこびを仲間たちと喜びあえるよう支援します。
- ◎楽しく温かい地域づくりに参加できるよう支援します。
- ◎なかまと一緒に「したいこと」をみつけ一緒に楽しめるよう支援します。
- ◎あたりまえな地域生活ができるよう、いろいろな相談に応じ、必要な支援をします。

ういず守口 生活介護・就労移行支援 就労継続支援B型・居宅介護 大日・太子橋今市駅 京阪本線 守口市金下町1-6-10 TEL.06-6996-1715	ういず滝井 生活介護・就労継続支援B型 守口市滝井西町3-5-12 TEL.06-6996-1803	桜の園 生活介護・就労継続支援B型 居宅介護・相談支援 守口市八雲北町3-39-8 TEL.06-6992-0697
---	---	---

事業の種類	内容			対象	手続
自立支援医療費の 支給	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の一部を支給します。				更生医療 申請書、同意書兼世帯状況申出書、身体障がい者手帳、自立支援医療意見書、費用明細表、医療保険の資格情報が分かるもの、特定疾病療養受療証（生活保護受給者を除く人工透析対象者）、申請者等のマイナンバーがわかるもの、年金・手当等の額がわかる書類
	名称	対象者	申請窓口		育成医療 申請書、同意書兼世帯状況申出書、自立支援医療意見書、医療保険の資格情報が分かるもの、申請者等のマイナンバーがわかるもの、年金・手当等の額がわかる書類
	自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障がい者	障がい福祉課		精神通院 申請書、同意書兼世帯状況申出書、自立支援医療（精神通院医療）診断書、医療保険の資格情報が分かるもの、申請者等のマイナンバーがわかるもの、年金・手当等の額がわかる書類
	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の身体障がい児			更新、変更の手続の場合は、現在お持ちの受給者証
	自立支援医療（精神通院）	通院により精神疾患の治療を受けている人			

※1 医療保険の資格情報が分かるものとは、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの等。

※2 申請時に必要な書類は、障がい福祉課にあります。

問 健康福祉部 障がい福祉課 TEL 06-6992-1630・1635 FAX 06-6991-2494

障がい者(児)歯科診療

対象者 障がいがあるため、一般歯科医院では受診が困難な人

(原則として、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人)

実施日 毎週水・木曜日・土曜日(午後1時～5時)
年末年始、祝日を除く。予約制です。

場 所 市民保健センター1階
あおば歯科診療所 (TEL 06-6992-2223)

内 容 歯科疾患の検診・診療、口腔衛生指導、口腔機能訓練
初回予約は、障がい福祉課まで

**問 健康福祉部 障がい福祉課
TEL 06-6992-1630・1635 FAX 06-6991-2494**

北河内西障害者就業・生活支援センター「わーくぷらす」

働こうとする障がいのある人の相談を受け、就職のための情報提供や制度利用の支援をし必要に応じて、基礎訓練や職場実習のあっせんを行います。また、職場での悩みや就職後の職場定着の支援を行います。

* 北河内西圏域(守口市・門真市)対象

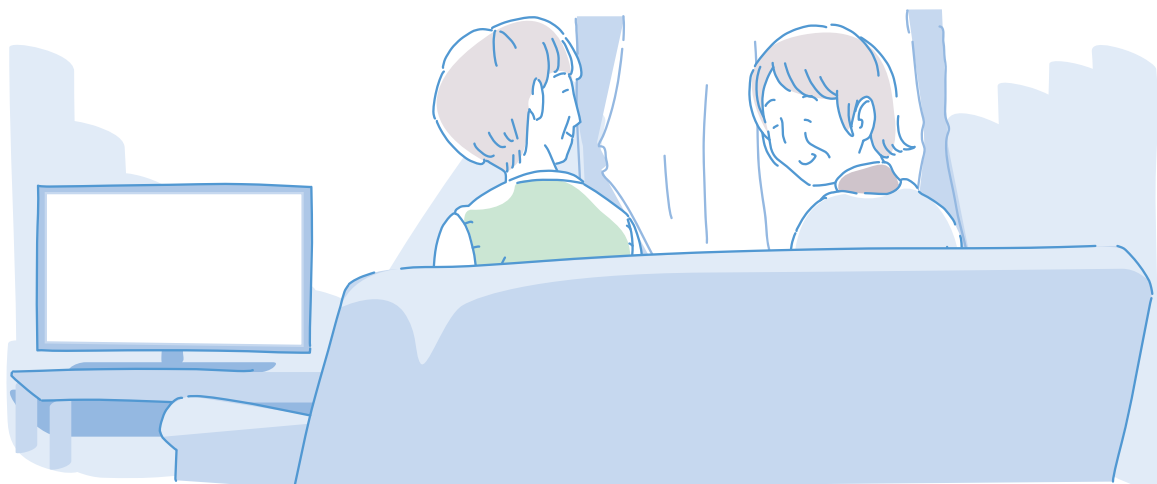
実施法人 (社) 明日葉 TEL・FAX 06-6994-3988
E-mail workplus@orion.ocn.ne.jp

高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度障がい者(児)に対してリフト付きタクシー利用券(1回1,200円)を年間最大24回交付し、一定の運賃を助成します。なお、令和6年度から対象者を拡大しました。

対象者

- ◎身体障がい者手帳の所持者であり、肢体不自由(下肢機能、体幹機能、運動機能及び移動機能障がい)について1級または2級の判定を受けている方
- ◎65歳以上で要介護4以上の認定をお持ちの方
- ◎65歳以上で要介護1以上の認定をお持ちで車いすを使用している方
- ◎65歳以上で負傷等により一時的に車いすを使用している方



視覚障がい者外出支援充実強化事業

65歳以上の視覚障がい(1級又は2級)がある人を対象に、外出支援の拡充を図るため、大阪タクシー共通乗車券5000円分(500円×10枚)を交付します。

対象者 次の要件を全て満たす方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 身体障がい者手帳の障がい種別が視覚障がいであって、単独の等級が1級又は2級の方
- (3) タクシー利用券の交付申請を行う日において守口市民であって、市内にお住まいの方

移送ボランティア(福祉有償運送事業)

自力で外出することが困難な要介護の高齢者や障がいのある人の社会参加のため、運転ボランティアの協力を得ながら、移送サービスを行っています。

事業者	対象者等
NPOエヌ TEL 06-6912-3366 FAX 06-6912-3266	◎要介護認定の方(申し込みはケアマネジャーを通じてください) ◎通院時の送迎のみ ◎午前9時から午後5時まで
NPOフェリスモンテ TEL 06-6958-0011 FAX 06-6958-0003	◎要介護、要支援、障がい認定の方等(詳しくは事業者へ) ◎午前9時から午後5時30分まで

※1 利用する場合、事前登録が必要です。(登録枠に限りあり)

※2 その他詳細については事業者へお問い合わせください。

障がいのある人の相談窓口について

機関名	電話・FAX
大阪府障がい者自立相談支援センター	身体障がい者支援課 TEL 06-6692-5262 FAX 06-6692-5340 知的障がい者支援課 TEL 06-6692-5263 FAX 06-6692-3981
大阪府こころの健康総合センター	(相談専用) TEL 06-6607-8814 FAX 06-6691-2814
大阪府中央子ども家庭センター	TEL 072-828-0161 FAX 072-828-5319

機関名	電話・FAX
大阪府守口保健所	TEL 06-6993-3131 FAX 06-6993-3136
大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会	TEL 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660
大阪府障がい者社会参加促進センター「障がい者110番」	TEL 06-6973-0110 FAX 06-6748-0589
大阪府介護情報・研修センター展示場	TEL・FAX 06-6763-1480
大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか	TEL 06-6966-1313 FAX 06-6966-1531
守口市基幹相談支援センター	TEL 06-6993-5601 FAX 06-6993-9647
守口市障がい者虐待防止センター(守口市健康福祉部障がい福祉課)	TEL 06-6992-1635 (夜間・休日) TEL 06-6992-1221 FAX 06-6991-2494
守口障害者生活支援事業所みみ	TEL 06-6993-9640 FAX 06-6993-9647
わかたけ園	TEL 06-6997-4747 FAX 06-6997-4745
さいな	TEL・FAX 06-6993-3003
地域生活支援センターシュポール	TEL 06-6780-1190 FAX 06-6780-1191
オールケア相談支援センター	TEL 06-4397-7889 FAX 06-4397-7272
相談支援センターみらい	TEL 06-6780-4365 FAX 06-6780-4371
守口障害者相談支援センターひだまり	TEL 06-6902-1600 FAX 06-6136-6753
相談支援事業所さくら	TEL 06-6996-1735 FAX 06-6998-6633
市立わかくさ・わかすぎ園	TEL 06-6996-0050 FAX 06-6996-0010
ハーツ	TEL 06-6995-1122 FAX 06-7732-3827
ケアサポートあん	TEL 06-6786-9600 FAX 06-6786-9601
障がい者相談支援センターみやび	TEL 090-5246-7956
相談支援きらら	TEL 06-6998-1470 FAX 06-6998-1471
オールケア守口 ののはな	TEL 06-6967-8700 FAX 06-6967-8788
(社福) 守口市社会福祉協議会	TEL 06-6992-2715 FAX 06-6998-3201
府立守口支援学校	TEL 06-6993-2810 FAX 06-6993-2830
北河内西障害者就業・生活支援センターわーくぶらす	TEL・FAX 06-6994-3988

(以下は広告スペースです)


 社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団

理念
 とともに生きる心を育み
 とともに歩む社会の実現


 しょう ふくし じきょうしょう
障がい福祉サービス事業所
 ちいき せいかつ そうごう し えん
地域生活総合支援センター

いま

守口市寺方本通2丁目20番4号
 TEL.06-6780-4370 / FAX.06-6780-4371
●相談支援センターみらい●
 TEL.06-6780-4365 **職員随時募集中**





子育て・教育

さまざまな子育て支援について

子育て支援事業

▶ こども家庭センター「あえる」

妊娠期から子育て期までの不安や困りごとなどさまざまな相談ができます。

情報の提供

市内の子育て情報など

講座やあそびの広場の開催

子育て相談

▶ ファミリー・サポート

子どもを一時的に預けたい人と、子どもを預かることのできる人、双方が会員になり地域で援助活動を行う事業です。

開館日及び時間 平日及び第3土曜日 午前9時～午後5時30分

休館日 日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

問 こども家庭センター「あえる」 **TEL 06-6995-7833**
ファミリー・サポート **TEL 06-6995-7877**

▶ 児童センター

子どもに健全で楽しい遊び場を提供するとともに、心身の発達向上を図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設です。

対象 保護者等が同伴する0歳～就学前までの乳幼児及び小学生

開館日及び時間 月曜日～土曜日 午前10時～午後5時

休館日 日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

施設概要 赤ちゃんの駅・多目的トイレ・ふれあいルーム・パンダルーム・図書室・工作室・体育館

所在地 守口市金田町1丁目4番1号

問 児童センター

TEL 06-6902-1006



雑誌・書籍・コミック
教科書・文具
QUOカード

☎ 06-6992-5895

〒570-0039

守口市橋波西之町 2-9-11



営業時間 10時～20時

〈以下は広告スペースです〉

**パパ、ママも通っていた守ロスイミングに
わたしも行きたい!**

ジュニア・ベビー無料体験 受付中!

イトマンスイミンググループ **MSS** **守ロスイミングスクール** 守口市京阪北本通1番23号
TEL.06-6991-7171

（以下は広告スペースです）

学校法人 守口東学園 幼稚園型認定こども園

守口東幼稚園 まこと保育園

満3・3・4・5歳 0・1・2歳

教育・保育方針
1.強い体力を養う
2.しつけ教育の徹底
3.考える力を養う



おひさまクラブ：無料未就園児教室（不定期）
はなはなクラブ：有料未就園児教室（満2歳～）

広い運動場、体育館、中庭、おひさま広場、3階にホールとプール（8×4m）
おひさま農園（約250坪）：菜園活動の収穫も給食に+α

守口市寺方本通4丁目3番12号 ☎06-6996-8787

充実の環境で「こころとからだを育む健康教育」を進めます

学校法人 江端学園 幼稚園型 認定こども園

てらかた幼稚園

6ヶ月～5歳対象

満3歳児 保育 プレ教室 満2歳児～

〒570-0047 守口市寺方元町2丁目2番12号
☎ 06-6992-7090



幼稚園は子どもがはじめて出会う学校です




誠心保育園では、子どもの『楽しい』を引き出すために、様々な活動を用意しています。

守口市認可小規模園
誠心保育園

守口市認可小規模園
誠心第二保育園

TEL 06-6780-4023

〒570-0056 大阪府守口市寺内町2丁目9-38 1F・2F



子育て・教育

学校法人 大阪集成学園 守口幼稚園

明るさと 優しくあふれる 楽しい幼稚園 太子橋今市駅近く

1949年（昭和24年）創立

ゆとりある人数設定とすることで、保育者が子供たちの育ちに丁寧にかかわることを目指しています。また、グローバルな視野から早期英語教育を実施しています。

「のびのびとおおらかに心優しく」「遊びを大切に」
「ひとりひとりのいのちの輝きを尊重すること」
「善いこと悪いことを知る」「感謝する心育て」を
教育方針の中心におき幼児教育を実践しています。

〒570-0084
大阪府守口市緑町8-6
TEL 06-6992-0109

地下鉄太子橋今市駅から徒歩8分
大阪シティバス守口車庫前から徒歩8分
京阪本線土居駅から徒歩13分



小規模保育園
ピンクハートこども園
もございます。



子育てに関する手当

事業名	支給対象	内容	手続
児童扶養手当	父または母の一方と生計を同じくしていない児童を養育している世帯、父又は母に代わって児童を養育している世帯、及び児童を監護する父または母が政令で定める程度の障害の状態にある世帯を対象としています。 なおこの制度でいう児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は20歳未満で一定の障害(特別児童扶養手当と同基準)のある児童をいいます。	児童が一人の場合は月額10,740円～45,500円、二人目以降は5,380円～10,750円を加算して支給します。 ただし、所得等により支給の制限があります。(支給月は奇数月) ※物価指数により、手当額は変動します。	事前にご相談いただき、必要な書類等を確認の上、子育て支援政策課で手続きをしてください。 必要な書類等は戸籍謄本・通帳コピー・マイナンバーの確認できるものなどですが、状況に応じて異なります。
児童手当	高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)の国内に住所を有する児童を養育している方に手当を支給しています。 ※公務員の方は、職場での申請となります。詳しくは職場の給与担当者へお問い合わせください。	3歳未満 (第1子、第2子) 15,000円 (第3子以降) 30,000円 3歳～高校生年代 (第1子、第2子) 10,000円 (第3子以降) 30,000円 所得制限はありません。	出生や転入(前住所地の転出予定日)の日から15日以内に申請してください。原則として申請した翌月分、または、月をまたいでも、この15日以内に申請すれば、出生等の属する月の翌月分から支給します。 必要なもの ☑ 請求者名義(児童ではありません)の普通預金通帳 ☑ 共済組合等に加入の方は請求者名義(児童ではありません)の健康保険証の写し ☑ 児童と別居している場合等は別途書類が必要になります。 ☑ 請求者とその配偶者のマイナンバーがわかるもの、申請者の運転免許証など本人確認書類

問 こども部 子育て支援政策課 TEL 06-6992-1647

認定こども園等のご案内

認定こども園(保育所部分)・保育所・小規模保育事業等の入園(所)について

年度途中の入園(所)申込みは、こども施設課にて、随時受け付けをします。

なお、年度当初(例:令和7年4月)の入園(所)申込みは、前年度9月(例:令和6年9月)の広報もりぐちおよびホームページにてお知らせします。

入園(所)申込みには、利用申込書のほか、保護者の就労等を確認するための就労証明書等が必要となります。

入園(所)については、市が「事業所入園(所)内定通知書」を保護者に通知し、通知後に保護者が各施設と契約を結ぶことで決定となります。

問 こども部 こども施設課 TEL 06-6992-1637

(以下は広告スペースです)

まごころ、かしこく、たくましく
社会福祉法人 花修会 幼保連携型認定こども園

橋波幼児舎
病児保育 ラポールチャイルドケアルーム



〒570-0033 守口市大宮通 1-14-20
TEL:06-6998-5321
WEB: <http://kasyukai.ed.jp/>

うれしがいっぱい、 たのしもいっぱい
いちじょうじがくえん
社会福祉法人 一乗寺学園 認定こども園

「主体性や個性を育てる保育」
長時間の保育の中で様々な体験を通して、子ども一人ひとりの「感性」「心」を大切に育成し、総合的な人間力の基礎を育てます。

オプションメニュー Option menu
・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
育児・健康相談、親子教室、一時的にお子様をお預りするなど、地域の育児センター機能を十分に働かせ、乳幼児及び保護者の拠り所となっています。

詳しくは HPへ 

〒570-0011 守口市金田町1丁目48番18号
TEL 06-6901-2400
FAX 06-6901-4014
社会貢献

育児 家庭 病氣 介護 仕事 に、1人で悩んでいませんか?
当園には **スマイルサポーター** がいます。
(地域貢献支援員)
経験豊富な相談員があなたの生活をサポートします。

学校法人 中塚学園
認定 こども園
白百合幼稚園

たくさん学んで
のびのび遊ぼう

3歳～就学まで
開園時間 7:30～18:30

tel.06-6901-2881
守口市梶町1-55-8



認定こども園(幼稚園部分)・私立幼稚園の入園について

私立の認定こども園(幼稚園部分)・私立幼稚園の入園申込みについては、各園にお問い合わせください。
市立の認定こども園(幼稚園部分)の入園申込みについては、こども施設課にお問い合わせください。

問 こども部 こども施設課 TEL 06-6992-1661

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人 白鳩会

大人も子どもも
刺激し合って生きていく。

楽しみながら学ぶ・育つ
『生きる力』を育む

幼保連携型 認定こども園

ゆずり葉こども園
TEL 06-6903-8406
〒570-0014 守口市藤田町4-27-21

幼保連携型 認定こども園

白鳩チルドレンセンター八雲中
TEL 06-6909-0061
〒570-0005 守口市八雲中町1-22-3

学校法人 大阪集成学園
守口幼稚園

1949年
(昭和24年)
創立

明るさと 優しくあふれる 楽しい幼稚園 太子橋今市駅近く

ゆとりある人数設定とすることで、保育者が
子供たちの育ちに丁寧にかかわることを目指しています。
また、グローバルな視野から早期英語教育を実施しています。

「のびのびとおおらかに心優しく」「遊びを大切に」
「ひとりひとりのいのちの輝きを尊重すること」
「善いこと悪いことを知る」「感謝する心育て」を
教育方針の中心におき幼児教育を実践しています。

〒570-0084 大阪府守口市緑町8-6
TEL 06-6992-0109

小規模保育園
ピンクハートこども園
もございます。

幼保連携型認定こども園
社会福祉法人 リーベラー福祉会

守口中央こども園

保育目標 友だちと元気に遊べる子
思いやりをもった子
自分のことは自分でできる子

保育時間 午前7時～午後7時30分まで
お預かりする年齢 生後2ヶ月～就学まで
地域子育て支援拠点事業・園庭解放・育児教室
育児相談＝大阪府認定の
スマイルサポーターが担当します

守口市佐太中町1丁目4番18号
TEL 06-6901-0521
FAX 06-6901-0531
入園ご希望の方は当園までご連絡下さい

守口中央こども園 検索 詳しくはホームページをご覧ください

社会福祉法人
たちばな福祉会

たちばな東こども園

こども達の自主的・主体的な活動を見守る保育をしています!

★隔週で行う運動遊びとラグビーは
専門の先生に来ていただいています。

TEL 06-6901-2763
〒570-0012 守口市大久保町4-1-20

社会福祉法人
白ばら学園

こどもの目線に立ち
心に寄り添う保育

音楽指導 体育指導 英語指導

..... 詳しくはHPへ

社会福祉法人 白ばら学園 検索

オリンピック
おおぞら保育園
守口市藤田町5-2-5
TEL 06-6902-2250

幼保連携型
認定こども園
ひかり保育園
守口市八雲東町2-39-13
TEL 06-6909-3344

「楽しい・してみたい」の気持ちが持てる事を
一番大切にしています。

学校法人 山田学園 認定こども園

kindaようちえん
<https://www.kinda.ed.jp/>

守口市金田町2丁目27-10
TEL 06-6901-8873

守口市立学校へ入学、転校するとき

就学前の健康診断

小学校及び義務教育学校入学予定者を対象に、毎年10～11月頃に健康診断を行っています。保護者には事前に入学前の健康診断のお知らせを郵送します。

問 教育部 保健給食課

TEL 06-6995-3154

守口市立学校新1年生の就学通知

住民基本台帳を基に就学通知書を作成し、毎年1月末までに通知します。

- ①小学校及び義務教育学校入学予定者の保護者には、郵送します。
 - ②中学校入学予定者の保護者には、守口市立学校に在学している児童を通じ配付します。
 - ③②以外の中学校入学予定者の保護者には、郵送します。
- ※就学通知書が届かない場合、住所に変更がある場合、ご連絡ください。国立・私立学校へ入学される場合は、守口市教育委員会学校教育課で届出が必要になります。

就学援助制度

経済的理由により、就学困難な守口市立学校に就学する児童・生徒の保護者には、学用品費・修学旅行費などを援助する制度があります。申請についてのお知らせは、毎年4月に各学校を通じて全児童・生徒に配付します。転入された方は随時受付しておりますので、学校又は学校教育課までお問い合わせください。

転校の手続き

校区外に住所を変更した場合は、転校の手続きが必要です。

▶ 転入の場合

総合窓口課で転入届を提出していただくと、就学通知書が発行されますので、転校前の学校で発行された在学証明書・教科書給与証明書等の転校に必要な書類と併せて、指定校での手続きをお願いします。

▶ 転出の場合

総合窓口課で転出届を提出していただくと、転退学通知書が発行されますので、現在、通学している学校に手続きに行き、在学証明書・教科書給与証明書等の転校に必要な書類を受け取り、新住所地での手続きをお願いします。

問 教育部 学校教育課

TEL 06-6995-3155

さつき学園夜間学級のご案内

諸事情により実質的に十分な義務教育を受けられなかったため、中学校での学び直しを希望される方のために、義務教育を受けられる夜間学級を設けています。

設置校 守口市立さつき学園

対象 大阪府内に住む満15歳を超えている方で上記の状況にあてはまる方

授業 週5日(月～金曜)、午後5時40分～午後8時50分

受付期間 12月1日～4月30日、8月26日～9月10日(ただし、土・日・祝日は除く)

問 さつき学園夜間学級
教育部 学校教育課

TEL 06-6991-0637
TEL 06-6995-3151

障がいのある子どもの教育 支援を要する子どもの教育

すべての子どもたちが、共に学び、共に育ち、地域で生きることの重要性をふまえ、さまざまな条件整備に努めています。

就学、進学等については本人と保護者の意向を尊重して相談を進めています。

▶ 就学の相談

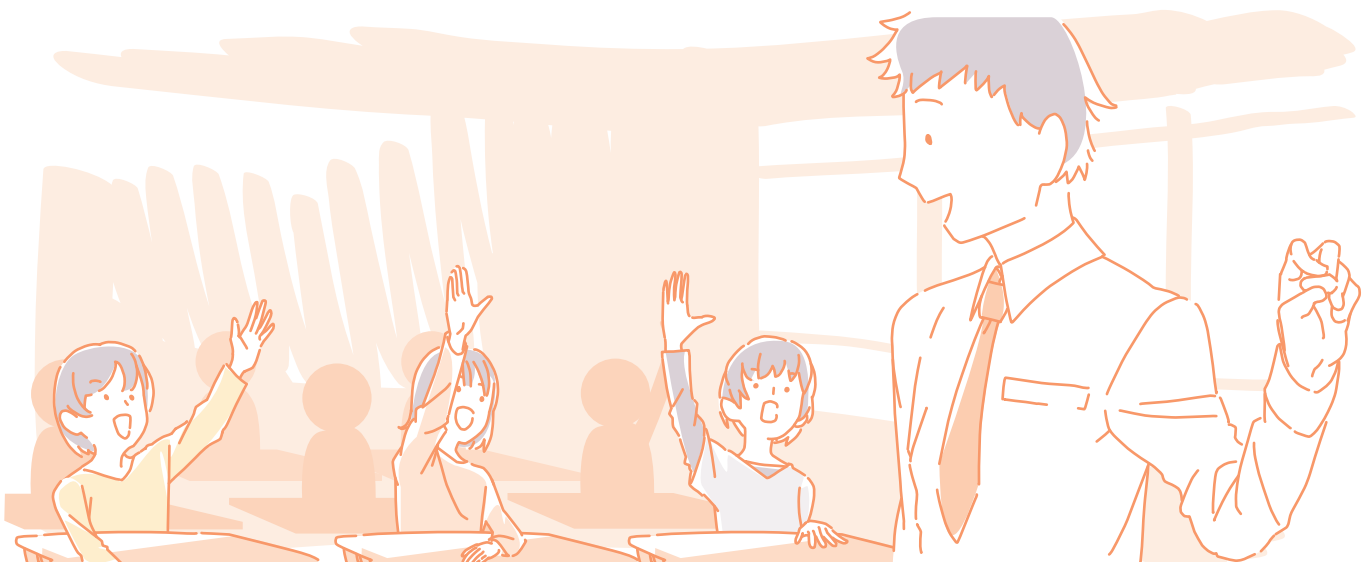
お住まいの地域の小学校及び義務教育学校で行っています。

▶ 進学等の相談

現在在籍している学校で行っています。

問 教育部 学校教育課
各守口市立学校

TEL 06-6995-3151



自立援助通訳について

帰国・渡日されたお子さまで日本語の理解が困難な方のために、学校生活支援として通訳を派遣しています。

対象 守口市立学校に在籍する児童・生徒で日本語理解が困難な方

支援内容 日本語指導、学習補助、学習及び生活に関する相談等

派遣回数 1年目：2回/週
2年目：1回/週（1回について原則2時間以内）

問 教育部 学校教育課 TEL 06-6995-3151
各守口市立学校

守口市教育センター

教育に関する調査研究、教職員の研修、情報教育の推進、教育に関する相談等を行うことにより、学校教育の充実及び伸展を図っています。

場 所 京阪本通2-5-5

開館時間 午前9時～午後5時30分

休 館 日 土・日・祝日、年末年始

問 守口市教育センター TEL 06-6997-0703



守口市立図書館

「集い・学び・交流する」をコンセプトとした滞在型の図書館。図書フロアには、絵本・児童書から専門書まで20万冊以上の蔵書を揃え、市民の学びをサポート。おはなし会や親子向けの講座・イベントなどを定期開催し、子育て世代にも利用しやすい図書館となっています。また、3階・4階の生涯学習フロアには、2つのホールと5つの貸室を備え、各種発表会やイベントの開催、会議、ダンスや楽器の練習など、様々な活動を行う場としての機能を有しています。

開館時間 午前9時～午後9時

休 館 日 火曜日（祝日のときは、その翌日）
年末年始（12/29～1/3）

申し込み 生涯学習フロアの貸室を利用される場合は、3階事務所で、所定の用紙に必要な事項を記入し、利用料金を納めてください。申込受付は、午前9時～午後8時45分（使用日の1年前から）

問 図書館担当 TEL 06-6905-3921
生涯学習フロア担当 TEL 06-6115-5475

もりぐち児童クラブについて

本市では、児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、もりぐち児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。

もりぐち児童クラブには、「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、それぞれ各学校内に専用室を設置しています。

		登録児童室	入会児童室
対象者		1～6年生の児童（ただし、1人で身の回りのことができない児童やパートナーの指示が守れない児童は、保護者の同伴が必要）および保護者が同伴する3歳以上の幼児	放課後などに保護者が就労または疾病、その他の事由で保護育成することができない状態が月15日以上かつ、3か月以上続く1～3年生の児童 ※特別な配慮等が必要な児童の利用については、保護者や学校等と相談し、状況に応じ必要な体制をとります。 ※4～6年生の障がいがある児童（条件あり）を対象に、学校の長期休業日に限定した開設を行います。
事業概要		各家庭の責任で利用することを基本とし、地域の皆さんの協力のもと、子どもの預かりの場ではなく、自主的な遊びの場を提供します。	放課後児童支援員等による安全確保と育成機能を持たせた生活の場を提供します。（放課後健全育成事業）
開設日 及び 開設時間	月～金曜日	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで
	土曜日	午前9時から午後5時まで	午前8時から午後7時まで
	三期休業等	午前9時から午後5時まで	午前8時から午後7時まで
利用料金		無料	基本開設 （月～金曜日の放課後から午後5時まで） 児童1人月額：4,900円 延長開設 （月～金曜日の午後5時から午後7時まで） 児童1人月額：500円 土曜日開設 （土曜日の利用） 児童1人月額：1,500円 ※減免制度あり

※登録児童室は、各学校の下校指導時間に各自で下校していただきます。

問 こども部 子育て支援政策課 TEL 06-6992-1228

（参考）民間の放課後児童クラブ

市に届出を行い、放課後児童健全育成事業を実施している事業所は、市ホームページに掲載しています。





粗大ごみ(大型ごみ・粗ごみ) ★有料★

▶粗大ごみ処理券について

粗大ごみ処理券は、300円券と600円券の2種類があり、市内の粗大ごみ処理券取扱店で購入できます。

また、取扱店は、粗大ごみ処理券取扱店の標識シールを掲げています。処理券取扱店一覧は、守口市ホームページをご覧ください。

守口市ホームページ

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/>

大型ごみ ★有料★

対象となるもの	- 市が「指定する品目」(詳しくは、「ごみの排出手引き(保存版)」をご覧ください。市ホームページにも掲載しています。) - 幅・奥行き・高さの3辺の合計が2メートル以上6メートル未満のもの※1辺が2メートルを超えるものや3辺の合計が6メートルを超えるものについては、市では処理できないものになります。
出し方の注意	- 収集日の前日(午前)まで(土・日を除く)にごみのコールセンターに電話またはインターネットで事前予約をしてください。(ただし、収集日が月曜日の場合は前週の金曜日までに予約が必要です。) - 予約の受付日時 ごみのコールセンター:月曜日～金曜日(祝日含む)午前9時～午後5時30分です。(☎06-6997-7766) インターネット:年中無休(詳細はP73参照) - 障がいのある方で電話での予約ができない場合は、ファックス(☎06-6997-7808)での予約ができます。住所、氏名、ファックス番号、品目、サイズ、点数を記入し送信してください。折り返しファックスで収集日と受付番号、料金などをお知らせします。 「粗大ごみ処理券」を購入してください。 - お伝えします予約番号を記入し品目ごとに「粗大ごみ処理券」を貼り付けて指定された収集日に出してください。
収集	- 月2回、定日収集 - 午前9時までに出示してください。
料金	有料(300円～1,800円)

粗ごみ ★有料★

対象となるもの	燃やすごみ、大型ごみ、資源ごみ(プラスチック製容器包装、びん・ガラス、空き缶、ペットボトル、古紙・古布)以外のもので幅・奥行き・高さ3辺の合計が2メートル未満のもの
出し方の注意	- ごみのコールセンターでの事前予約は不要です。 「粗大ごみ処理券」を購入してください。 - 氏名を記入し袋または品目ごとに「粗大ごみ処理券」を貼り付けてください。
収集	- 月2回、定日収集 - 午前9時までに出示してください。
料金	- 大型ごみではなく、45リットル以下の袋に入るものは1袋300円※ただし、1袋は10kg未満(袋が破れない程度) - 袋に入らず、幅・奥行き・高さの3辺の合計が2メートル未満のものは1品300円※ただし、大型ごみとして指定しているものは、除きます。 - 枝など1メートル未満、直径10センチメートル未満のもので、45リットル以下の袋に入らないものは、10kg未満に束ねて1束300円※ただし、1メートルを超えるものは、大型ごみになります。2メートルを超えるものは、市で処理することはできません。

びん・ガラス

対象となるもの	- 空きびん(飲料、調味料などのびん) - ガラス類(ガラス製のコップなど)
出し方の注意	45リットル以下の無色透明または白色半透明の袋に入れて出してください。 - 一度の排出は2袋までです。 - 中身を使い切ってから出してください。 - 割れたびん・ガラスについては、袋に入れて「われもの」と貼り紙をしてください。 - 陶磁器類(お茶碗・お椀など)や電球は粗大ごみとして出してください。
収集	- 週1回、定曜収集 - 午前9時までに出示してください。
料金	無料

空き缶

対象となるもの	- 飲料水などの缶 - ミルク缶、菓子缶 - 簡易ガスボンベ(カートリッジ式) - エアゾール製品、スプレー缶 - びんの金属製のふたやキャップ
出し方の注意	45リットル以下の無色透明または白色半透明の袋に入れて出してください。 - 一度の排出は2袋までです。 - スプレー缶・簡易ガスボンベは中を使い切って「空」の状態にした上で、別の袋で「危険」と張り紙をして出してください。(穴は開けなくても構いません。) - 一斗缶(17ℓ缶等も含む)は、粗大ごみとして出してください。 - 缶の中に異物(吸殻など)を混入させないでください。 - 地域で集団回収を行っている場合もありますので、ご協力をお願いします。
収集	- 週1回、定曜収集 - 午前9時までに出示してください。
料金	無料

ペットボトル

対象となるもの	ペットボトルマーク  が表示されているもの
出し方の注意	45リットル以下の無色透明または白色半透明の袋に入れて出してください。 - 一度の排出は2袋までです。 - 中身を使い切ってからキャップとラベルを外しボトルのみを出してください。(キャップとラベルはプラスチック製容器包装として出してください)
収集	- 週1回、定曜収集 - 午前9時までに出示してください。
料金	無料

(以下は広告スペースです)

ごみ処理・リサイクルの事なら
お任せください。



辰巳環境開発株式会社

〒570-0041 守口市東郷通1-5-17

迅速対応いたします。まずはお電話下さい。

TEL 06-6780-4153

一般廃棄物収集運搬許可 守口市・大阪市・門真市
産業廃棄物収集運搬・処分許可 大阪府
食品リサイクル堆肥化処理 再生事業者登録
一般廃棄物処分・産業廃棄物処分許可 東大阪市

古紙・古布

対象となるもの	◎古紙 ・本、新聞、雑誌※アルバムは燃やすごみとして出してください ・ダンボール ・牛乳パック ・シュレッダーした紙、メモ紙などの雑紙類 ◎古布 ・古着(スーツ、セーター、ジーパンなど) ・シーツ、毛布、タオル
出し方の注意	◎古紙はひもで束ねるかまたは45リットル以下の無色透明または白色半透明の袋に入れ飛散しないようにして出してください。(中身が見えるようにしてください) ◎古布は45リットル以下の無色透明または白色半透明の袋に入れて出してください。 ◎古紙と古布は別袋で出してください。 ◎一度の排出は古紙2袋、古布2袋までです。※古紙のみ4袋の排出はできません。(古布も同様) ◎使用済みのティッシュ、写真は燃やすごみとして出してください。 ◎綿、スポンジなどが入っているもの(布団、敷物など)は粗大ごみとして出してください。 ◎地域で集団回収を行っている場合もありますので、ご協力をお願いします。
収集	◎月2回、定日収集 ◎午前9時までにし出してください。
料金	無料

使用済小型家電

対象となるもの	携帯電話・PHS、スマートフォン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、ノートパソコン、MD・CDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、テープレコーダー、据置型・携帯型ゲーム機、電子書籍、電子辞書、電卓、DVDビデオ、HDDレコーダー、時計、カーナビ、カーステレオ等、電子血圧計・体温計、ヘアドライヤー、電動歯ブラシ等、リモコン、ACアダプタ等の小型家電
出し方の注意	◎回収ボックスの投入口(20cm×35cm)に入る大きさで、ご家庭から出る使用済小型家電に限ります。事前に大きさをご確認ください。 ◎携帯電話・PHS、スマートフォン、パソコン等の個人情報は必ず消去してください。 ◎一度回収ボックスに入れられたものは、取り出すことができませんのでご注意ください。 ◎異物・ごみ等の使用済小型家電以外のものは入れないでください。 ◎電池は事前に取り外してください。
回収ボックス設置場所	守口市役所、守口市クリーンセンター、コミュニティセンター(庭窪・東部・南部・西部・錦・北部・八雲東・よつば未来公園/パークセンター)

※使用済小型家電のほか上記の施設で、使用済乾電池・蛍光管の拠点回収を行っています。

(以下は広告スペースです)

全国
対応

産業廃棄物処理

廃プラスチック買取

遺品整理・不用品片付け

店舗 工場 事務所等の
片付け 撤去

テレワークブースの
設置販売

廣 商

守口市西郷通1-12-4 1F北
■古物商許可 大阪府公安委員会 第622290175921号
■産業廃棄物収集運搬業許可 第02700197132号

TEL/FAX 06-7173-4769

廣商 守口市 検索

パソコンを含む小型家電の宅配回収

守口市協定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」の小型家電リサイクル

対象となるもの	デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、一体型パソコン ※ブラウン管CRTモニターは対象外
利用方法	ホームページもしくはFAXから申込み、任意に用意する段ボールにパソコンを一つ以上含めて、使用済み小型家電を宅配業者が希望日時に自宅玄関先で回収。 ※パソコンを含まない場合は有料
利用条件	段ボール箱の大きさは3辺の合計140cm以内、重さ20kg以内。

電話サポートセンター **TEL 0570-085-800** (受付時間10時～17時) **FAX 0562-45-2918**

多量排出ごみ ★有料★

対象となるもの	引っ越しや片付け等で、大型ごみ・粗ごみなどを出す場合のみ※ただし、家庭から排出されるものに限りです。
出し方の注意	◎出されるごみの品目と数量を把握してから、収集日の前日(午前)まで(土・日を除く)にごみのコールセンターに電話またはインターネットで事前予約をしてください。(ただし、収集日が月曜日の場合は前週の金曜日までに予約が必要です。1日の収集件数に限りがありますので、お早めに予約をしてください。) ◎予約の受付日時 ごみのコールセンター:月曜日～金曜日(祝日含む)午前9時～午後5時30分です。(TEL 06-6997-7766) インターネット:年中無休(詳細はP73参照) ◎排出場所は、燃やすごみを出す場所に出してください。自宅前以外でのごみ出し場所に出す場合は、必ず近隣の方に声をかけるなど、「多量排出ごみ」であることを周知してください。 ◎ごみの種類ごとに分別をお願いします。 ◎収集の際は必ず立ち会いが必要です。立ち会いがない場合は収集できません。 ◎処理できないものは、お断りします。 ◎家に入りごみを運び出す作業はしていません。
収集	月・火・木・金曜日(祝日も可)
料金	運搬車1台当たりの料金になります。詳細は市HP等でご確認ください。

持ち込みごみ

持ち込み日の前日(17:30)まで(土・日を除く)にごみのコールセンターに電話またはインターネットで事前予約をしてください。必ず1日前(土・日を除く)までに予約をしてください。(ただし、持ち込まれる日が月曜日の場合は前週の金曜日までに予約が必要です。当日の受付はできません。)

- ◎予約の受付日時
ごみのコールセンター:月曜日～金曜日(祝日含む)午前9時～午後5時30分です。(TEL 06-6997-7766)
インターネット:年中無休(詳細はP73参照)
- ◎持ち込み時間は月～金(祝日含む)午前9時から午前11時30分 午後1時から午後3時30分の間です。
- ◎処理手数料については、
【燃やすごみ】計量にて現金でお支払い10kgにつき90円
【粗大ごみ】粗大ごみ処理券により300円～1,800円の粗大ごみ処理券を品目毎に貼り付けてから持ち込んでください。

家電4品目 ★有料★

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

対象となるもの	◎エアコン ◎テレビ ◎冷蔵庫・冷凍庫 ◎洗濯機・衣類乾燥機（業務用不可）
処理方法	①買ったお店で引き取りを依頼する方法 ※処理方法については、お店で内容をご確認してください。 ②買い換え先のお店で引き取りを依頼する方法 ※処理方法については、お店で内容をご確認してください。 ③指定引取場所へ直接持ち込む方法 事前によりサイクル料金を郵便局で振り込み、リサイクル品とともに家電リサイクル券を指定引取場所で引き渡しをしてください。 【指定引き取り場所】 ◎勇信運輸(株) 守口事務所 守口市東郷通2-5-5 ☎06-6995-5444 ◎日本通運(株) 大阪東支店 大阪東部流通事業所 大阪市鶴見区焼野3-2-24 ☎06-6911-3892 ④市が収集する方法 ◎ごみのコールセンター(☎06-6997-7766)に予約をしてください。※収集日前日の午前中まで。なお、1日の収集件数に限りがありますのでお早めに予約をしてください。 ◎事前に郵便局でリサイクル料金の振り込みをしてください。 ◎収集当日に、通常のごみ出し場所まで出していいただく必要があります。 ◎リサイクル料金とは別に運搬料金が必要です。※必ず立ち会いが必要です。
収集	月～金曜日(祝日も可)

リサイクル料金(目安)

品目	リサイクル料金
エアコン	990円～
テレビ	15型以下 1,320円～ 16型以上 2,420円～
冷蔵庫・冷凍庫	170リットル以下 3,740円～ 171リットル以上 4,730円～
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円～

市に運搬を依頼する場合の参考料金

☆エアコンとテレビ19型を出す場合☆

エアコンとテレビのリサイクル料金と各々の運搬料金が必要になります。

※リサイクル料金には別途、郵便局での振り込み手数料が必要です。

※一部製造メーカーによっては、リサイクル料金が異なる場合があります。

動物の死体 ★有料★

対象となるもの	犬・猫等動物の死体
依頼方法	◎動物の死体を引き取りに行く場合は、ごみのコールセンター(☎06-6997-7766)で予約をしてください。 ◎クリーンセンターへ持ち込む場合も、ごみのコールセンターへ連絡し、守口市民であることが証明できるものを持参してください。(免許証、保険証など) ◎平日の時間外及び土・日曜日は、守口市役所守衛室でお預かりします。 ◎飼われていた動物については、箱または袋に入れてください。 ◎埋葬、ご供養をご希望の場合は、民間の動物霊園等にご依頼ください。
収集	月～金曜日(午前9時～午後5時30分)
料金	飼われていた動物については有料になります。 ※所有者のわからない動物の死体については、無料

インターネット予約

インターネットでの予約を行っています(大型ごみ、多量排出ごみ、持込みごみ、災害ごみ(災害発生時))。夜間や土日、祝日も年中無休で受付しています。

※令和4年4月1日以降に電話で1回以上ご予約いただいた方が対象となります。

▶インターネット予約サイト

アドレス <https://www.eg-resource.jp/moriguchi/web/>

受付時間 24時間



市が処理できないごみ

廃棄物の種類	問合せ先	電話番号
プロパンガスボンベ	大阪府LPガス協会	06-6264-7888
	近畿高圧ガス容器管理委員会	06-6251-5179
消火器(粉末・泡)	(株)消火器リサイクル推進センター	03-5829-6773
金庫(手投げ金庫除く)	大阪セーフ・ファニチュア協同組合	06-6228-6767
ウォーターサーバー等の内フロン類が含有されているもの	販売店、製造元または専門の処理業者に相談してください。 ※単車本体を処分する場合は、二輪車リサイクルコールセンター 050-3000-0727 までお問合せください	
自動車及びその部品(ホイール、タイヤなど)		
単車及びその部品・電動自転車椅子		
液状のもの(燃料、廃油、塗料、薬剤)		
バッテリー		
長尺物(2m以上)		
樹木(長さ2m以上または直径10cm以上のもの)	(株)都市樹木再生センター	072-869-0365
	前田造園	072-891-0898
特別管理一般廃棄物(感染性廃棄物等)	かかりつけの医療機関に相談してください。	
下水の汚泥	守口市下水道課	06-6992-1748
産業廃棄物	大阪府産業廃棄物指導課	06-6941-0351
	(社)大阪府産業資源循環協会	06-6943-4016
その他、収集・運搬及び処分に支障があるもの	ピアノ(電子ピアノ除く)、浴槽、介護用ベッド及び電動車、ドラム缶、ソーラー温水器、ワイヤーロープ、鉄板、土砂、がれき、化学薬品、農機具(エンジンつき)、重量物(30kg超)、大型物(3辺合計6m超)	

不法投棄

本市では、ごみの不法投棄を防止し、まちの美化を推進するため、パトロール、啓発活動を実施し、また、守口警察署等関係行政機関と連携を密にして取り組みを強化しています。

不法投棄を見かけた場合は、下記までご連絡ください。

不法投棄の場所	連絡先	電話番号
道路・公園・水路等の公共場所	道路公園課(道路上)	06-6992-1705
	道路公園課(公園の中)	06-6992-1702
	下水道課	06-6992-1748
道路・公園・水路等の公共場所及び民有地	守口警察署	06-6994-1234(代)
河川(淀川)	国土交通省 淀川河川事務所 枚方出張所	072-841-5362
府道・国道479号(内環状線)	大阪府 枚方土木事務所	072-844-1331(代)
国道163号	国土交通省 大阪国道事務所 北大阪維持出張所	06-6931-0241(代)
国道1号	国土交通省 大阪国道事務所 高槻出張所	072-671-5981

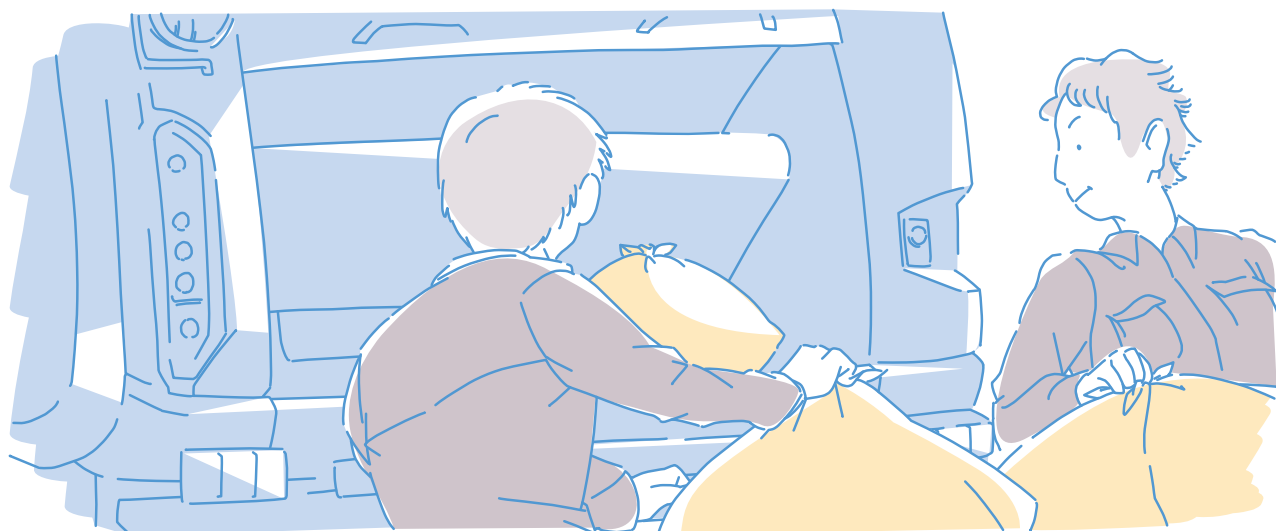
守口市再生資源集団回収奨励金交付制度

守口市再生資源集団回収奨励金交付制度とは、ごみの減量と資源の有効利用を目的に、地域や団体で対象品目の資源物を回収された量に対して奨励金をお支払いする制度です。

制度概要

- ①対象団体 市内の自治会・町会・こども会・老人会等の営利を目的としない団体
- ②対象品目 古紙(新聞・雑誌・ダンボール等)・古布・アルミ缶・鉄缶(スチール缶)
- ③奨励金 回収量に対して、1kgあたり4円です。

相談・質問等ありましたら、廃棄物対策課(TEL 06-6991-3840)までお問い合わせください。





生活

ペットについて

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録(生涯1回登録)と狂犬病予防注射(毎年1回)は、法律で義務付けられています。犬の登録手数料等は下記のとおりです。また、犬の登録事項等に変更があった場合はご連絡ください。

	手数料	再交付
犬の登録(鑑札の交付)※	1件 3,000円	1件 1,600円
狂犬病予防注射済票の交付※	1件 550円	1件 340円

※オンライン申請システムでの申請も可能です。

また、狂犬病予防法の特例制度(ワンストップサービス)の適用により、マイクロチップを装着し、指定登録機関の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している犬については登録申請が不要となります。詳しくは市HPをご覧ください。



問 環境下水道部 環境対策課 TEL 06-6992-1511

飯盛霊園組合葬儀のご案内

飯盛霊園組合葬儀は、葬祭の簡素化や葬祭費用の負担を軽減することを目的とした葬儀です。

葬儀の利用者は、飯盛霊園組合が指定する業者に直接申し込んでください。

利用できる人	喪主あるいは死亡者が守口・門真・大東・四條畷市民の人
組合葬儀使用料	家族葬…略式143,000円 標準葬…標準231,000円

詳しくは、飯盛霊園組合ホームページまたはコミュニティ推進課、大日サービスコーナーに備え付けのパンフレットをご覧ください。

問 市民生活部 コミュニティ推進課 TEL 06-6992-1520

自転車利用について

自転車は自転車駐車場へ

路上に置かれた自転車やミニバイクは…

- ◎通行の妨げになります。特に障がい者等の交通弱者にとっては、とても危険です。
 - ◎火事や急病等緊急時の救急・救助活動や災害時の避難の支障となります。
 - ◎街の美観を損ないます。
- 「少しなら」そんな気持ちで、街を放置自転車でいっぱいにします。駅周辺には、「自転車駐車場」があります。自転車は、近くの自転車駐車場に置いて、健康増進のためにも歩きましょう！

自転車放置禁止区域

電車の駅周辺(おおむね半径300m以内)は「自転車放置禁止区域」です。

放置禁止区域内に置かれた自転車、原動機付自転車は、撤去します。撤去した自転車等は、「放置自転車大日保管所」に1か月間保管し、引き取りがなければ処分します。

放置自転車大日保管所

返 還 時 間	10時～19時
電 話	06-6902-2340
移送保管料	自転車2,500円 原動機付自転車4,000円
休 業 日	12月29日～1月3日
場 所	守口市大日町4丁目281の3番地先 (国道1号寝屋川バイパス高架下) 大日駅3番出口、北へ徒歩約13分

問 都市・交通計画課 TEL 06-6992-1694

自転車の運転マナーの向上を

▶ 自転車は軽車両で車と同じ車両です。

1人ひとりが交通ルールを守り、運転マナーに気をつけ、事故を減らしましょう。

- ◎自転車保険への加入が条例で義務づけられています。
- ◎自転車用のヘルメットを被りましょう。
- ◎携帯電話、スマートフォン、音楽プレイヤーを使用しながらの走行はやめましょう。
- ◎駅周辺や商店街などの人が多い場所では自転車から降りて押ししましょう。

問 道路公園課

TEL 06-6992-1705

水道の使用に関することは

水道の各種届出

▶ 使用を開始されるとき

あらかじめ水道局へ住所、氏名、水道番号（玄関前の水道番号プレートなどでお確かめください）および「使用開始日」をお知らせください。

▶ 使用を中止されるとき

一週間ほどまえに水道局へ住所、氏名、水道番号および「使用中止日」をお知らせください。

長期間留守にするなどで使用されない時も、お知らせください。届け出がないと、使用されていないとしても、基本料金がかかりますのでご注意ください。

▶ 使用を変更されるとき

名義変更、用途変更、住所変更されるときは水道局へお知らせください。

なお、水道の開始・中止の申込については、守口市オンライン申請システムでの受付も可能です。

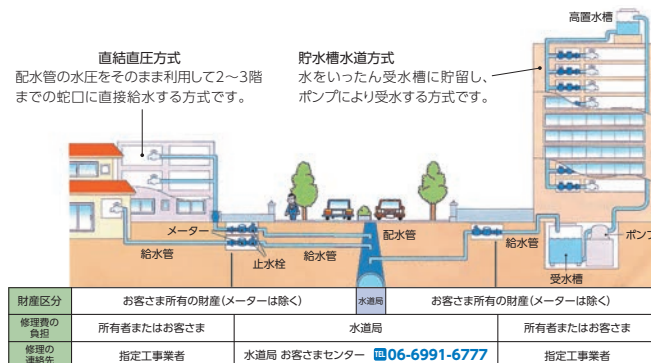
問 水道局お客さまセンター（窓口業務等受託者）

TEL 06-6991-6772・6776

漏水修理の申込み

- ◎道路上から水道メーターまでの水漏れ修理は、水道局に申し込みください。
- ◎水道メーターから蛇口まで（水洗トイレ、ガス湯沸かし器などを含む）の水漏れ修理は、市指定業者に申し込みください。

▶ 水道の管理区分



問 水道局お客さまセンター・修理受付（窓口業務等受託者）

TEL 06-6991-6777

（以下は広告スペースです）

水漏れ・つまり・故障から雨漏りまで
出張費無料 見積無料 漏水調査無料

※上下水道局より指摘があった場合もお電話下さい

水道トラブルの基本料金表

- トイレのトラブル ¥1,100～（税込）
- お風呂のトラブル ¥1,000～（税込）
- 洗面所のトラブル ¥1,000～（税込）
- キッチン周りのトラブル ¥1,000～（税込）
- その他修理、工事、リフォーム格安にてお見積りします。

暮らしのQちゃん お電話一本でお伺い致します。
(SOUKEN) **0120-491-600**
守口支部：守口市西郷通1-25-2 茨木支部：茨木市東太田1-3
本社：吹田市垂水町3-4-27
吹田市指定給水装置工事事業者 第800号

守口市指定給水装置工事事業者

守口エリアの水道サービス

もりぐち暮らしの便利帳 特別割引 出張費 0円
「暮らしの便利帳を見た」で 2,000円 → 0円

蛇口の水もれ修理 1,800円より
トイレの水もれ修理 1,800円より
排水のつまり修理 2,800円より

※材料が必要な場合は別途材料費がかかります。

守口市内全域に対応 まずはお電話下さい！
0120-80-2323
（受付）7:00～19:00 土・日・祝も営業中
<https://moriguchi.hokusetsu-suido.com>
〈運営〉株式会社アイズ

水のトラブル ●出張お見積0円

●パッキンの交換1200円（税込）より

つまり 水漏れ

24時間年中無休 深夜料金なし
安心のサポート体制

ひまわり水道サービスセンター
本社 〒599-8103 堺市東区菩提町5丁70-4
最寄りの営業所よりお伺いします！
0120-622-220

（以下は広告スペースです）

守口市水道局指定工事店

指定番号 528

水のトラブル即解決!



蛇口のトラブル

作業料金 **1,200円~**

蛇口から水漏れがする
シャワーからの水漏れ

トイレのトラブル

作業料金 **1,200円~**

水の流れが止まらない
トイレが詰まった

キッチンのトラブル

作業料金 **1,200円~**

蛇口から水漏れがする
排水口が詰まった

洗面所のトラブル

作業料金 **1,200円~**

蛇口から水漏れがする
排水口が詰まった

出張・見積り
もしものキャンセルも
無料です



料金や
作業内容が
明確で
追加料金なし

**24時間 年中無休
休日深夜料金無し**

安心のスタッフ対応!ご相談のみも歓迎です。

基本料金3,000円(税込)が「暮らしの便利帳を見た」で0円!

水の救急サポートサービス

水のことなら
何でもご相談
ください。



0120-969-790

[本社]大阪市天王寺区東高津町3-29 最寄りの営業所より駆けつけます!



水協

見積・出張費 無料

24時間 年中無休

生活

守口市は出張無料ですぐに駆けつけます

リピーターさん
急増中!!

蛇口の水漏れ トイレつまり など

水に関する
水トラブルをおまかせ!

お見積りのみでもご依頼OK!

親切・丁寧 スピード対応

最短30分で訪問 相談無料

蛇口・パイプ
の水漏れ修理
1,200円より

トイレ
の水漏れ修理
1,200円より

パイプ・トイレ
のつまり修理
1,200円より

雨漏りなど
その他
水のトラブルも
おまかせ下さい

※材料が必要な場合は別途材料費がかかります。

「もりぐち暮らしの便利帳」特別割引 **基本料金3,000円→0円**

守口市指定給水装置工事事業者 第518号

近畿水道サポートセンター **0120-194-887**

(営業所) 守口市寺方錦通4丁目3-3 (本社) 茨木市玉水町1-47-1-21

24時間、土・日・祝も対応しています
<https://www.suido-support.com/>

水漏れ

980円より

つまり

**24時間
受付
年中無休**

トイレ修理

**365日
スピード対応**

浴室修理

水のトラブルおまかせください!

出張無料ですぐに駆けつけます

基本料金3,000円

「もりぐち暮らしの便利帳」特別割引

0円

守口市指定給水装置工事事業者

見積り 出張費 キャンセル料金 **0円**

プロテクノサービス

0120-151-554 守口市金田町1-53-8

<https://www.protechnoservice.com/>

〈以下は広告スペースです〉

排水つまり 修理専門店 守口市 すぐに駆けつけ!

年中無休 **24時間対応** 最短 **25分到着** 見積り相談 **0円**

トイレつまり 配管つまり 台所つまり

特別値引 「もりぐち暮らしの便利帳」
作業料金 **5,500円(税込)~** → **3,300円(税込)引き**

水回りの配管トラブルなら
配管専門チーム 
0120-777-035
〈守口営業所〉 守口市東郷道1-1-18 302B

■給排水衛生 ■空調換気 ■
■し尿浄化槽 ■消火設備他 ■
■各種配管設備 ■設計 ■施工 ■

守口市指定 上下水道工事店
株式会社 北村設備工業所

〒570-0053 守口市高瀬町5-2-8
tel. 06-6996-7791

守口で50年!!
守口市 給・排水指定工事店

キッチン・風呂・トイレのリフォーム等
水まわりのことならお任せ下さい!

その他 お家での困り事は
お気軽にお問合わせ下さい **見積無料**


木原風呂工事店
TEL.(06)6901-5070
FAX.(06)6909-5256
〒570-0012 守口市大久保町1丁目31-9

ご家庭で水漏れのチェックを!

◆水漏れ発見にご協力を

- ◎漏水は、はじめはごくわずかなものでも、日がたつにつれて漏れは大きくなります。早期発見・早期修理をお願いします。
- ◎道路上の漏水は、大切な水をムダにするばかりでなく、放っておくと二次災害をまねくことがあります。見かけられましたらお手数ですが水道局へ連絡をお願いします。
- ◎宅地内の漏水は、ご家庭での水道料金負担も大きくなります。わずかな漏水でも、そのままにしておかないですぐに修理するようにしましょう。

◆目や耳で知る

こんなとき、どこかで漏水しています。

- ◎蛇口や壁に耳をあて、「シュー」という水の流れるような音が聞こえるとき。
- ◎給水管が配管してある壁や地面が、いつもぬれているようなとき。
- ◎水道メーターボックスの中がいつも水がたまり、ぬれているとき。
- ◎トイレの便器、下水の溝やマンホールにいつもきれいな水が流れているとき。
- ◎貯水槽(タンク)からいつもきれいな水が排水管へ流れているとき。

給水工事の申込み

◆給水(水道)工事は、市指定業者にお申し込みください

新築・増改築その他で水道工事をする時には、守口市指定給水装置工事事業者(以下「市指定業者」という。)にお申し込みください。

◆給水工事を市指定業者以外に依頼すると…?

その工事は、無届工事となり漏水や故障などトラブルの原因となります。また、市の水道条例により水を止めることがありますのでご注意ください。

◆給水工事費の負担は誰が…?

給水工事の費用は、すべてお客さまのご負担となっています。

問 水道局お客さまセンター(窓口業務等受託者) TEL 06-6991-6771

水道料金のお支払方法

水道料金のお支払方法には口座振替と納入通知書による2つの方法があります。

◆口座振替でお支払のとき

みなさまの預金口座から自動的にお支払いいただく大変便利な方法です。

◆納入通知書でお支払のとき

水道局から納入通知書を送りますので納期限までに、金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・郵便局)、水道局、コンビニエンスストアまたはスマホ決済アプリサービスでお支払いください。

※口座振替のお申し込みは、水道料金の領収書(または水量のお知らせ票)と通帳、印鑑(通帳印)を持参のうえ、お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・郵便局)へお申し込みください。

水道料金表

平成22年8月1日改定

用途	水量区分	料金
一般用	(基本) 0～8㎡	737円
	9㎡～10㎡	101円
	11㎡～20㎡	134円
	21㎡～30㎡	176円
	31㎡～50㎡	218円
	51㎡～100㎡	248円
	101㎡～500㎡	289円
浴場用	(基本) 0㎡～500㎡	36,073円
	(超過1㎡につき) 501㎡以上	80円
臨時用	(基本) 0㎡～8㎡	1,844円
	(超過1㎡につき) 9㎡以上	469円

※上記料金に消費税等相当額が加算されます。

※上記料金にはメーター料が含まれません。

問 水道局お客さまセンター(窓口業務等受託者)

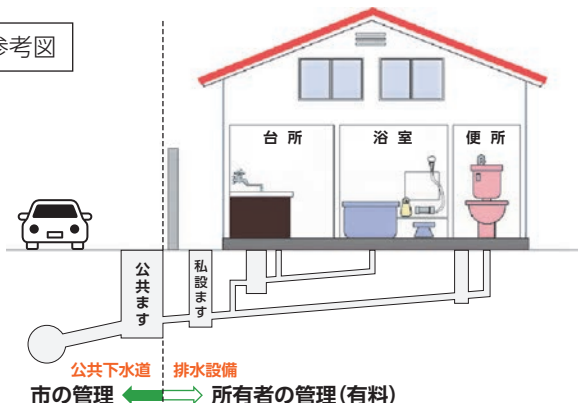
TEL 06-6991-6772-6776

下水道の使用に関することは

下水道管がつまったら

公共下水道の詰まり等があれば、下水道課まで連絡を。
なお、敷地内の詰まり等は、所有者の管理のため有料にて排水設備指定工事店が対応することになります。

参考図



問 環境下水道部 下水道課 土木担当

TEL 06-6992-1748

下水道使用料

家庭から排出される汚水の処理経費として下水道使用料をいただきます。

下水道使用料の計算方法(一ヶ月)

区分	汚水量区分(㎡)	下水道使用料(円)
一般排水	0～8	(基本使用料) 633
	9～25	(103×水量－191)
	26～50	(147×水量－1,291)
	51～100	(184×水量－3,141)
	101～200	(228×水量－7,541)
特定排水	201～500	(287×水量－19,341)
	501～1,000	(324×水量－37,841)
	1,001～2,000	(361×水量－74,841)
	2,001～5,000	(384×水量－120,841)
	5,001～10,000	(398×水量－190,841)
浴場排水	10,001以上	(413×水量－340,841)
	0～1,500	(20×水量)
	1,501～2,500	(29×水量－13,500)
	2,501以上	(39×水量－38,500)

※上記下水道使用料に消費税等相当額が加算されます。

汚水量は、水道水の使用水量となります。下水道使用料は、水道料金とあわせてお支払いいただきます。井戸水及び工業用水等を使用される場合は、下水道課へご連絡ください。

問 環境下水道部 下水道課 総務担当

TEL 06-6992-1747

(以下は広告スペースです)

水道局指定工事店/水道有資格工事店 水道修理サポートセンター

守口市指定給水装置工事事業者 指定番号 第604号

トイレ キッチン お風呂 洗面所 給湯器
洗濯機 散水栓 排水枡 排水溝 店舗/事業所

水漏れやつまりなどのトラブルでお困りの方は

通話料無料 24時間365日受付

近くの作業スタッフが
最短30分で駆けつけます!



0120-967-192



株式会社 コネクトライフ 【本社】大阪府堺市堺区向陵西町4-7-26

勤労者福祉

一般財団法人守口市門真市勤労者互助会

守口市、門真市内の中小企業に従事する勤労者の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与するものです。

主な事業	福利厚生事業	宿泊施設利用補助・施設（飲食・スポーツ）利用補助・劇場入場券優待幹旋・自主企画レクリエーションなど
	共済給付事業	祝金・弔慰金・永年在会慰労金
入会資格	守口市または門真市に事業所があるか居住されている中小企業者及びその従業員	
入会方法	事業所単位の団体としての入会が原則ですが、互助会が認めた場合はこの限りではありません。	

問 市民生活部 地域振興課 TEL 06-6992-1490
守口市門真市勤労者互助会 TEL 06-6926-9680

事業者向け補助金等

守口市商業振興事業支援補助金交付制度

商業団体の育成を図り、もって地域商業の振興に資するため、市内の中小事業者の団体に対し、消費者の利便性の向上及び集客力の拡大を図るイベント等の事業に係る経費の一部を補助している。

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
イベント	広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料、外部専門家の謝金、委託料	50パーセント以内	300,000円
商業まつり			1,000,000円
人材育成事業 情報発信事業 産学連携事業	広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料、外部専門家の謝金、委託料		250,000円
ECサイト新規開設事業	新たにECサイトを開設するために必要となるコンテンツ製作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、独自ドメイン取得料、ECサイト内のページの翻訳料、ECサイト作成ソフト購入費及び委託料並びにECサイト開設に係るセミナー受講料（月額・年額に対しての利用料は除く）		150,000円

守口市工業活性化支援補助金

市内の中小工業者が工業基盤の安定及び強化並びに工業活性化を図るために実施する事業に係る経費の一部を補助することで市民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
生産性向上設備等設置事業	生産性向上設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費	50パーセント以内	250,000円
生活環境保全設備等設置事業	生活環境保全設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費		250,000円
展示場出展事業	出展小間料金、装飾経費及び出品物搬出入経費		250,000円
ホームページ開設又は改修事業	新たに開設し、又は改修するホームページのコンテンツ製作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、独自ドメイン取得料、ホームページ作成ソフト購入費及び委託料		150,000円
地域交流事業	広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料及び委託料	50パーセント以内	150,000円
職場環境改善事業	トイレ、洗面所、更衣室、シャワー等の職場環境の改善を図ることを目的とした設備の設置又は改修に要する経費及び職場環境の改善を図ることを目的とした敷地内の施設等の整備に要する経費		300,000円
人材育成支援事業	外部から招へいた講師に対する講師料、外部の研修機関等に対する受講料及び業務上有用と認められる免許、資格等の取得に要する受験料又は受講料（既に取得している免許、資格等の更新に要する費用及び当該免許、資格等の取得に必須でない費用を除く。）並びに研修等の開催のために必要と認められる機材、機器及び貸し会議室等の借上げに要した経費		150,000円
産業財産権取得事業（特許権）	産業財産権の取得に要する出願手数料、登録料、電子化手数料、出願審査請求手数料、実用新案技術評価請求手数料、先行技術調査料、弁理士又は弁護士手数料その他産業財産権の取得に要する費用として市長が認める経費		250,000円
産業財産権取得事業（実用新案権、意匠権及び商標権）		100パーセント	150,000円
インターンシップ実施事業	インターンシップの実施に当たり実習生が加入する傷害保険料、損害保険料及び賠償責任保険料、実習生の交通費その他中小工業者がインターンシップを実施するに当たり実習生に要する費用として市長が認める経費		20,000円

守口市中小企業融資信用保証料補給制度

市では、大阪府制度融資の小規模企業サポート資金・開業サポート資金を利用し金融機関から融資を受けた市内企業に対し、大阪府中小企業信用保証協会に払い込んだ信用保証料の一部を補給しています。

補給要件	◎本市に主たる事業所を有する法人又は個人事業主であること。 ◎本市の事業所に係る事業資金として融資を受けていること。 ◎補給金の申請日において、本市の市税の滞納をしていないこと。		
	資金名	細区分	補給額
補給対象 及び 補給額	小規模企業サポート資金	小規模資金	支払った保証料の額と50,000円を比較して、いずれか少ない方の額。(ただし、1事業者につき、1年度に1回を限度とする。)
	開業スタートアップ応援資金	開業資金	
		地域支援ネットワーク型	
申請期間	保証料を支払った日から1年間		

問 市民生活部 地域振興課

TEL 06-6992-1490

国際交流事業に関すること

市民の国際意識の高揚や国際交流の促進を図るため、海外にある市の姉妹・友好都市との交流の促進等の事業を実施しています。また、在住外国人等の生活トラブルや就業支援に関する窓口業務を行うことにより、外国人にとって住みやすい環境を作り円滑な関係を築くことで、市民の国際交流活動が促進されるよう取り組んでいます。

また、ボランティアによる「外国人のためのにほんご教室」も実施されており日本語が不慣れな外国人が日本語の習得をするために活動いただいております。

問 市民生活部 地域振興課

TEL 06-6992-1376 FAX 06-6998-0345

守口市消費生活センター

消費者(市内在住、在職、在学)からの消費生活に関する相談に応じたり、情報提供や出前講座などを行っています。

消費生活に関する相談

毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時30分

相談専用電話 06-6998-3600

電話 06-6992-1336・1337

FAX 06-6998-3603

場所 守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市役所5階南エリア

自治会について

守口市にお住まいの皆さん！



自治会に入りませんか

自治会ではこんな活動をしています

つながり・交流

盆踊り、
運動会等の親ぼく

安全・安心

防犯灯の設置・管理、
見守り、防災活動

住みよい環境

公園等の美化活動、
再生資源回収

情報提供

地域の
回覧板や掲示板

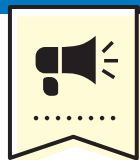
地域の身近な存在としてあなたの町を支えています

自治会とは？

同じ地域に住む人たちが、相互の親睦を図りながら、防災や防犯活動、環境美化運動の推進や防犯灯の設置、レクリエーション行事など様々な活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていこうための自治組織です。

加入についてはお住まいの地区の自治会長へお尋ねください。

自治会長が分からない場合は守口市役所市民生活部コミュニティ推進課まで TEL 06-6992-1520



市政

情報発信について

広報もりぐち

市の施策、行事などのお知らせ、催し物の案内などのほか、市内の話題なども盛り込んで、毎月1回、1日に発行し、全世帯に毎月5日までをめどに配布しています。

市役所の案内窓口や大日サービスコーナー、各コミュニティセンターなどにも置いてありますので、ぜひご覧ください。

また、目の不自由な人のために、広報もりぐちの記事を抜粋して「点字広報」や「声の広報」を発行しています。

なお、転入や転居などで「広報もりぐち」が届かない場合は、守口市シルバー人材センターに問い合わせください。

問 企画財政部 魅力創造発信課 TEL 06-6992-1353
守口市シルバー人材センター TEL 06-6998-3601

守口市ホームページ

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/>

市の業務や催しなど暮らしに関連の深い行政情報をお知らせしています。



LINE・X・Facebook・Instagram・YouTube

市の取組やイベントなどの行政情報を迅速に提供できるように、また街並みや自然、歴史、文化など市の魅力を市内外に発信し、皆さんと共有できるように取り組んでいます。

LINE:公式アカウントから「守口市」を検索

X:@moriguchi_city

Facebook:@city.moriguchi

Instagram:@moriguchi_smile

YouTube:「守口市公式YouTube」で検索

もりぐちTV(動画による情報発信)

守口市情報コーナー

市役所2階北エリアにある守口市情報コーナーでは、決算資料・計画書などさまざまな行政資料が自由にご覧いただけます。複写機(有料)も備え付けています。

問 企画財政部 魅力創造発信課 TEL 06-6992-1353

市民の声について

市民の声

広く市民のみなさんから、市政に対するご意見をいただくため、市内13か所の公共施設に提言箱を設置しています。魅力あるまちづくりのために、みなさんのご意見やご提案をお寄せください。

▶ 提言箱の設置場所(13か所)

- ◎市役所1階北エリア(情報発信コーナー横)
- ◎市役所2階北エリア(情報コーナー内)
- ◎大日サービスコーナー
- ◎市民保健センター
- ◎市立図書館
- ◎文化センター(エナジーホール)
- ◎市民体育館
- ◎各コミュニティセンター

(中部・南部エリアを除く6か所)

※なお、市ホームページからも投稿できます。



市民ふれあい講座

市では、市職員が出向いて市の事業や状況について説明する「市民ふれあい講座」を実施しています。みなさんが市政に対する理解や関心を深めるために、知りたい、聞きたい、学びたいことがあれば、ぜひご利用ください。

対 象 市内在住・在職・在学する5人以上のグループ

講座内容 市の業務全般(ごみのリサイクル、防災対策など)

開催時間 原則、平日の午前10時～午後5時(土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く)

開催場所 市内に限る。会場の確保・準備はグループでお願いします。

経 費 講師料は無料です。

申込方法

①開催希望日の3週間前までに指定の申込書で魅力創造発信課まで。

※申込書および「各課業務案内」は魅力創造発信課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

②開催日などの調整は担当課から連絡します。

③参加者への連絡や当日の受付、進行などは主催するグループが行ってください。

市長ふれあいタウンミーティング

市長が地域に出向いて、市民のみなさんから直接市政に関するご意見をお聴きします。

対 象 市内在住・在職・在学する5人以上のグループ

テ ー マ 市政に関することの中から決定してください。

開催日時 市との調整が必要です。

開催時間 1時間30分以内

開催場所 会場の確保・準備、会場使用料などの負担はグループでお願いします。

申込方法 開催申込書は魅力創造発信課まで。

※開催申込書は魅力創造発信課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。



問 企画財政部 魅力創造発信課 TEL 06-6992-1353・1356

人権啓発等事業について

人権啓発事業

守口市人権尊重のまちづくり条例(平成16年4月1日施行)や、守口市人権行政基本方針に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざして啓発事業等に取り組んでいます。

非核平和推進事業

守口市では、昭和58年3月28日に市議会が「非核平和都市宣言」を行いました。毎年8月には、非核平和について考える取り組みを行っています。

男女共同参画推進事業

守口市男女共同参画推進条例(平成22年4月1日施行)や第3次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)(平成28年度～令和7年度)に基づき、男女が性別に関わりなくお互いを尊重しつつ対等な立場でさまざまな分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮し、共に喜びや責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の推進に取り組んでいます。

▶ 主な事業

憲法週間記念のつどい(5月)、男女共同参画週間記念のつどい(6月)、平和のつどい(8月)、eセミナー(10月頃)、ヒューライツ・セミナー(11月頃)、ヒューマン・ライツ・フェスティバル(12月)、広報もりぐちによる啓発(随時)等<※多くの方のご参加をお待ちしています。>

問 市民生活部 人権市民相談課 **TEL 06-6992-1512**

情報公開制度について

守口市では、市の有するその諸活動を市民の皆さんに説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の推進に寄与することを目的に、情報公開制度を実施しています。

1. 公開請求ができる人

誰でも公開請求ができます。

2. 対象となる情報(公文書)

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除きます。

3. 公開できない情報

プライバシー保護や公共の利益の保護のため、次の情報が記録されている公文書は公開できない場合があります。

- (1) 個人に関する情報
- (2) 法人等の事業に関する情報
- (3) 公共の安全に支障を及ぼす情報
- (4) 審議、検討等に関する情報
- (5) 事務事業に関する情報

4. 請求の方法

情報公開担当窓口(法制文書課)で、所定の請求書に氏名、住所や請求したい情報の内容等を記入して提出してください。

なお、口頭や電話による請求はできませんが、郵送、ファクス及び電子メールによる請求はできます。

5. 費用の負担

閲覧に係る手数料は無料ですが、写しの作成や送付に要する費用は、請求者の負担になります。

問 総務部 法制文書課

TEL 06-6992-1427

守口市議会

市議会の仕組み

▶ 市議会の役割

市議会では、市民の代表である議員が、市長の提案する条例案や予算案などの議案を審議し、守口市の最終的な意思を決定しています。また、市民の代表として、市民の声を市政に届けるとともに、市政が正しく適切に行われているかどうかを厳しく監視しています。そのほか、議員から議案を提案(議員提出議案)して政策の実現を目指すなど、みなさんの暮らしを守り、豊かでうるおいのあるものとしていくために、大切な役割を果たしています。

このように市議会は、議決機関として執行機関から独立し、お互いに抑制と均衡を保ちつつ、市政の発展に取り組んでいます。

▶ 市議会の運営

市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

▶ 定例会と臨時会

定例会は、年4回(通例は6月、9月、12月、2月)開かれます。臨時会は、市議会の議決が必要な事柄があり、定例会では間に合わない場合など、必要に応じて開かれます。

定例会、臨時会の会期中には、本会議や委員会が開かれ、議案の審議・議決などの議会活動が行われます。

▶ 本会議と委員会

議会としての最終的な意思決定を行うのが本会議です。この会議は、全議員が出席します。

市議会では取り扱う問題は、数が多く、内容も幅広い分野にわたっています。これを議会全員で審査するよりも、いくつかの部門に分けて専門的に詳しく審査した方が効率的です。そのために設けられているのが委員会です。

委員会には、常設の常任委員会、議会運営について協議する議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

市議会の傍聴

市議会では、市民のみなさんの生活に直結した重要な問題が審議されます。傍聴は、市議会活動に触れることのできるもっとも身近な方法です。市政への知識を深め、市議会の活動や市政の方針などを知ることができます。

▶ 本会議の傍聴

本会議当日に、開会予定時刻の1時間前から30分前まで議場傍聴席側入口(別館2階)で受付を行っていますので、そこで所定の受付簿に住所、氏名を記入してください。また、団体で傍聴する場合は、代表者の住所、氏名、傍聴する人数を記入してください。定員は一般席36人、車椅子席5人、親子席(子ども連れの方向けの防音個室)3人です。定員を超えた場合、抽選となります。

▶ 委員会の傍聴

委員会当日に、開会予定時刻の1時間前から30分前まで議会事務局(本館9階)で受付を行っています。受付簿に記入する内容は本会議と同じです。定員は委員会室20人、議会運営委員会室10人です。定員を超えた場合、抽選となります。

請願・陳情

市政に対して意見、要望を行う制度として請願・陳情があり、どなたでも提出することができます。このうち、議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。

▶ 請願

請願は、法律に定められた権利であり、議員の紹介があれば、どなたでも提出することができます。受理した請願は、本会議において常任委員会などに付託されます。委員会で請願の願意が妥当かどうか慎重に審査した上で、本会議で「採択」か「不採択」かを決定し、その結果を請願者に通知します。

<請願記載事項>

- 1 請願の趣旨
- 2 提出年月日
- 3 請願者の住所・署名又は記名押印
法人の場合は、名称・所在地及び代表者の署名又は記名押印
- 4 紹介議員の署名又は記名押印
- 5 提出先(守口市議会議長あて)

▶ 陳情

陳情は、内容により議会での取り扱いが大きく2つに分かれます。

- ① 守口市議会が国会や関係行政庁に意見書を提出することを求める陳情については、議会運営委員会で協議され、原則として全会派が意見書を提出することでまとまった場合のみ本会議に上程されます。本会議で採択された場合は、国会や関係行政庁に意見書を提出するとともに、その写しを陳情者に送付します。
- ② ①以外の陳情(守口市政への要望に関する陳情など)については、所管の常任委員会協議会で協議されます。なお、常任委員会協議会の会議録は、作成され次第、市情報コーナーまたは議会事務局で閲覧できます。

<陳情記載事項>

- 1 陳情の趣旨
- 2 提出年月日
- 3 陳情者の住所・署名又は記名押印
法人の場合は、名称・所在地及び代表者の署名又は記名押印
- 4 提出先(守口市議会議長あて)

※請願・陳情はいつでも受理しますが、議会運営の都合上、各定例会ごとに提出期限を設けております。詳しくは、市議会ホームページをご覧ください。か、議会事務局にお尋ねください。

会議録の閲覧

市議会では、本会議、委員会、協議会の会議中の発言を記録した「会議録」を作成しています。会議録は、議会事務局、もしくは情報コーナーで閲覧いただくことができます。なお、本会議の会議録については、コミュニティセンター、文化センター、市立図書館にも備えています。

また、平成13年度以降の本会議と委員会の会議録は、市議会ホームページで閲覧・検索できます。

本会議の録画配信

本会議終了約1週間後から、会議録が作成されるまでの間、市議会ホームページで本会議録画映像を配信しています。

問 議会事務局

TEL 06-6992-1782

選挙について

選挙は国や地方の政治に直接たずさわる代表者を選ぶ大切な機会です。棄権することなく、自らの意志で貴重な一票を投票しましょう。

投票

投票日まで投票所入場整理券を郵送します。入場整理券を紛失されたなど、手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨を申し出てください。また、点字投票・代理投票を希望される場合も、投票所で申し出てください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に、仕事や用事(レジャー含む)、病院に入院中などの理由で投票に行けない場合は、期日前投票や不在者投票の制度があります。また、障がいの程度が一定以上の人が郵便により投票する制度がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局にお尋ねください。

問 選挙管理委員会事務局

TEL 06-6992-1784 FAX 06-6998-3577

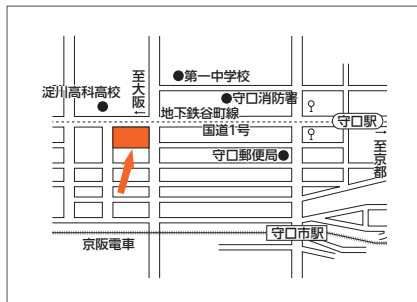


施設案内

守口市の公共施設

市役所

住所	〒570-8666 京阪本通2丁目5番5号
電話	06-6992-1221 (代表)
FAX	06-6994-1691
執務時間	午前9時～午後5時30分
休務日	土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)



大日サービスコーナー

住所	〒570-0016 大日東町1番32号 イオンモール大日内
電話	06-6900-8230
取扱時間	全日 午前9時～午後9時
休業日	年末年始(12月29日～翌年1月3日)

サービスコーナーの業務内容

各種証明の発行

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍附票、住民票記載事項証明書

除籍謄・抄本及び改製原戸籍、戸籍附票の除票の取扱い

平日午前9時から午後5時30分まで。なお、土・日・祝日及び平日の午後5時30分以降は予約取次、お渡しは、次の平日の午前9時30分以降

死亡届・死産届の受領及び埋火葬許可証の交付

取扱時間 平日 午後5時30分から午後9時まで
土・日・祝日 午前9時から午後9時まで

市の事業、催物等の展示、公共施設等の案内、ごみ処理券販売

各種証明書の支払方法について

1. 現金による支払
2. クレジットカード、二次元コード等のキャッシュレス決済による支払

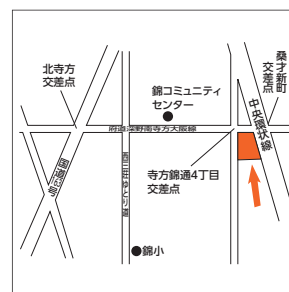
水道局

住所	〒570-0008 八雲北町3丁目37番31号
電話	お客さまセンター(窓口業務等受託者) 水道料金・水道の開栓・閉栓・使用水量に関すること 06-6991-6772・06-6991-6776 給水工事相談に関すること 06-6991-6771 水道の修繕・漏水・にごり水に関すること 06-6991-6777
電話	工務課 配水管工事・鉛給水管に関すること 06-6991-6773 施設課 水道の水質に関すること 06-6991-6775 経営総務課 土・日・祝日、夜間の緊急修理 06-6991-6774
FAX	06-6994-0109
執務時間	午前9時～午後5時30分
休務日	土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)



クリーンセンター(ごみ・死獣の持ち込みのみ)

住所	〒570-0042 寺方錦通4丁目9番12号
電話	ごみのコールセンター ごみの収集・持込予約、死獣の受付 06-6997-7766 廃棄物対策課(守口市役所6階北側) ごみの減量・分別 06-6991-3840
FAX	06-6991-7188
業務時間	月～金曜日(祝日含む) 午前9時～午後3時30分
休業日	土・日曜日、その他年末年始



健康・福祉施設

市民保健センター 大宮通1丁目13番7号

「自分の健康は自分で守る」というのが大原則ですが、市民保健センターでは、自分の健康状態を知るための健康診査、保健指導、健康相談、予防接種、急病時の休日応急診療など、色々なお手伝いをしています。あなたの健康管理のために、おおいにご活用ください。また、こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期まで安心して子育てができるよう妊娠や子育ての様々な不安や疑問についての相談も受け付けています。



開館時間 午前9時～午後5時30分

休館日 土・日・祝日、年末年始

問 健康推進課

TEL 06-6992-2217 FAX 06-6998-5563

こども家庭センター

TEL 06-6995-7833 FAX 06-6992-2233

教育・文化施設

守口市立図書館 大日町2丁目14番10号

「集い・学び・交流する」をコンセプトとした滞在型の図書館。20万冊以上の蔵書を揃えた図書フロアと、2つのホールと5つの貸室からなる生涯学習フロアを備えた複合施設です。



開館時間 午前9時～午後9時

休館日 火曜日(祝日のときは、その翌日)
年末年始(12/29～1/3)

ホームページ <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/moriguchi/>

利用方法 生涯学習フロアの貸室を利用される場合は、3階事務所で、所定の用紙に必要な事項を記入し、利用料金を納めてください。

※既納の利用料金はお返しできません。申込受付は、午前9時～午後8時45分【使用日の1年前から】

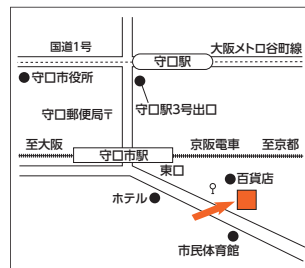
**問 図書館担当
生涯学習フロア担当**

TEL 06-6905-3921

TEL 06-6115-5475

守口文化センター(エナジーホール) 河原町8番22号

文化・芸術活動の拠点施設。映像・音楽・演劇・美術工芸などいろんな芸術・文化活動ができます。もちろんホールやギャラリーもありますので、自分たちですらだけでなく、お客さんをお呼びして見てもいいです。



開館時間 午前9時～午後9時

休館日 木曜日(祝日のときは開館)
12/29～1/3

ホームページ <https://moriguchi-bunkacenter.com/>

利用方法 1F 事務所で、所定の申込書に必要な事項を記入し、使用料を納めてください。

※既納の使用料はお返しできません。申込受付は、午前9時～午後9時【使用日の属する月の1年前から】(リハーサル室、楽屋及び音楽室は、エナジーホールと同時に使用しない場合6か月前から)

問 TEL 06-6992-1276 FAX 06-6992-1489

もりぐち歴史館「旧中西家住宅」

大久保町4丁目2番26号

守口市に残る貴重な武家屋敷「旧中西家住宅」は、格式によって区別された4つの出入り口、黒光りした大黒柱、太い梁や桁、広い土間や大きな六つ口のかまどなど、建物自体が歴史そのもの。当時の風情を感じさせられる中で、見学やイベントに参加したり、文化的な催しの場などとしてもお気軽にご利用ください。



開館時間 午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

休館日 月・火・水曜日、年末年始(12/29～1/3)



TEL 06-6903-3601 FAX 06-6903-3601

児童センター

金田町1丁目4番1号

子どもに健全で楽しい遊び場を提供するとともに、心身の発達向上を図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設です。赤ちゃんの駅も児童センター内に設置されていますので、お気軽にご利用ください。

対象 保護者等が同伴する0歳～就学前までの乳幼児及び小学生

開館日及び時間 月曜日～土曜日 午前10時～午後5時

休館日 日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



TEL 06-6902-1006

コミュニティセンター

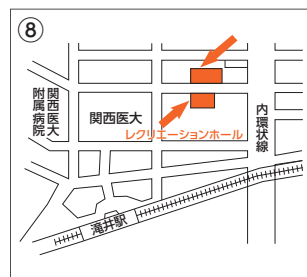
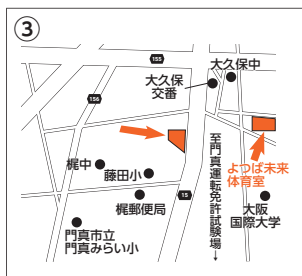
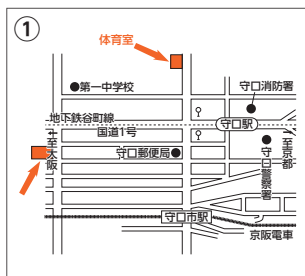
コミュニティセンター

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 12月29日～翌年1月3日

8館

施設名	住所	電話	FAX
① 中部エリアコミュニティセンター	京阪本通2丁目5番5号 竹町10番1号(体育室)	06-6991-0318	06-6992-2005
② 庭窪コミュニティセンター	佐太中町1丁目6番45号	06-6902-0580	06-6904-0646
③ 東部エリアコミュニティセンター	大久保町1丁目南27番6号 大久保町5丁目3番48号(よつば未来体育室・会議室)	06-6902-5500 06-6780-4428	06-6904-0812 06-6780-4427
④ 南部エリアコミュニティセンター	大宮通1丁目13番7号 大宮通1丁目14番9号(体育室)	06-6997-4120	06-6997-2766
⑤ 八雲東コミュニティセンター	八雲東町2丁目50番12号	06-6906-6300	06-6906-0380
⑥ 錦コミュニティセンター	菊水通4丁目20番10号 菊水通4丁目20番8号(体育室)	06-6991-1548	06-6991-6838
⑦ 北部コミュニティセンター	淀江町6番3号	06-6906-5400	06-6906-5300
⑧ 西部コミュニティセンター	文園町8番8号 文園町9番35号(レクリエーションホール)	06-6993-1341	06-6991-6833



施設案内

スポーツ施設・体育館

市民体育館 河原町9番2号

個人やサークル・団体での利用はもちろん、大体育室は最大2,900人超の観客を収容でき、全日本級や国際級の大規模な大会も行われています。

開館時間 午前9時～午後9時

休館日

第1・3水曜日(祝日に当たるときは、その翌日)、年末年始

利用方法

○施設を専用利用する場合:所定の申請書に必要事項を記入し、利用料を納めてください。申込受付は、午前9時～午後8時【守口市在住・在職・在学者が利用の場合は、利用日の属する月の6か月前から】【上記以外の者が利用の場合は、利用日の属する月の5か月前から】

○個人で利用する場合:利用するときに、利用券発売機で利用券を買って事務室へ【フィットネスルームの利用は、講習会を受講する必要があります】



大枝公園有料公園施設

(多目的球技場・テニスコート・相撲場
バスケットボール・フットサル・会議室)
松下町1-80

開設時間

午前8時～午後9時

休業日

年末年始

※施設点検等のため臨時休業することもあります。



利用方法

事前登録・申込が必要です。

詳しくは大枝公園ホームページもしくは大枝公園パークセンターまでお問い合わせください。

問

TEL 06-6991-8200

淀川河川敷運動広場

大日町4丁目305の2番地先～佐太西町1丁目8の6番地先

開設時間

☆4月1日～9月30日:午前8時～午後6時

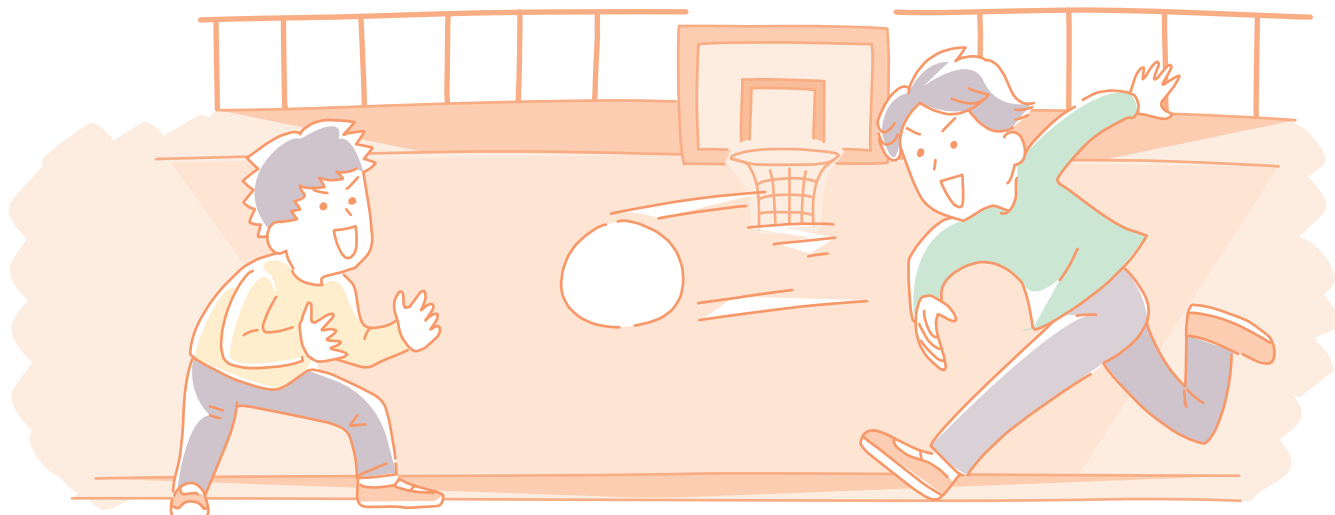
☆10月1日～3月31日:午前9時～午後5時

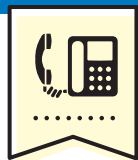
利用方法

事前に団体登録が必要です。(構成員のおおむね8割以上が、守口市在住・在職・在学者で構成された団体に限ります。)守口市民体育館に申し込んでください。申込受付は、午前9時～午後8時【使用日の3か月前から3日前まで】

問

TEL 06-6992-8201 (市民体育館)





施設の所在地・TEL

守口市の公共施設

施設名	TEL	住所
守口市役所	06-6992-1221	京阪本通2-5-5
大日サービスコーナー	06-6900-8230	大日東町1-32 (イオンモール大日内)

➡ 守口市教育委員会事務局

施設名	TEL	住所
教育総務課	06-6995-3152・3161	京阪本通2-5-5
学校教育課	06-6995-3151・3155	
保健給食課	06-6995-3154・3156	

➡ 守口市水道局

施設名	TEL	住所
お客さまセンター (窓口業務等受託者) ●水道料金・水道の開栓・閉栓・使用水量 ●給水工事相談 ●水道の修繕・漏水・にぎり水	●06-6991-6772・6776 ●06-6991-6771 ●06-6991-6777	八雲北町3-37-31
工務課	06-6991-6773	
施設課	06-6991-6775	
経営総務課	06-6991-6774	
土・日・祝日、夜間の緊急修理	06-6991-6777	

➡ 守口市クリーンセンター

施設名	TEL	住所
廃棄物対策課	06-6991-3840	寺方錦通4-9-12

健康・福祉施設

施設名	TEL	住所
守口市市民保健センター	06-6992-2217	大宮通1-13-7
守口市立児童センター	06-6902-1006	金田町1-4-1
守口市立わかかさ・わかすぎ園	06-6996-0050	寺方本通3-1-20

教育・文化施設

施設名	TEL	住所
守口市教育センター	06-6997-0703	京阪本通2-5-5
守口市立図書館	06-6905-3921	大日町2-14-10
守口文化センター (エナジーホール)	06-6992-1276	河原町8-22
もりぐち歴史館 「旧中西家住宅」	06-6903-3601	大久保町4-2-26

就学前教育・保育施設

(※令和7年4月時点の施設一覧)

➡ 市立認定こども園

施設名	TEL	住所
にじいろ認定こども園	06-6909-1122	藤田町1-57-19
あおぞら認定こども園	06-6992-1674	寺方元町4-1-8

➡ 私立認定こども園(保育所部分・幼稚園部分)

施設名	TEL	住所
一乗寺学園	06-6901-2400	金田町1-48-18
大阪国際大和田幼稚園	06-6902-5931	藤田町6-21-57
梶らいこうじ学園	06-6902-1160	梶町2-21-10
金田幼稚園	06-6901-8873	金田町2-27-10
白百合幼稚園	06-6901-2881	梶町1-55-8
たちばな東こども園	06-6901-2763	大久保町4-1-20
守口中央こども園	06-6901-0521	佐太中町1-4-18
ゆずり葉こども園	06-6903-8406	藤田町4-27-21
らいこうじ学園	06-6902-3170	佐太中町6-53-12
早苗幼稚園	06-6991-2595	早苗町6-9
白鳩チルドレンセンター八雲中	06-6909-0061	八雲中町1-22-3
土居ひまわりこども園	06-6991-2441	早苗町6-19
ひかり保育園	06-6909-3344	八雲東町2-39-13
まことそとじまこども園	令和7年4月開設予定(未定)	外島町2-48
みゆき西こども園	06-6991-2901	八雲西町2-27-9
御幸幼稚園・さくらんぼ保育園	06-6991-1822 06-6993-2570	桃町2-8 梅町3-2
北てらかた森のこども園	06-6998-7424	寺方本通1-3-4
三郷幼稚園	06-6991-1881	大枝東町2-9
寺内さくらこども園	06-6991-0497	寺内町2-9-16
高瀬ひまわりこども園	06-6996-0301	馬場町1-7-18
寺方幼稚園	06-6992-7090	寺方元町2-2-12
にしき認定こども園	06-6997-4008	寺方本通4-4-22
橋波幼児舎	06-6998-5321	大宮通1-14-20
守口東幼稚園 まこと保育園	06-6996-8787	寺方本通4-3-12

➡ 私立保育所

施設名	TEL	住所
オリンピックおおぞら保育園	06-6902-2250	藤田町5-2-5
アイグラン保育園大日東	06-6995-4380	大日東町30-6
アイグラン保育園浜町	06-6991-5100	浜町2-1-4
守口のぎく保育園	06-6439-8160	西郷通3-5-5
アイグラン保育園東光町	令和7年4月開設予定(未定) ※市ホームページをご確認ください。	
トレジャーキッズもりぐち保育園		
ニチイキッズもりぐち橋波保育園		

➡ 小規模保育事業 事業所内保育事業(△)

施設名	TEL	住所
第2一乗寺学園	06-6901-2411	梶町4-1-15
とも共同保育所 ともっこ園	06-6901-2377	梶町4-51-2
ポッポ保育園	06-6905-0550	佐太中町6-5-15
大日保育園第一	06-6916-5011	大日町3-4-36 NOORDWESTEN 大日ビル2F
大日保育園第二	06-6916-5022	大日町3-4-36 NOORDWESTEN 大日ビル3F
グレース保育園	06-6901-8880	大日東町117番地 大阪モノレール大日駅2F
京阪グレース保育園	06-7507-2077	浜町1-5-9センター アヴェニュー守口1F
コスモス共同保育所	06-6992-7249	八雲西町4-1-15
千成ヤクルト ほくと保育園(△)	06-6991-8963	北斗町10-8
武下家庭保育所	06-7501-4466	八島町10-6
大日サンフレンズ 保育園	06-6905-8776	大日東町2-13 2F210号

施設名	TEL	住所
大日第二サンフレンズ保育園	06-6908-5555	大日東町2-13 2F209号
ナースリーさくら	06-6993-3553	八島町2-8八島セン トラルビル3F
ナースリー さくら第二園	06-6993-3554	八島町2-8八島セン トラルビル1・2F
Fine ひまわり保育園	06-6998-9090	日吉町2-6-6 アーバンエース守口 パル1F
守口サンフレンズ 保育園	06-6115-5203	豊秀町2-7-12
おひさま保育園	06-6993-3626	梅町2-10
くろしお保育園	06-6996-1177	大枝東町18-13
寺内さくら つぼみルーム	06-4304-4363	河原町10-15 トークティ守口105
ちびっこランド 京阪守口園	06-6997-3001	河原町11-5 ビューハイツ守口1F
Bambi保育園	06-6998-7788	南寺方中通3-14-8
ピンクハート こども園	06-6998-5232	長池町6-29
Rabbit保育園	06-6991-9499	大宮通4-4-14
誠心保育園	06-6780-4023	寺内町2-9-38 1F
誠心第二保育園	06-6780-4122	寺内町2-9-38 2F
手をつなごう あおき保育園もりぐち	06-6914-4414	橋波東之町1-4-26
南寺方にここ保育園	06-6780-9277	南寺方南通2-7-21 1F
南寺方にここ 第二保育園	06-6780-9278	南寺方南通2-7-21 2F
もりもりえがの保 育園	06-6998-7272	平代町8-1 ナービス守口平代1F

※連携施設の実施については各小規模保育事業等へご確認ください。

➡ 私立幼稚園

施設名	TEL	住所
守口幼稚園	06-6992-0109	緑町8-6



学校

市立小学校

施設名	TEL	住所
守口小学校	06-6991-2367	八島町13-40
庭窪小学校	06-6901-2369	佐太中町1-6-10
八雲小学校	06-6991-2490	八雲西町4-31-31
錦小学校	06-6998-3661	寺方錦通2-8-45
金田小学校	06-6901-6667	金田町3-11-11
梶小学校	06-6902-8300	梶町4-79-12
梶小学校 17棟 (ふれあいの家)	06-6900-2081	
藤田小学校	06-6903-2321	藤田町1-58-18
八雲東小学校	06-6909-3221	八雲東町2-77-7
佐太小学校	06-6902-1171	佐太中町6-11-51
よつば小学校	06-6901-5425	大久保町2-17-26
さくら小学校	06-6992-6551	東光町2-1-4
寺方南小学校	06-6991-0642	寺方元町4-1-45

市立中学校

施設名	TEL	住所
第一中学校	06-6991-0680	竹町12-29
庭窪中学校	06-6902-6951	佐太中町4-1-7
八雲中学校	06-6992-3920	八雲西町3-5-21
梶中学校	06-6902-0813	梶町4-28-5
大久保中学校	06-6902-1161	大久保町4-23-46
錦中学校	06-6998-6610	南寺方東通4-1-31
樟風中学校	06-6992-7181	西郷通3-14-60

市立義務教育学校

施設名	TEL	住所
さつき学園	06-6991-0440	春日町13-26

夜間学級

施設名	TEL	住所
守口市立 さつき学園 夜間学級	06-6991-0637	春日町13-26

私立中学校

施設名	TEL	住所
大阪国際中学校高等学校	06-6992-5931	松下町1-28

府立高等学校

施設名	TEL	住所
芦間高等学校	06-6993-7687	外島町1-43
守口東高等学校	06-6906-8211	八雲中町2-1-32
淀川工科高等学校	06-6952-0001	大阪市旭区 太子橋3-1-32

私立高等学校

施設名	TEL	住所
大阪国際中学校高等学校	06-6992-5931	松下町1-28
大阪電気通信大学高等学校	06-6992-6261	橋波西之町1-5-18

私立大学

施設名	TEL	住所
大阪国際大学	06-6902-0791	藤田町6-21-57

私立短期大学

施設名	TEL	住所
大阪国際大学 短期大学部	06-6902-0791	藤田町6-21-57

府立支援学校

施設名	TEL	住所
守口支援学校 (小学部・中学部・高等部)	06-6993-2810	南寺方東通5-2-2

専門学校

施設名	TEL	住所
松下看護専門学校	06-6991-0331	早苗町7-10

コミュニティセンター

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 12月29日～翌年1月3日

施設名	TEL	住所
中部エリア コミュニティセンター	06-6991-0318	京阪本通2-5-5 竹町10-1(体育室)
庭窪コミュニティセンター	06-6902-0580	佐太中町1-6-45
	06-6902-5500	大久保町1-南27-6
東部エリア コミュニティセンター	06-6780-4428	大久保町5-3-48 (よつば未来体育室・会議室)
南部エリア コミュニティセンター	06-6997-4120	大宮通1-13-7 大宮通1-14-9(体育室)
八雲東コミュニティセンター	06-6906-6300	八雲東町2-50-12
錦コミュニティセンター	06-6991-1548	菊水通4-20-10 菊水通4-20-8(体育室)
北部コミュニティセンター	06-6906-5400	淀江町6-3
西部コミュニティセンター	06-6993-1341	文園町8-8 文園町9-35 (レクリエーションホール)

スポーツ施設・体育館

施設名	TEL	住所
守口市民体育館	06-6992-8201	河原町9-2
大枝公園 有料公園施設	06-6991-8200	松下町1-80
淀川河川敷運動広場	06-6992-8201 (市民体育館)	大日町4-305-2 先～佐太西町1-8-6先

守口市医師会 会員一覧

医療機関名	所在地	電話番号
(医)愛泉会 愛泉会病院	八雲中町2-4-26	6904-1313
(医)健仁会 アイル在宅医療クリニック	寺内町2-7-3-202	6998-1116
(医)秋田医院	東町1-12-1	6903-3050
秋山医院	松月町4-34	6991-2710
あずま在宅医療クリニック	紅屋町7-12(1F)	6991-8010
(医)天野医院	八雲西町2-16-13	6992-2326
(医)栗井胃腸科内科	淀江町3-7(1F)	6909-5101
石井内科医院	梶町4-4-12	6907-3712
(医)石田医院	金下町1-8-6	6992-8814
(医)優和会 いぬいクリニック	橋波東之町1-10-10	6996-3545
(医)井上医院	土居町3-9	6991-2931
(医)裕正会 岩宮整形外科	大久保町2-26-10	6907-8853
内田診療所	東光町1-28-11	6992-2780
(医)卯月眼科	京阪本通1-3-2(4F)	6994-5125
(医)大江医院	東光町2-8-13	6992-2800
(一財)日本老人福祉財団 大阪ゆうゆうの里診療所	河原町10-15	6991-3636
大島医院	竜田通2-7-6	6991-2875
大槻医院	高瀬町5-6-15	6991-3576
(医)参樹会 大月眼科本院	京阪本通1-1-10(1F)	6992-6827
大野クリニック	河原町13-13	6996-0333
岡井医院	竹町6-7	6991-4119
オカダ医院	西郷通3-2-14	6998-5508
岡見眼科	大久保町3-34-8(2F)	6916-8778
(医)小野山診療所	本町2-5-32	6991-0385
(医)垣鏑耳鼻咽喉科・アレルギー科	八雲東町2-82-22(3F)	6780-1187
(医)梶浦眼科	大日町3-25-17	6901-2363
かじうらクリニック	大日町3-25-17	6901-2995
加藤クリニック	西郷通1-10-1(1F)	6992-8606
かまだ整形外科・内科	大枝北町1-1	6992-7572
(医)正秋会 川口眼科醫院	京阪本通2-2-4(3F)	6995-1146
川嶋レディースクリニック	京阪本通2-8-11(2F)	6995-5525
北川クリニック	京阪本通2-16-5(1F)	6993-0366
きたにし耳鼻咽喉科	淀江町3-7(2F)	6902-4133
北原医院	大久保町4-1-7	6902-3623
木下クリニック	八雲中町2-12-26(1F)	6903-1072
木股眼科医院	大枝北町1-20	6991-2730
(医)徳友会 木村眼科	大日東町1-18(3F)	6916-6950
(医)きよたクリニック	河原町10-15(1F)	6992-5517
吉良整形外科	高瀬町3-9-11	6998-7600
(医)結規会 くさば眼科クリニック	大久保町5-68-9-101	6967-8809
桑名クリニック	滝井西町1-5-5	6993-0785
(医)再生未来 京阪クリニック	大久保町3-34-8(2F)	6902-1001
(医)西浦会 京阪病院	八雲中町3-13-17	6908-2019
(医)さかいクリニック	大日東町1-18(3F)	6904-0005

医療機関名	所在地	電話番号
酒井内科	寺方元町1-16-18	6992-7655
坂口内科	本町1-6-13(1F)	6992-0565
さかもと整形	北斗町8-7-102	6996-8800
(医)博心会 坂本整形外科	大久保町3-34-8(1F)	6900-7001
さくらクリニック	寺方錦通1-10-3	6994-8739
けいはん医療生活協同組合 さつき診療所	菊水通3-2-5	6991-1101
佐藤外科	金田町1-71-13	6901-2777
さらやあすなろ医院	松月町5-9	6991-2893
(医)塩見クリニック	金田町1-21-41	6901-7733
(医)しげた耳鼻咽喉科	小春町2-15(2F)	4250-1187
(医)クローバー会 島野耳鼻咽喉科	橋波東之町2-9-16	6995-4187
(医)健智会 しみずファミリークリニック	藤田町5-8-5	6914-4390
(医)綾美会 白井医院	西郷通1-15-18	6991-3290
(医)すがの診療所	菊水通2-4-10	6996-3971
(医)杉島医院	大枝北町10-3	6991-2986
(社福)柏清会 すずしろ園診療所	南寺方東通1-13-16	6992-7722
(社福)柏清会 すずな園診療所	大宮通1-13-14	6995-0038
関谷クリニック	梅町11-1	6992-7778
たいようさんさん 在宅クリニック	金下町2-2-13(1F)	4250-9233
(医)高井クリニック	金田町5-4-32	6916-8000
高橋クリニック	桜町6-8(2F)	6995-7528
竹田乳腺クリニック	大久保町3-34-8(2F)	6900-6262
田中医院	菊水通1-2-1	6992-7771
(医)ちぐさクリニック	佐太東町1-38-2(1F)	6905-8787
ちはるクリニック	八雲北町2-10-9(1F)	6991-8335
(医)辻耳鼻咽喉科医院	大久保町1-34-6	6901-3288
(医)健尚会 つた耳鼻咽喉科	本町2-2-11(1F)	4250-8787
鶴見緑地苑診療所	菊水通3-16-2	6995-5005
(医)出口眼科医院	寺内町2-6-6	6991-2934
てらかたクリニック	南寺方中通2-2-23	6439-8063
どいクリニック	佐太東町1-22-11	6780-1580
戸田診療所	八雲東町2-57-6	6909-1318
中筋診療所	桜町4-18	6998-7899
中野耳鼻咽喉科医院	東町2-20-5	6906-8626
中村医院	大庭町1-22-21	6908-0037
(医)中村医院	京阪本通2-10-14	6991-1647
(医)なかむら眼科	佐太東町1-38-2(2F)	6900-6900
(社福)柏清会 なずな園診療所	八雲北町2-26-1	6997-7270
(医)慈翔会 沼脳神経外科クリニック	本町2-1-24(1F)	6967-8000
(社福)佐太善友会 梅香苑診療所	佐太中町6-41-19	6900-5054
博多医院	寺方本通4-3-14	6993-4041
はかたクリニック	寺方元町1-16-18	6995-6780
橋本眼科	菊水通1-1-11	6998-3331
(医)橋本クリニック	金下町2-12-5	6991-2555

医療機関名	所在地	電話番号
(医)幸和 橋本在宅クリニック	日吉町1-3-12	6115-5254
菱田医院	南寺方中通1-5-1	6991-2872
福島医院	松月町2-20	6993-5050
(医)袋井医院	南寺方中通3-10-8	6995-2086
ふさおかこどもクリニック	日向町6-13	6991-1611
(医)藤原眼科クリニック	西郷通4-3-11	6996-3617
ふたむら皮膚科	小春町2-15 (2F)	6991-3724
(社福)優喜会 フローラルクリニック	大日町1-11-11	6907-1371
(医)まちだクリニック	梅園町2-30 (2F)	6995-5699
パナソニック健康保険組合 松下記念病院	外島町5-55	6992-1231
パナソニック健康保険組合 健康管理センター	外島町5-55	6992-7070
まつもとクリニック	日吉町1-2-9 (1F)	6998-2115
(医)水谷クリニック	八雲北町3-37-40	6992-3333
(医)恵珠会 みずたに皮膚科	京阪本通2-3-5 (1F)	6996-2810
むらかわ内科	大久保町5-68-9-103	6995-4749
村田内科クリニック	南寺方中通1-7-32	6995-6600
(医)裕仁会 森整形外科 リハビリクリニック	小春町2-15 (1F)	6998-6668
(医)誠心会 森口医院	大枝西町15-8	6991-0593
(社医)弘道会 守口生野記念病院	佐太中町6-17-33	6906-1100
(社医)ONE FLAG 守口グローバル整形外科	京阪本通2-2-4 (3F)	6997-9860
(社医)彩樹 守口 けいじん会クリニック	早苗町3-7	6995-1000
(社医)彩樹 守口敬仁会病院	八雲東町2-47-12	6906-9000
(医)清水会 もりぐち清水会病院	河原町3-12	6997-0101
(医)博愛会 守口診療所	東光町1-22-20	6992-1081
(社福)しらゆり園 特別養護老人ホーム 守口荘診療所	八雲中町3-13-17	6906-0554
(医)慈恩会 森脇クリニック	南寺方東通3-1-14	6995-7700
(医)山中クリニック	佐太東町2-3-5	6905-2255
(医)山本診療所	小春町2-15 (3F)	6997-1188
吉岡医院	京阪北本通4-7	6991-2859
よしおかクリニック	滝井西町2-2-6	4397-7230
吉岡内科クリニック	本町2-11 (4F)	6995-6855
よしなかクリニック	京阪本通2-3-1 (2F)	6991-6276
(医)佑希会 米田医院	藤田町4-48-5	6916-0300
(医)創健会 頼内科胃腸科	滝井元町1-8-7 (1F)	6991-6311
(医)英進会 良本循環器内科	長池町5-1	6991-1547

守口市歯科医師会 会員一覧

診療所名	診療所住所	電話番号
あけぼの歯科	本町1-7-21 ラグーナ本町1階	6991-8302
朝田歯科医院	梶町1-11-5	6780-3077
新井歯科クリニック	京阪本通1-3-6 M's FLAT 1F	6995-4712
荒木矯正歯科	大日町3-1-9 大日フクダビル201	6916-1183
荒木歯科医院	京阪本通1-7-4 フロレアル守口1F	6995-1182
出田歯科医院	大宮通4-1-18	6997-5268
泉田歯科医院 守口市駅前診療所	本町1-5-8 京阪守口駅ビル3F	6993-7290
伊地智歯科医院	寺内町2-9-41	6991-1085
イワサキ歯科	藤田町5-4-18	6905-3500
太西歯科医院	八雲西町2-24-7-201	6993-1864
岡本矯正歯科	寺内町2-7-27 ステーションゲート 守口4F	6992-1012
おかもと歯科医院	南寺方中通3-1-12	6998-7455
オカモト歯科医院	大庭町1-1-3 エスポアル・ダンノ1F	6906-1664
岡本歯科診療所	寺方錦通3-1-10	6997-5633
甲斐歯科医院	京阪本通1-1-7	6991-2835
柿原歯科診療所	大久保町1-51-8	6905-1914
かない歯科医院	大門町1-2 エムロードビル1F	6995-2633
かわい歯科クリニック	京阪本通2-3-1 MTOSビル1階	6998-4617
川原歯科	東光町1-23-3	6991-3188
木崎歯科医院	橋波東之町1-4-26	6997-0001
喜多歯科医院	菊水通1-16-11 ルピナス南野1F	6994-6487
北田歯科	寺方元町2-5-15	6992-3271
五條歯科医院イオン守口院	京阪本通2-2-4 イオンタウン守口3階	6991-8709
常喜歯科医院	松下町1-33	6991-2426
高木歯科医院	八雲東町2-61-14	6906-5566
竹下歯科医院	金田町3-14-9	6905-8101
田中歯科	馬場町2-4-24	6998-7211
たにもと歯科	京阪北本通4-13 カーサ北本通1F	6993-7711
つつみした歯科	南寺方南通1-12-7	6991-2282
寺田歯科医院	京阪本通2-16-21 寺田ビル203	6993-6060
寺西歯科クリニック	金下町1-8-6	6992-8777
寺野歯科医院	金下町1-4-10	6991-6553
ともや歯科	藤田町1-52-13	6904-8113
なかがわ歯科クリニック	金下町2-6-2	6994-6050
なかにし歯科	金田町2-60-7 シティライフ中西	6903-6480
なかの歯科クリニック	西郷通4-4-12	6991-4488
なかむら歯科医院	大枝東町13-14 ラピスⅡ1階	6992-0648
中村歯科医院	藤田町4-1-15	6901-5880
にしお歯科クリニック	大日町2-1-27	6907-0222
西橋歯科医院	佐太中町3-17-19	6901-8148
ハシグチ歯科	東光町2-20-7	6991-0101
はまさか歯科医院	竹町7-10	6993-0889

市外局番は06です

診療所名	診療所住所	電話番号
はやし歯科医院	守口市大宮通4-11-24	6992-4550
菱田歯科医院	日吉町2-3-5	6996-5565
藤井歯科	本町2-5-18 CIDビル2F	6991-2477
ふじしろ歯科	大久保町3-5-20 三東ハイツ1階	6901-6714
眞館歯科	東町2-14-7	6901-6827
松下記念病院歯科	外島町5-55 松下記念病院 歯科	6992-1231
まつむら歯科クリニック	京阪本通2-3-10	6780-4618
三浦歯科医院	河原町10-15 テルプラザ226	6994-0918
水谷歯科医院	滝井元町1-8-7-101	6994-8148
村橋歯科	佐太東町2-4-15	6780-2500
森歯科医院	竜田通2-1-13 サンシャインM 1F	6998-4503
山崎歯科診療所	梅園町1-5	6991-3424
山中歯科医院	大日町2-1-7 エトワール大日201	6904-1155
山本歯科医院	高瀬町2-5-6	6991-0323
山本歯科医院	西郷通1-2-2	6991-3159
山本歯科医院	大日町4-8-18	6903-4070
山本歯科医院	金田町2-13-14	6902-4886
吉田歯科医院	八雲西町1-1-1 セントロアサネ2階	6997-7228
わたなべ歯科医院	藤田町5-16-1	6907-8148
障がい者歯科 (あおば歯科診療所)	大宮通1-13-7 (守口市市民保健セン ター1F)	6992-2223 FAX 6992-2223
守口市休日応急 歯科診療所	大宮通1-13-7 (守口市市民保健セン ター1F)	6998-9945

守口市薬剤師会 会員一覧

薬局名	所在地	電話番号
アイビー薬局	北斗町8-7 センチュリー北斗101号	6996-6007
アイン薬局 守口大日店	八雲東町2-49-6	6901-3619
アイン薬局 守口店	北斗町8-14	6997-7375
アカカベ薬局 寺方店	寺方本通3-1-5	6997-8930
アカカベ薬局 守口松下町店	松下町12-5	6995-0930
あすなろ薬局	東光町1-28-12	6995-0111
あすなろ薬局 大庭店	大庭町2丁目1-11 チャンネルハイツ1階	6900-1155
アピス薬局 土居店	日吉町1-1-10 プレミール1F	6997-8120
イオン薬局 大日店	大日東町1-18	6900-1895
いちご薬局	佐太東町1-38-5	6780-5815
一又薬局	小春町5-3	6991-0858
いわさ薬局	金田町1-21-5	6901-1231
オレンジ薬局 八雲店	淀江町3-5	6908-1530
カメイ調剤薬局 守口大和田店	藤田町5-8-5 ガー ネフリュージュ102	6780-3090
カモミール薬局	梅園町2-33 エムワイビル1F	6997-1144
カンポウ・クラフト 彩雲堂薬局	馬場町1-4-20	6992-0051

薬局名	所在地	電話番号
キリン堂薬局守口店	大久保町3-34-14	4252-1205
キンダ薬局	金田町4-3-17	6905-0619
クオール薬局 寺方本通店	寺方本通1-4-3	6991-1921
健民薬局 菊水店	菊水通2-9-23	4250-2355
げんき薬局	梶町4-54-7	6900-5011
小林盛大堂 横山薬局	河原町7-9	6992-2488
櫻十字薬局 守口店	大久保町5-68-9 エクセレントコート102	6900-6060
サン薬局 守口高瀬店	高瀬町3-9-10 ラ・フォーレ高瀬101	6995-5200
三晃薬局	寺方錦通3-1-19	6997-0088
サンプラザ調剤薬局	京阪本通1-3-2 守口富士ビル4F	6997-2502
サンプラザ薬局 西郷	西郷通4-4-10 西郷 マンションⅡ 1F	6998-3311
サンライトあかり薬局 守口市駅前店	橋波西之町1丁目1-4	6780-9773
サンライトげんき薬局 寺方店	寺方錦通1-10-40	6993-0073
シンバシ薬局	松月町2-19 松月ビル1F	6998-5316
多田薬局	大枝東町13-3	6991-1384
玉井薬局	寺内町2-2-15 エル守口	6997-1822
たんぼ薬局 滝井店	紅屋町5-13 1F	4250-3311
ちーぶ薬局	本町2-2-11 アヴェーレ 守口駅前ビル1F	6998-3151
ねね薬局	橋波東之町2-9-14	6991-2211
のぞみ調剤薬局	西郷通1-15-1 第三 エス・ケイビル1F	6991-8911
ハート薬局	大久保町3-34-8	6916-8501
阪神調剤薬局 守口店	北斗町8-13	6997-7337
東町ほほえみ薬局	東町1-7-14	6900-8639
一二三薬局	金下町1-4-13	6991-0086
ファミリー薬局	平代町6-15-101	6995-7870
ファミリー薬局	佐太東町2-9-10 ジャガー・イーストビル3F	6900-3777
ヘルシー21 スミヨシ薬局	八雲東町2-82-22	6900-8567
ベビー薬局	藤田町1-51-1	6902-2355
みさき薬局	藤田町4-48-2	6780-0828
みどり薬局 守口店	佐太中町6-20-8	6900-7400
守口チトセ薬局	西郷通1-9-23	6992-1144
守口なのはな薬局	河原町10-15 テルプラザ1F	6997-8808
守口まこと薬局	佐太東町1-23-11	6916-8666
薬師堂薬局	南寺方中通3-10-6	6996-8218
ヨコヤマ薬局	八雲東町2-61-9	6908-7562
りぼん薬局	小春町1-6	6993-0046
わかたけ薬局	大枝西町15-7	6993-5010
わかば薬局	金下町2-13-6	6993-4343